

第七回国会 大蔵委員會議録第十九号

昭和二十五年二月二十四日(金曜日)

午前十一時二分開議

出席委員

委員長代理 理事北澤 直吉君

理事小峯 柳多君 理事小山 長規君

理事前尾繁三郎君 理事川島 金次君

理事橋本 金一君 理事河田 賢治君

岡野 清豪君 鹿野 彦吉君

佐久間 徹君 田中 啓一君

苦米地英俊君 西村 直巳君

三宅 則義君 宮崎 靖君

松尾トシ子君 宮腰 喜助君

竹村奈良一君

出席國務大臣

大蔵大臣 池田 勇人君

出席政府委員

大蔵政務次官 水田三喜男君

大蔵事務官 (主税局長) 平田敬一郎君

大蔵事務官 (証券取引委員) 湯地謙爾郎君

会事務局長 委員外の出席者

専門員 黒田 久太君

専門員 椎木 文也君

二月二十四日

河田賢治君が理事に補欠当選した。

二月二十三日

勤務所得税撤廃の請願(菊田アサノ君外二名紹介)(第九七六号)

ビジュアルレコーダー等に対する物品税撤廃の請願(島村一郎君紹介)(第一〇〇三号)

身辺用細貨類等に対する物品税課税

第一類第六号

大蔵委員會議録第十九号

昭和二十五年二月二十四日

方法改正に関する請願(天野公義君紹介)(第一〇〇四号)

児童乗物類に対する物品税減免の請願(天野公義君紹介)(第一〇〇五号)

たばこ民営反対に関する請願(佐々木更三君紹介)(第一〇一七号)

がん具花火に対する物品税の免税額設定に関する請願(三宅則義君紹介)(第一〇三三号)

カレンダー等に対する物品税撤廃若しくは免税額設定に関する請願(角田幸吉君外一名紹介)(第一〇三四号)

ソリニーションに対する物品税撤減の請願(山口シヅエ君紹介)(第一〇六三三号)

専売公社職員に対し行政機関定員法適用除外等に関する請願(前田植男君紹介)(第一〇六五五号)

東北地方の日本海地区機械船海運業者に対する適正課税に関する請願(志田義信君紹介)(第一〇六八八号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

公聴会開会に関する件

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)

有価証券移転税法を廃止する法律案(内閣提出第四八号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)

富裕税法案(内閣提出第五三三号)

通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)

証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四四号)(予)

〇北澤委員長代理 これより会議を開きます。

去る二十日本委員会に付託に相なり

ました酒税法の一部を改正する法律案、有価証券移転税法を廃止する法律案、及び去る二十一日に付託に相なり

ました法人税法の一部を改正する法律案、所得税法の一部を改正する法律案、富裕税法案、通行税法の一部を改正する法律案の六法案を一括議題とし

まして、まず政府の説明を求めます。

大蔵大臣池田勇人君。

酒税法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律案

酒税法(昭和十五年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項に次の但書を加える。

但シ第二十七條ノ二第一項ニ規定スル政府ノ指定ヲ受ケタル酒類販賣業者其ノ酒類販賣ヲ廃止セントストキハ免許ノ取消ヲ申請スベシ

第二十六條を削り、第二章中第二十五條の次に次の一條を加える。

第二十六條 酒類販賣業者第二十七條ノ二第一項ニ規定スル政府ノ指定ヲ受ケントストキハ政府ニ申

請スベシ其ノ指定ヲ受ケタル酒類販賣業者其ノ指定ノ取消ヲ受ケン

トストキ亦同ジ

第十八條、第十八條ノ二、第二十

第二十七條第一項を次のように改める。

酒税ノ税率左ノ如シ

一 清酒

特級

第一級

第二級

二 合成清酒

第一級

第二級

三 濁酒

白濁

味淋

四 甲類

五 乙類

六 焼酎

一石ニ付 四万千四百円

一石ニ付 三万五千四百円

一石ニ付 二万二千六百円

一石ニ付 二万五千二百円

一石ニ付 二万五千五百円

一石ニ付 三万五千円

一石ニ付 九万二千六百円

一石ニ付 三万七千六百円

一石ニ付 二万四千六百円

一石ニ付 二万四千四百円

一石ニ付 二万四千四百円

一石ニ付 二万四千四百円

一石ニ付 二万四千四百円

一石ニ付 二万四千四百円

一石ニ付 二万四千四百円

一石ニ付 二万四千四百円

一石ニ付 二万四千四百円

一石ニ付 二万四千四百円

一石ニ付 二万四千四百円

一石ニ付 二万四千四百円

一石ニ付 二万四千四百円

一石ニ付 二万四千四百円

一石ニ付 二万四千四百円

一石ニ付 二万四千四百円

一石ニ付 二万四千四百円

一石ニ付 二万四千四百円

一石ニ付 二万四千四百円

一石ニ付 二万四千四百円

一石ニ付 二万四千四百円

一石ニ付 二万四千四百円

一石ニ付 二万四千四百円

一石ニ付 二万四千四百円

一石ニ付 二万四千四百円

一石ニ付 二万四千四百円

一石ニ付 二万四千四百円

一石ニ付 二万四千四百円

一石ニ付 二万四千四百円

一石ニ付 二万四千四百円

一石ニ付 二万四千四百円

一石ニ付 二万四千四百円

第三級

一石ニ付
十円ヲ加フ
アルコール分二十度ヲ超ユル一度毎ニ二千六百
十円ヲ加フ

第四級

一石ニ付
一万八千円
アルコール分二十度ヲ超ユル一度毎ニ二千五百円
ヲ加フ

第二十七條ノ二を次のように改める。
第二十七條ノ二 酒類製造者又ハ政府ノ指定スル酒類販賣業者(指定販賣業者ト称ス以下同ジ)ガ酒類製造者及指定販賣業者以外ノ者ニ対シテ販賣スル酒類ニシテ臨時物資需給調整法ニ基キ配給スル酒類(配給酒類ト称ス以下同ジ)以外ノモノ及保稅地域ヨリ引取ル酒類ニ付テハ左ノ稅率ニ依リ算出シタル酒稅額ヲ前條ノ規定ニ依リ酒稅額ニ加算ス指定販賣業者以外ノ酒類販賣業者ガ酒類製造者及指定販賣業者以外ノ者ニ対シテ販賣スル酒類ニシテ配給酒類トシテ購入シタル後配給酒類以外ノ酒類トシテ販賣スルニ至リタルモノニ付亦同ジ

一 清酒

特級

一石ニ付
五万五千五百円

第一級

一石ニ付
三万八千三百円

第二級

一石ニ付
二万三千七百円

二 合成清酒

第一級

一石ニ付
二万五千七百円

第二級

一石ニ付
一万四千三百円

三 味淋

甲類

一石ニ付
三万八千六百円

乙類

一石ニ付
一万三千三百円

四 焼酎

甲類及乙類

一石ニ付
一万円

五 麦酒

第一級

一石ニ付
八千円

六 雑酒

第一級

一石ニ付
四万八千円

第二級

一石ニ付
三万八千円

第二級

アルコール分二十度ヲ超エザルモノ
一石ニ付
二万三千円

アルコール分二十度ヲ超ユルモノ
一石ニ付
三万七千円

第三級

アルコール分二十度ヲ超エザルモノ
一石ニ付
一万五千円

アルコール分二十度ヲ超ユルモノ
一石ニ付
二万四千円

第四級

アルコール分二十度ヲ超エザルモノ
一石ニ付
七千円

アルコール分二十度ヲ超ユルモノ
一石ニ付
一万円

前條第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ酒稅ヲ課スル場合ニ付之ヲ準用ス

第三十三條第一項中「第二十七條ニ規定スル酒稅」を「第二十七條ノ規定ニ依リ酒稅」に改め、同條第二項中「第二十七條ノ二ノ規定スル酒稅」を「第二十七條ノ二ノ規定ニ依リ酒稅」に、「指定販賣業者」を「酒類製造者」に、「酒類製造者」及び「製造者」を「酒類販賣業者」に改める。

第三十四條第二号中「但シ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除ク」を「但シ第二十條第一項ノ規定ニ依リ申請ニ基キ免許ヲ取消サレタル場合ニシテ政府ノ承認ヲ受ケタル場合ヲ除ク」に改める。

第三十四條ノ二を次のように改める。

第三十四條ノ二 酒類ガ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ酒類製造者又ハ酒類販賣業者(第五号ノ場合ニ在リテハ指定販賣業者)ガ当該酒類ヲ第二十七條ノ二第一項ニ規定スル酒類トシテ販賣シタルモノト看做ス

一 自家用トシテ政府ノ承認ヲ受ケタル數量ヲ超ユル數量ノ酒類ガ製造場又ハ指定販賣業者ノ販賣場(指定販賣場ト称ス以下同ジ)ニ於テ飲用セラレタルトキ又ハ販賣ニ依ラズシテ配給酒類以外ノ酒類トシテ製造場又ハ指定販賣場ヨリ製造場及指定販賣場以外ノ場所ニ移出セラレタルトキ

二 指定販賣業者以外ノ酒類販賣業者ノ配給酒類トシテ購入シタル酒類ガ当該販賣業者ノ販賣場ニ於テ飲用セラレタルトキ又ハ販賣ニ依ラズシテ配給酒類以外ノ酒類トシテ当該販賣場ヨリ製造場及指定販賣場以外ノ場所ニ移出セラレタルトキ

三 酒類製造ノ免許ヲ取消サレタル場合又ハ指定販賣業者其ノ指定若ハ酒類販賣業者ノ免許ヲ取消サレタル場合ニ於テ配給酒類以外ノ酒類ガ製造場又ハ指定販賣場ニ現存スルモノ但シ第二十條又ハ第二十六條第一項ノ規定ニ依リ申請ニ基キ免許又ハ指定ヲ

取消サレタル場合ニシテ政府ノ承認ヲ受ケタル場合ヲ除ク

四 製造場又ハ指定販賣場ニ現存スル酒類ガ公衆若ハ競売セラレタルトキ又ハ破産手續ニ於テ換領セラレタルトキ

五 酒類ガ製造場ヨリ指定販賣場ニ移出セラレタル後二月以内ニ指定販賣場ニ移入セラレザルトキ但シ天災其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ亡失シタルモノニ付命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケタル場合ヲ除ク

第三十五條第一項但書を次のように改める。

但シ第三十四條第二号又ハ第三号ノ規定ニ該当スルモノト看做サレタル酒類ニ付申告書ヲ提出スベシ

第三十五條ノ二第一項中「第二十七條ノ二ノ規定ニ依リ酒稅ヲ課スベキ酒類」を「第二十七條ノ二第一項ニ規定スル酒類」に改め、同項但書を次のように改める。

但シ第三十四條ノ二第三号又ハ第四号ノ規定ニ該当スルモノト看做スル酒類トシテ販賣シタルモノ又ハ販賣シタルモノト看做サレタル酒類ニ付申告書ヲ提出スベシ

同條第一項の次に次の一項を加える。

指定販賣業者以外ノ酒類販賣業者第二十七條ノ二第一項後段ニ規定スル酒類ヲ販賣シタルモノ又ハ第三十四條ノ二第二号ノ規定ニ該当スルモノト看做サレタル酒類

ニ付前項ニ準ズル申告書ヲ政府ニ提出スベシ
同條第二項中「前項」を「前二項」に改める。

第三十六條第二項中「前條第一項但書」の下に「若ハ第二項」を加える。

第三十八條第三項中「臨時物資需給調整法ニ基キ配給スル酒類」を「配給酒類」に改める。

第五十九條中「販賣ニ関シ」の下に「參考トナルベキ事項(其ノ団体員個々ノ課税標準及当該団体ガ其ノ団体員ヨリ特ニ報告ヲ求ムルコトヲ必要トスル事項ヲ除ク)」を加える。

第六十一條第一項第一号及び第六十四條第一項第二号中「第三十五條ノ第二項」の下に「若ハ第二項」を加える。

附則

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 この法律施行前に課した、又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。

3 この法律施行の際、製造場又は保税地域以外の場所において、酒類の製造者又は販売業者が酒類(果実酒を除く。以下同じ。)を各種類を通じて合計五斗以上所持する場合においては、その場所を製造場、その所持者を製造者とみなして、その所持する酒類に対し酒税を課する。この場合においては、この法律施行の日に、その酒類を製造場から移出したものとみなし、改正後の酒税法第二十七條の規定により算出した税額と改正前の同條の規定により算出した税額との差額(合成清酒については、第一級は一石につき六千五百円、第二級は一石につき二千八百円、焼酎については、一石につき三千円(アルコール分二十五度を超えるときは、アルコール分二十五度をこえる一度ごとに百二十円を加算した金額)の割合により算出した金額)をその税額として、その税額が一万円以下のときは、昭和二十五年五月三十一日限り、一万円をこえるときは、左の区分によりその税額を各月に等分して、その月末日限り徴収する。

昭和二十五年五月及び六月税額五万円をこえるとき
同年五月から七月まで税額十万円をこえるとき
同年五月から八月まで税額十万円をこえるとき

額との差額(合成清酒については、第一級は一石につき六千五百円、第二級は一石につき二千八百円、焼酎については、一石につき三千円(アルコール分二十五度を超えるときは、アルコール分二十五度をこえる一度ごとに百二十円を加算した金額)の割合により算出した金額)をその税額として、その税額が一万円以下のときは、昭和二十五年五月三十一日限り、一万円をこえるときは、左の区分によりその税額を各月に等分して、その月末日限り徴収する。

昭和二十五年五月及び六月税額五万円をこえるとき
同年五月から七月まで税額十万円をこえるとき
同年五月から八月まで税額十万円をこえるとき

4 前項の製造者又は販売業者は、その所持する酒類について、種類、級別、類別及び種別ごとに、且つ、アルコール分の異なるごとに、数量、貯蔵の場所及び前項の規定に該当するときはその旨を、この法律施行後一月以内に、

5 第三項の製造者又は販売業者は、その所持する酒類について、種類、級別、類別及び種別ごとに、且つ、アルコール分の異なるごとに、数量、貯蔵の場所及び前項の規定に該当するときはその旨を、この法律施行後一月以内に、

所轄税務署に申告しなければならぬ。

有価証券移転税法を廃止する法律案
有価証券移転税法を廃止する法律案

有価証券移転税法(昭和十二年法律第七号)は、廃止する。

附則
1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 この法律施行前に課した、又は課すべきであつた有価証券移転税については、なお従前の例による。

3 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

法人税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案

法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

法人税法目次中「第五章 納付」を「第五章 納付及び還付」に、「第六章 課税標準の更正及び決定」を「第六章 更正及び決定」に改め、「第七章 同族会社に関する課税の特例」を削り、「第八章 審査、訴願及び訴訟」を「第七章 再調査、審査及び訴訟」に改め、第九章を第八章とし、第十章を第九章とする。

第二條中「この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人」を「前條第一号に掲げる法人(以下内

国法人という。)に改め、「所得の全部」の下に「及び積立金」を加え、「この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有しない法人でこの法律の施行地に資産又は事業を有するもの」を「同條第二号に掲げる法人(以下外国法人という。)」に改める。

第三條中「合併後存続する法人又は合併に因り設立した法人」を「合併法人(合併後存続する法人又は合併に因り設立した法人をいう。以下同じ。)」に、「合併に因り消滅した法人」を「被合併法人(合併に因り消滅した法人をいう。以下同じ。)」に、「所得」を「前條の所得又は積立金」に改める。

第四條及び第五條を次のように改める。

第四條 法人税は、左に掲げる法人には、これを課さない。
一 都道府県、市町村及び命令で定めるその他の公共団体
二 法令による公団、日本専売公社、日本国有鉄道、国民金融公社及び復興金融公庫
三 持株会社整理委員会、閉鎖機関整理委員会及び船舶運賃会
四 大日本育英会及び社会保険診療報酬支払基金
五 国民健康保険組合及び同連合会並びに健康保険組合及び同連合会

第五條 左に掲げる法人の所得で収益事業から生じた所得以外の所得に對しては、各事業年度の所得に對する法人税は、これを課さない。
一 民法第三十四條の規定により設立した法人、宗教法人並びに

学校法人及び私立学校法第六十四條第四項の規定により設立した法人
二 弁護士会及び日本弁護士連合会、弁理士会並びに税務代理士会
三 法人たる労働組合及び国家公務員法に基く法人たる国家公務員の組合その他の団体
四 漁船保険組合、農業共済組合及び農業共済保險組合並びに国家公務員共済組合及び同連合会
五 牧野組合、住宅組合、海外移住組合及び同連合会並びに負債整理組合
六 損害保険料率算出団体及び家畜登録協会

前項各号に掲げる法人は、同項の収益事業から生ずる所得に對する経理は、収益事業以外の事業から生ずる所得に對する経理と区分して、これを行わなければならない。

第一項の収益事業の範圍は、命令でこれを定める。

第五條の二 法人の清算中の各事業年度において生じた所得に對しては、各事業年度の所得に對する法人税は、これを課さない。

第五條の三 第五條第一項各号に掲げる法人の積立金に對しては、各事業年度の積立金に對する法人税は、これを課さない。

第六條第一項中「清算中の事業年度を除く。以下同じ。」を削り、「普通所得」を「所得」に改め、同條第二項中「普通所得」を「所得」に改め、第七條第一項中「又は定款に定める事業年度」を、「定款、寄附行為、

規則若しくは協約に定める事業年度その他これに準ずる期間又は第二項の規定により政府に申告し若しくは政府が指定した期間」に改め、同項の次に次の二項を加える。

法令、定款、寄附行為、規則又は規約で事業年度その他これに準ずる期間を定めていない法人は、その設立の日又は外国法人となつた日から二箇月以内に、事業年度その他これに準ずる期間を定めて政府に申告しなければならぬ。その申告がないときは、政府は、その事業年度その他これに準ずる期間を指定し、これを通知する。

事業年度の期間が一年をこえる場合においては、この法律の適用については、事業年度開始の日から一年ごとに区分した期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、当該期間）を各々一事業年度とみなす。

同條第二項中「期間を」を「期間及び解散の日の翌日からその事業年度の末日までの期間を各々」に改める。

第一章中第七條の次に次の一條を加える。

第七條の二 この法律において同族会社とは、左の各号の一に該当する会社をいう。

一 株主又は社員の一入及びその親族その他これと命令で定める特殊の關係のある個人（以下同族關係者という。）が有する株式又は出資の金額の合計額がその会社の株式金額又は出資金額の百分の三十以上に相当する会社

二 株主又は社員は二人及びこれらの同族關係者が有する株式又は出資の金額の合計額がその会社の株式金額又は出資金額の百分の四十以上に相当する会社

三 株主又は社員は三人及びこれらの同族關係者が有する株式又は出資の金額の合計額がその会社の株式金額又は出資金額の百分の五十以上に相当する会社

四 株主又は社員は四人及びこれらの同族關係者が有する株式又は出資の金額の合計額がその会社の株式金額又は出資金額の百分の六十以上に相当する会社

五 株主又は社員は五人及びこれらの同族關係者が有する株式又は出資の金額の合計額がその会社の株式金額又は出資金額の百分の七十以上に相当する会社

同族会社であるかどうかの判定は、第十七條第一項第二号の規定の適用については当該事業年度開始の時の現況により、第三十一條の二の規定の適用については同條に規定する行為又は計算の事実のあつた時の現況による。

第八條を次のように改める。

第八條 法人税の課税標準は、各事業年度の所得及び積立金の金額による。

第九條第一項中「この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人を「内国法人」に、「普通所得」を「所得」に改め、同條第二項中「法人税を「法人税（第四十二條の規定による利子税額に相当する法人税を除く。）に、「普通所得」を「所得」に改め、「損益に算入しない。」の下に

「所得税法第五十七條第四項若しくは第五十七條の二第四項又は通行税法第十一條ノ第三項若しくは第十一條ノ第四項第一項の規定により徴収された又は徴収されるべき源泉徴収加算税額若しくは軽減加算税額又は重加算税額に相当する所得税又は通行税に付しても、また、同様とする。」を加え、同條第三項中「普通所得」を「所得」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第五條第一項各号に掲げる法人が同項の収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額は、これを寄附金とみなして前項の規定を適用する。

同條第四項中「法人」を「青色申告書を提出した法人」に、「一年」を「五年」に、「普通所得」を「所得」に改め、「損益に算入する。」の下に「但し、当該損益の生じた事業年度において青色申告書を提出し、且つ、その後において連続して青色申告書を提出している場合に限る。」を加え、同條第五項中「商工協同組合」、「製造業会」、「道府県水産業会、中央水産業会、及び「都道府県林業会、日本林業会、養蚕協同組合」、を削り、「商工組合中央金庫、塩業組合、塩業組合連合会及び塩業組合中央会」を「及び商工組合中央金庫」に、「第十八條乃至第二十二條の二」を「第十八條の規定による」に、「普通所得」を「所得」に改め、同條第六項中「前項」を「前項及び第九條の二乃至第九條の八」に、「普通所得」を「所得」に改める。

同條の次に次の七條を加える。

第九條の二 法人が額面をこえる額で株式を発行した場合の額面をこえる金額から当該株式の発行のために要した費用の額を控除した金額は、前條第一項の所得の計算上、これを益金に算入しない。

第九條の三 第九條第六項に掲げる法人が新たにその出資者となる者から徴収した加入金は、同條第一項の所得の計算上、これを益金に算入しない。

第九條の四 法人の資本の減少に因り生じた益金は、第九條第一項の所得の計算上、これを益金に算入しない。

第九條の五 法人が合併した場合において、合併法人の合併に因り生じた益金（以下合併益金という。）のうち、合併法人が被合併法人の株主、社員又は出資者に対し割り当てた株式の金額又はこれらの者の出資に引き当てた金額の合計額が被合併法人の合併の時における株式の拂込金額又は出資金額に満たないため生じた益金（以下合併減資益金という。）から成る部分の金額及び被合併法人の積立金から成る部分の金額は、第九條第一項の所得の計算上、これを益金に算入しない。

法人の合併減資益金のうち、合併減資益金から成る部分、被合併法人の積立金から成る部分及びその他の益金から成る部分の金額の計算に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第九條の六 法人が各事業年度において内国法人から利益の配当又は剰余金の分配を受けた場合において、

て、第十八條乃至第二十一條の規定による申告書に当該利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額に關する申告の記載をなしたときは、当該利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額（その元本たる株式又は出資を取得するために要した負債の利子があるときは、その利子の額を控除した金額）は、第九條第一項の所得の計算上、これを益金に算入しない。

左に掲げる金額は、前項の規定の適用については、これを利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額とみなす。

一 株式の消却若しくは資本の減少に因り取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額（株式又は出資については、その拂込金額。以下本條において同じ。）の合計額又は退社、脱退若しくは出資の減少に因り持分の拂戻として取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額がその金銭又は財産を取得する法人が当該株式又は出資を取得するために要した金額をこえる場合におけるそのこえる金額のうち、その金銭又は金銭以外の財産の支拂又は交付をなした法人の積立金額から成る部分に對する金額

二 法人の解散に因り残余財産の分配として株主、社員又は出資者たる法人が取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額がその株主、社員又は出資者たる法人が当該残余財産の分配をなした法人の株式又は出資

金額

金額

金額

を取得するために要した金額をこえる場合におけるそのこえる金額のうち、当該残余財産の分配をなした法人の解散の時ににおける積立金額（残余財産の分配として他の法人の株式又は出資を取得する場合）は、当該積立金額のうち、当該他の法人に引き継がれなかった部分の金額に限るものとし、清算中の各事業年度において当該積立金に対して課せられた法人税がある場合には、当該税額を控除した金額とするものとする。）から成る部分に対応する金額

三 法人が合併した場合において被合併法人の株主、社員又は出資者たる法人が合併法人から合併に因り取得する株式又は出資の拂込金額及び金銭の額の合計額がその株主、社員又は出資者たる法人が被合併法人の株式又は出資を取得するために要した金額をこえる場合におけるそのこえる金額のうち、被合併法人の積立金額で合併法人に引き継がれなかったものから成る部分に対応する金額

前項各号の場合において、株主、社員又は出資者たる法人が株式の消却、資本の減少、退社、脱退、出資の減少、解散又は合併に因り金銭及び金銭以外の財産を取得するときは、同項の規定により利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額とみなす金額のうち、金銭から成る部分及び金銭以外の財産から成る部分の額は、まづ当該財産の価額（その取得した

財産が株式又は出資である場合には、その拂込金額のうち当該財産取得の基因となつた株式又は出資を取得するために要した金額）をもつてこれに充て、なお残額があるときは、当該金銭の額をもつてこれに充てて計算する。

第廿項第一号又は第二号に規定する場合において、法人が金銭又は金銭以外の財産を数回にわたつて取得したときは、同項の規定の適用については、これらの金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額が、当該各号に規定する株式又は出資を取得するために要した金額をこえるに至つた場合におけるそのこえる金額について、まづ当該各号に掲げる積立金から成る部分からこれらの金銭若しくは金銭以外の財産の支拂若しくは交付又は残余財産の分配がなされたものとみなす。

第九條の七 法人は、第九條第一項の所得の計算に關し必要な商品、原材料、製品、半製品、仕掛品その他のたな卸をなすべき資産の評価については、命令で定める事業の種類ごとに、命令で定める方法のうちいずれか一を選定し、その方法によらなければならない。

新たに設立した内国法人若しくは新たに外国法人となつた法人又は新たに他の種類の事業を開始し若しくは事業の種類を変更した法人は、その設立後若しくは新たに外国法人となつた後又はその事業を開始し若しくは事業の種類を変更した後最初に第十八條乃至第二十一條の規定による申告書を提出

すべき期限までに、前項の評価の方法のうちそのよるべき方法を選定して、これを政府に届け出なければならぬ。その届出をしなかつた法人は、前項の評価の方法のうち命令で定めるものによらなければならない。

法人は、前項の規定により届け出た評価の方法又は命令で定めたとそのよるべき評価の方法を変更しようとするときは、政府の承認を受けなければならない。

前項の規定による政府の承認を受けようとする法人は、その新たな評価の方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、その旨及び変更しようとする理由を記載した申請書を政府に提出しなければならない。

政府は、前項の申請書の提出があつた場合において、当該法人が現によつている評価の方法を採用してから相当期間を経過していないとき又は変更しようとする評価の方法によつては所得の計算が正確に行われ難いと認めるときは、当該申請を却下することができ

る。

第四項の申請書の提出があつた場合において、当該事業年度終了の日（当該事業年度について第十九條又は第二十條の規定の適用を受ける法人については、当該事業年度開始の日から六箇月を経過した日の前日）までに、当該申請の承認又は却下がなかつたときは、当該申請の承認があつたものとみなす。

政府は、第四項の申請書の提出

があつた場合において、当該申請の承認又は却下をなしたときは、当該申請をなした法人に、これを通知する。

第九條の八 法人は、第九條第一項の所得の計算上損金に算入すべき固定資産の償却額の計算については、命令で定める方法によらなければならない。

新たに設立した内国法人若しくは新たに外国法人となつた法人又は現に採用している償却の方法以外の方法によるべき固定資産を取得した法人は、その有する固定資産又は取得した固定資産について前項の命令により二以上の償却の方法が定められている場合においては、その設立後若しくは新たに外国法人となつた後又は当該資産の取得後最初に第十八條乃至第二十一條の規定による申告書を提出すべき期限までに、前項の償却の方法のうちそのよるべき方法を選定して、これを政府に届け出なければならない。その届出をしなかつた法人は、前項の償却の方法のうち命令で定めるものによらなければならない。

前條第三項乃至第七項の規定は、法人が償却の方法を変更する場合について、これを準用する。

第十條第一項中「普通所得及び超過所得」を「所得」に改め、同條第二項中「普通所得」を「所得」に改め、同條第三項を削る。

第十一條中「この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有しない法人でこの法律の施行地に資産又は事業を有するもの」を「外国法人」に、

「普通所得」を「所得」に、「第九條」を「第九條乃至第九條の八」に改める。

第十二條第二項中「普通所得」を「所得」に改める。

第十三條から第十六條までを次のように改める。

第十三條 法人の各事業年度の積立金は、当該事業年度開始の時ににおける積立金額から、昭和二十五年四月一日の直前に終了した事業年度の末日における積立金額を控除した金額（この控除すべき積立金額を控除積立金額という。）に当該事業年度の月数を乗じたものを十二分して計算した金額による。

昭和二十五年四月一日を含む事業年度が六箇月をこえる法人（第五條第一項各号及び第九條第六項に掲げる法人を除く。）について当該事業年度開始の日から六箇月の期間が同日前に終了している場合においては、当該法人の控除積立金額は、前項の規定にかかわらず、当該事業年度開始の時ににおける積立金額と当該期間に生じた所得金額から当該所得に対する法人税額を控除した金額との合計金額による。

第一項の月数は、曆に従ひこれを計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨て

る。

第十四條 法人が昭和二十五年四月一日以後に合併した場合において、被合併法人の控除積立金額は、前條第一項の規定の適用については、合併法人の控除積立金額とみなす。

法人が昭和二十五年四月一日前

に合併した場合において、その合併法人の合併後最初の事業年度が同日以後に終了するときは、被合併法人の同日直前に終了した事業年度の末日における積立金額は、前條第一項の規定の適用については、当該合併法人の控除積立金額とみなす。

第十五條 法人が昭和二十五年四月一日以後に合併した場合において、当該合併が合併後存続する法人の事業年度中途においてなされ、且つ、合併後存続する法人が被合併法人の積立金を引き継いだときは、その合併後存続する法人の当該合併の日を含む事業年度の積立金は、第十三條及び前條第一項の規定にかかわらず、合併後存続する法人の当該事業年度開始の時点における積立金額から控除積立金額を控除した金額と、合併後存続する法人が被合併法人から引き継いだ積立金額から被合併法人の控除積立金額を控除した金額に合併後存続する法人の当該事業年度の合併の日以後の月数を乗じたものを当該事業年度の月数で除した金額との合計金額に合併後存続する法人の当該事業年度の月数を乗じたものを十二分して計算した金額による。

第十三條第三項の規定は、前項の月数の計算について、これを準用する。

第十六條 この法律において積立金額とは、積立金、準備金その他名義の何たるを問わず、法人の各事業年度の所得（第五條の二の規定により法人税を課さない所得、第

六條の規定により法人税を免除する所得及び第九條の六の規定により益金に算入しない金額を含む。）のうち、その留保した金額をいふ。

法人税として納付すべき金額（第四十二條の規定による利子税額に相当する金額を除く。）は、前項の留保した金額には、これを算入しない。

第十七條 次のように改める。

第十七條 法人税は、左の税率により、これを課する。

一 各事業年度の所得
所得金額の百分の三十五

二 各事業年度の積立金
同族会社
積立金額のうち年五十万円以下
積立金額のうち年五十万円をこえる金額
その他の法人
百分の二
百分の二
百分の七

に因り決算が確定しないため、その提出期限までに申告書を提出できない場合においては、政府の承認を受け、その決算確定の日から二十日以内に、これを提出することができ、これを認め、同項の次に次の四項を加える。

前項但書の承認を受けようとする法人は、当該事業年度終了の日から四十五日以内に、同項但書の規定の適用を受けた旨並びに申告書の提出期限までに決算が確定しない理由及び決算確定の予定日を記載した申請書を政府に提出しなければならない。

政府は、前項の申請書の提出があつた場合において、当該申請に係るその理由が相当でないと認めるときは、当該申請を却下することができ、

第二項の申請書の提出があつた場合において、当該事業年度終了の日から二箇月以内に、当該申請の承認又は却下がなかつたときは、当該申請の承認があつたものとみなす。

政府は、第二項の申請書の提出があつた場合において、当該申請の承認又は却下がなかつたときは、当該申請の承認があつたものとみなす。

同族会社
積立金額のうち年五十万円以下
積立金額のうち年五十万円をこえる金額
その他の法人
百分の二
百分の二
百分の七

前項第二号の場合において、事業年度が一年に満たない法人については、同号中年五十万円とあるのは、五十万円に当該事業年度の月数を乗じたものを十二分して計算した金額とする。第十三條第三項の規定は、この場合の月数の計算について、これを準用する。

第十八條第一項中「第二十一條」を「第十九條又は第二十條」に、「普通所得金額及び超過所得金額」を「課税標準たる所得金額及び積立金額並びに当該所得及び積立金に対する法人税額」に、「提出しなければならぬ」とを「提出しなければならぬ。但し、災害その他やむを得ない事由

に因り決算が確定しないため、その提出期限までに申告書を提出できない場合においては、政府の承認を受け、その決算確定の日から二十日以内に、これを提出することができ、これを認め、同項の次に次の四項を加える。

前項但書の承認を受けようとする法人は、当該事業年度終了の日から四十五日以内に、同項但書の規定の適用を受けた旨並びに申告書の提出期限までに決算が確定しない理由及び決算確定の予定日を記載した申請書を政府に提出しなければならない。

政府は、前項の申請書の提出があつた場合において、当該申請に係るその理由が相当でないと認めるときは、当該申請を却下することができ、

第二項の申請書の提出があつた場合において、当該事業年度終了の日から二箇月以内に、当該申請の承認又は却下がなかつたときは、当該申請の承認があつたものとみなす。

政府は、第二項の申請書の提出があつた場合において、当該申請の承認又は却下がなかつたときは、当該申請の承認があつたものとみなす。

同族会社
積立金額のうち年五十万円以下
積立金額のうち年五十万円をこえる金額
その他の法人
百分の二
百分の二
百分の七

及び第四項を次のように改める。

外国法人及び第五條第一項各号に掲げる法人は、前項の書類の外、それぞれこの法律の施行地にある資産若しくは事業に係る財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は第五條第一項の収益事業に係る財産目録、貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

同條第五項中「法人税を課すべき各事業年度の普通所得又は超過所得」を「各事業年度について納付すべき法人税」に改める。

第十九條から第二十五條までを次のように改める。

第十九條 法人の事業年度が六箇月をこえる場合においては、第二十条の規定に該当する場合を除く外、当該事業年度開始の日から七箇月を経過した日の前日までに前事業年度の法人税として納付した税額又は納付すべきことが確定した税額がある法人は、当該事業年度開始の日から六箇月を経過した日から二箇月以内に、その前事業年度の法人税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額（当該法人税に係る第四十二條乃至第四十三條の二の規定による利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び重加算税額に相当する法人税額は、これを含まない。）に六を乗じて前事業年度の月数で除して計算した金額に相当する法人税額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。但し、当該法人は、当該事業年度開始の日から六箇月の期間

を一事業年度とみなして第六條及び第九條乃至第十五條の規定により当該期間の課税標準たる所得金額及び積立金額を計算したときは、当該申告書の提出に代え、当該申告書の提出期限内に、当該期間の所得金額及び積立金額並びに当該所得及び積立金に対する法人税額（これらの金額又は税額がなない場合には、その旨）を記載した申告書を政府に提出することができ、

前項本文の場合において、政府が物価変動の状況等により必要があるとして、別に法律で定めるところにより、前事業年度の法人税額に乘ずべき調整比率を定めたときは、同項本文の申告書に記載すべき法人税額は、同項本文の規定により計算した金額に当該調整比率を乗じて計算した金額による。

第一項本文の規定による申告書には、命令の定めるところにより、同項本文に規定する前事業年度の法人税額、当該法人税額計算の基礎となつた前事業年度の所得金額及び積立金額並びに前事業年度の期間を記載した書類を添附しなければならない。

第一項但書の規定による申告書には、命令の定めるところにより、同項但書に規定する期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書（外国法人にある資産又は事業に係る貸借対照表及び損益計算書とする。）、当該期間の所得金額及び積立金額の計算

を一事業年度とみなして第六條及び第九條乃至第十五條の規定により当該期間の課税標準たる所得金額及び積立金額を計算したときは、当該申告書の提出に代え、当該申告書の提出期限内に、当該期間の所得金額及び積立金額並びに当該所得及び積立金に対する法人税額（これらの金額又は税額がなない場合には、その旨）を記載した申告書を政府に提出することができ、

前項本文の場合において、政府が物価変動の状況等により必要があるとして、別に法律で定めるところにより、前事業年度の法人税額に乘ずべき調整比率を定めたときは、同項本文の申告書に記載すべき法人税額は、同項本文の規定により計算した金額に当該調整比率を乗じて計算した金額による。

第一項本文の規定による申告書には、命令の定めるところにより、同項本文に規定する前事業年度の法人税額、当該法人税額計算の基礎となつた前事業年度の所得金額及び積立金額並びに前事業年度の期間を記載した書類を添附しなければならない。

第一項但書の規定による申告書には、命令の定めるところにより、同項但書に規定する期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書（外国法人にある資産又は事業に係る貸借対照表及び損益計算書とする。）、当該期間の所得金額及び積立金額の計算

に關する明細書並びに当該所得及び積立金に対する法人税額の計算に關する明細書を添附しなければならぬ。

第一項の規定による申告書を提出すべき法人が同項に規定する申告書の提出期限までに、同項の規定による申告書を提出しなかつた場合には、当該申告書の提出期限を経過した時において政府に対し同項本文の規定による申告書の提出があつたものとみなす。

第十三條第三項の規定は、第一項の月数の計算について、これを準用する。

第一項乃至前項の規定は、法人に第一項本文に規定する前事業年度の法人税額のない場合について、これを準用する。

第二項乃至前項の規定は、第五條第一項各号及び第九條第六項に掲げる法人については、これを適用しない。

第二十條 新たに設立した内国法人若しくは新たに外国法人となつた法人のその設立後若しくはその外国法人となつた後最初の事業年度が六箇月をこえる場合又は合併後存続する内国法人のその合併の日を含む事業年度に続く事業年度が六箇月をこえる場合（その合併が合併の日を含む事業年度開始の日においてなされたものである場合を除く。）若しくは合併後存続する内国法人の六箇月をこえる事業年度開始の日から六箇月の期間内にその合併があつた場合においては、その新たに設立した内国法人

若しくは新たに外国法人となつた法人又はその合併後存続する内国法人は、その六箇月をこえる事業年度については、当該事業年度開始の日から六箇月の期間を一事業年度とみなして第六條及び第九條乃至第十五條の規定により当該期間の課税標準たる所得金額及び積立金額を計算し、当該期間の法人税として納付すべき税額があるときは、当該期間終了の日から二箇月以内に、当該期間の所得金額及び積立金額並びに当該所得及び積立金に対する法人税額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

前條第四項の規定は、前項の規定による申告書を提出する場合について、これを準用する。

前二項の規定は、法人に第一項の期間について納付すべき法人税のない場合について、これを準用する。

前三項の規定は、第五條第一項各号及び第九條第六項に掲げる法人については、これを適用しない。

第二十一條 納税義務がある法人は、第十九條又は前條の規定に該当する場合においては、当該事業年度終了の日から二箇月以内に、その確定した決算に基き当該事業年度の課税標準たる所得金額及び積立金額並びに当該所得及び積立金に対する法人税額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。但し、災害その他やむを得ない事由に因り決算が確定しないため、その提出期限までに申告書

を提出できない場合においては、政府の承認を受け、その決算確定の日から二十日以内に、これを提出することができる。

第十八條第二項乃至第五項の規定は、前項但書の場合について、これを準用する。

第十八條第六項及び第七項の規定は、第一項の規定による申告書を提出する場合について、これを準用する。

前三項の規定は、法人に第一項事業年度について納付すべき法人税のない場合について、これを準用する。

第二十二條 納税義務がある清算中の法人は、その清算中に終了した各事業年度の法人税については、前四條の規定にかかわらず、当該事業年度終了の日から二箇月以内に、当該事業年度の課税標準たる積立金額及び当該積立金に対する法人税額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

前項の規定による申告書には、命令の定めるところにより、前事業年度及び当該事業年度終了の日における財産目録及び貸借対照表、当該事業年度の收支の計算に關する明細書、当該事業年度の積立金額の計算に關する明細書並びに当該積立金に対する法人税額の計算に關する明細書を添附しなければならない。

前二項の規定は、清算中の法人に清算中の各事業年度について納付すべき法人税のない場合について、これを準用する。

第二十三條 第十八條第一項、第二

十條第一項、第二十一條第一項又は前條第一項の規定による申告書を提出すべき法人は、当該各項に規定する申告書の提出期限後においても、第三十二條の規定による決定の通知があるまでは、当該各項に規定する事項を記載した申告書を政府に提出することができる。

前項の申告書には、それぞれ当該各項に規定する申告書の添附書類を添附しなければならない。

前二項の規定は、第十八條第八項、第二十條第三項、第二十一條第四項又は第二十二條第三項の規定による申告書を提出すべき法人について、これを準用する。

第二十四條 第十八條乃至前條の規定による申告書を提出した法人は、当該申告書に記載した所得金額若しくは積立金額又は法人税額について不足額がある場合（納付すべき法人税のない旨の申告書を提出した法人にあつては、納付すべき法人税がある場合）において、第三十二條の規定による更正又は決定の通知があるまでは、先に提出した申告書に記載した事項のうち修正すべき事項その他命令で定める事項を記載した申告書を政府に提出することができる。

第二十九條乃至第三十一條の規定による更正又は決定を受けた法人は、当該更正又は決定に係る所得金額若しくは積立金額又は法人税額について不足額がある場合（欠損金額の更正を受けた法人にあつては、納付すべき法人税がある場合）においては、当該更正又は決定に係る所得金額、積立金額、又は欠損金額に關する明細書に關して修正すべき事項その他命令で定める事項を記載した申告書を政府に提出することができる。

前二項の規定は、第二十六條の第三項の規定による法人税額の還付の請求をなした法人の当該請求の基礎となつた欠損金額又は当該欠損金額について第二十九條第二項若しくは第三十一條第二項の規定による更正があつた場合における当該更正に係る欠損金額が過大である場合について、これを準用する。

前三項の規定による申告書（以下修正申告書という。）には、命令の定めるところにより、修正に關する明細書を添附しなければならない。

第二十五條 法人は、政府の承認を受けた場合においては、第十八條乃至前條の規定により提出する申告書は、青色の申告書によることができる。（この申告書を青色申告書という。）

前項の政府の承認を受けようとする法人は、その各事業年度の所得及び積立金の計算に關して備え付ける帳簿書類について、命令の定めるところによらなければならない。

第一項の政府の承認を受けようとする法人は、青色申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日まで（当該事業年度が内国法人の設立後又は外国法人の新たに外国法人となつた後最初の事業年度である場合には、当該事業年度

は決定に係る所得金額、積立金額若しくは法人税額又は欠損金額に關して修正すべき事項その他命令で定める事項を記載した申告書を政府に提出することができる。

前二項の規定は、第二十六條の第三項の規定による法人税額の還付の請求をなした法人の当該請求の基礎となつた欠損金額又は当該欠損金額について第二十九條第二項若しくは第三十一條第二項の規定による更正があつた場合における当該更正に係る欠損金額が過大である場合について、これを準用する。

前三項の規定による申告書（以下修正申告書という。）には、命令の定めるところにより、修正に關する明細書を添附しなければならない。

第二十五條 法人は、政府の承認を受けた場合においては、第十八條乃至前條の規定により提出する申告書は、青色の申告書によることができる。（この申告書を青色申告書という。）

前項の政府の承認を受けようとする法人は、その各事業年度の所得及び積立金の計算に關して備え付ける帳簿書類について、命令の定めるところによらなければならない。

第一項の政府の承認を受けようとする法人は、青色申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日まで（当該事業年度が内国法人の設立後又は外国法人の新たに外国法人となつた後最初の事業年度である場合には、当該事業年度

開始の日から二十日以内)に、命令で定める事項を記載した申請書を政府に提出しなければならぬ。

政府は、前項の申請に対し承認をなす場合において、必要があると認めるときは、その法人の備え付ける第二項の帳簿書類について必要な指示をなすことができる。

政府は、第三項の申請書の提出があつた場合において、当該法人の備え付ける帳簿書類が第二項の規定による命令の規定の準拠してないとき若しくはその帳簿書類に不実の記載があると認められる相当の事由があるとき又はその申請書が第八項の規定による取消の通知を受けた日から一年以内に提出されたものであるときは、当該申請を却下することができる。

第三項の申請書の提出があつた場合において、当該事業年度終了の日(当該事業年度について第十九條又は第二十條の規定の適用を受ける法人については、当該事業年度開始の日から六箇月を経過した日の前日)までに、当該申請の承認又は却下がなかつたときは、当該申請の承認があつたものとみなす。

政府は、青色申告書を提出することについて政府の承認を受けた法人について、左に掲げる事実があると認める場合においては、その事実があつたと認められる時までさかのぼつてその承認を取り消すことができる。この場合においては、その事実があつたと認めら

れる時以後に提出した青色申告書は、青色申告書以外の申告書とみなす。

一 当該法人の備え付ける帳簿書類が第二項の規定による命令の規定に準拠していないこと。

二 当該法人がその備え付ける帳簿書類について第四項の規定による指示に従わなかつたこと。

三 当該法人の備え付ける帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載する等当該帳簿書類の記載事項の全体について、その真実性を疑うに足る不実の記載があること。

四 第十八條乃至第二十二條の規定による申告書をその提出期限内に提出しなかつたこと。

五 第九條の七第三項(第九條の八第三項において準用する場合を含む。)の規定による政府の承認を受けないでそのよるべき方法を變更したこと。

政府は、第三項の申請書の提出があつた場合において当該申請の承認又は却下をなしたとき又は前項の規定による承認の取消をなしたときは、当該法人に、これを通知する。

第二十五條の二 第十八條乃至第二十四條の規定による申告書には、法人の代表者(二人以上の者が共同して法人を代表する場合に於ては、その全員)が自署し、自己の印を押さなければならぬ。但し、法人の代表者が二人以上ある場合(二人以上の者が共同して法人を代表する場合を除く。)においては、これらの者のうち社長、理事

長、専務取締役、常務取締役その他の者で申告書の作成の時ににおいて法人の業務を主宰しているものが自署し、自己の印を押さなければならぬ。

前項の申告書には、同項の代表者の外、法人の役員及び職員のうち申告書の作成の時に於いて当該法人の経理に関する事務の主席の責任者である者が自署し、自己の印を押さなければならぬ。この場合において、その申告書の記載が自己の意見に反するときは、その旨を申告書に記載しなければならぬ。

前二項の規定により申告書に自署し自己の印を押すべき者は、外国法人にあつては、この法律の施行地にある資産又は事業の管理又は経営の責任者及び当該資産又は事業に係る経理に関する事務の主席の責任者とする。この場合においては、前項後段の規定は、当該資産又は事業の管理又は経営の責任者に対して通用があるものとす。

前三項の規定による自署押印の有無は、第十八條乃至第二十四條の規定による申告書の提出に因る申告の効力の影響を及ぼすものではない。

「第五章 納付」を「第五章 納付及び還付」に改める。

第二十六條を次のように改める。

第二十六條 第十八條第一項、第二十二條第一項又は第二十三條第一項の規定による申告書を提出した法人は、当該各項に規定する申告書の提出期限内に、当該申告書に記

載した法人税額に相当する税額の法人税を政府に納付しなければならない。

第十九條の規定による申告書を提出すべき法人(同條の規定により納付すべき法人税のない旨の申告書を提出した法人を除く。)は、同條に規定する申告書の提出期限内に、同條の規定により提出した申告書に記載した法人税額又は同條第五項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る法人税額に相当する税額の法人税を政府に納付しなければならない。

第二十一條第一項の規定による申告書を提出した法人は、同項に規定する申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した法人税額から第十九條若しくは第二十條第一項の規定により提出した申告書(第二十三條の規定により提出した申告書で第二十條第一項に規定する事項を記載したものを含む。)に記載した法人税額(以下本項において中間申告法人税額という。)又は第十九條第五項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る法人税額を控除した金額に納付しなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合においては、第二十一條第一項の規定による申告書に記載した法人税額から控除すべき法人税額は、当該各号に掲げる法人税額とする。

一 中間申告法人税額の申告があつた場合において、第二十一條

第一項の規定による申告書を提出する日までに、第二十四條第一項若しくは第二項の規定による修正申告書の提出があつたとき又は第二十九條第一項若しくは第三十一條第一項の規定による更正があつたときは、当該中間申告法人税額、当該修正申告に因り増加した法人税額及び当該更正に係る第三十三條第一項の追徴税額の合計額

二 中間申告法人税額の申告があつた場合において、第二十一條第一項の規定による申告書を提出する日までに、第三十條若しくは第三十一條第一項の規定による決定若しくは更正があつたとき又は第二十四條第二項の規定による修正申告書の提出があつたときは、当該決定若しくは更正に係る第三十三條第一項の追徴税額と当該修正申告に因り増加した法人税額との合計額

第二十六條の二 第二十三條第一項の規定による申告書を提出した法人は、当該申告書の提出の日、当該申告書に記載した法人税額(当該申告書が第二十一條第一項に規定する事項を記載したものである場合には、前條第三項の規定に準じて計算した法人税額)に相当する税額の法人税を政府に納付しなければならない。

第二十四條第一項又は第二項の規定による修正申告書を提出した法人は、当該修正申告の提出の日、当該修正申告に因り増加した法人税額に相当する税額の法人税

第一項の規定による申告書を提出する日までに、第二十四條第一項若しくは第二項の規定による修正申告書の提出があつたとき又は第二十九條第一項若しくは第三十一條第一項の規定による更正があつたときは、当該中間申告法人税額、当該修正申告に因り増加した法人税額及び当該更正に係る第三十三條第一項の追徴税額の合計額

二 中間申告法人税額の申告があつた場合において、第二十一條第一項の規定による申告書を提出する日までに、第三十條若しくは第三十一條第一項の規定による決定若しくは更正があつたとき又は第二十四條第二項の規定による修正申告書の提出があつたときは、当該決定若しくは更正に係る第三十三條第一項の追徴税額と当該修正申告に因り増加した法人税額との合計額

第二十六條の二 第二十三條第一項の規定による申告書を提出した法人は、当該申告書の提出の日、当該申告書に記載した法人税額(当該申告書が第二十一條第一項に規定する事項を記載したものである場合には、前條第三項の規定に準じて計算した法人税額)に相当する税額の法人税を政府に納付しなければならない。

第二十四條第一項又は第二項の規定による修正申告書を提出した法人は、当該修正申告の提出の日、当該修正申告に因り増加した法人税額に相当する税額の法人税

第一項の規定による申告書を提出する日までに、第二十四條第一項若しくは第二項の規定による修正申告書の提出があつたとき又は第二十九條第一項若しくは第三十一條第一項の規定による更正があつたときは、当該中間申告法人税額、当該修正申告に因り増加した法人税額及び当該更正に係る第三十三條第一項の追徴税額の合計額

二 中間申告法人税額の申告があつた場合において、第二十一條第一項の規定による申告書を提出する日までに、第三十條若しくは第三十一條第一項の規定による決定若しくは更正があつたとき又は第二十四條第二項の規定による修正申告書の提出があつたときは、当該決定若しくは更正に係る第三十三條第一項の追徴税額と当該修正申告に因り増加した法人税額との合計額

第二十六條の二 第二十三條第一項の規定による申告書を提出した法人は、当該申告書の提出の日、当該申告書に記載した法人税額(当該申告書が第二十一條第一項に規定する事項を記載したものである場合には、前條第三項の規定に準じて計算した法人税額)に相当する税額の法人税を政府に納付しなければならない。

を政府に納付しなければならぬ。

第二十六條の三 第四項の規定による金額の還付を受けた法人が、当該還付金額の基礎となつた欠損金額について第二十四條の規定による修正申告書を提出した場合においては、当該法人は、当該申告書の提出の日に、その還付を受けた金額のうち当該修正申告書に因り過大となつた金額(第二十六條の三第六項の規定により加算された金額のうちその過大となつた金額に相当する部分の金額を含む)に相当する税額の法人税を政府に納付しなければならない。

第二十六條の三 青色申告書を提出する法人は、各事業年度の第九條第一項の所得の計算上総損金(総損金をこえる場合においては、当該事業年度の第十八條第八項又は第二十一條第四項の規定による申告書の提出と同時に、命令の定めるところにより、政府に対し、当該事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度の所得に対する法人税額とその事業年度においてその所得金額からそのこえる損金の額(以下欠損金額という。)の全部又は一部を控除して計算した場合におけるその所得に対する法人税額との差額に相当する法人税額の還付の請求をなすことができる。但し、その事業年度の所得金額からその損金の額の控除を受けようとする事業年度(以下本條において還付事業年度という。)において青色申告書を提出し、且つ、その後において連続して青色申告

書を提出している場合に限る。

前項の規定による法人税額の還付の請求をなす場合においては、還付事業年度の法人税額のうち既に第四項の規定により還付を受けた金額(前條第三項の規定により納付した若しくは納付すべき又は第三十三條第二項の規定により徴収された若しくは徴収されるべき税額がある場合には、当該金額から、当該税額(第六項の規定により加算された金額に係る部分の税額を除く。)に相当する金額を控除した金額)があるときは、前項の規定の適用については、当該還付事業年度の所得金額は、当該還付金額の基礎となつた欠損金額だけ減額されたものとみなす。

第一項の規定による法人税額の還付の請求をなす法人は、還付事業年度の所得金額及び当該所得に対する法人税額並びに当該所得金額から控除を受けようとする欠損金額その他命令で定める事項を記載した書類を政府に提出しなければならない。

政府は、第一項の規定による法人税額の還付の請求があつた場合においては、当該請求の基礎となつた欠損金額その他必要な事項について調査し(当該調査に基き必要があるとする場合には、第二十九條乃至第三十一條の規定による更正又は決定をなし)、当該請求をなした法人に対し、当該請求に係る法人税額の全部又は一部に相当する金額を還付し又は請求の理由がない旨を通知する。前項の規定による金額(第六項

の規定により加算すべき金額を含む。)の還付をなす場合において、未納の国税、督促手数料、延滞加算金及び滞納処分費があるときは、当該金額をこれに充当する。

政府は、第四項の規定による金額の還付をなす場合においては、当該金額に係る還付の請求と同時に提出された申告書の提出期限の翌日から五箇月を経過した日から、その還付すべき金額の支出をなし又は前項の規定による充当をなす日までの期間に応じ、当該金額に第四十二條の規定による利子税額の計算に準じて計算した金額を加算しなければならない。

第二十七條中「普通所得若しくは超過所得又は清算所得」を「所得又は積立金」に改める。

第二十八條中「第二十六條第一項を第二十六條の二に改め、第二項を第二十六條の三に改め、『申告書』の下に『又は修正申告書』を加え、『又は修正』を削る。

第六章 課税標準の更正及び決定を第六章 更正及び決定」に改める。

第二十九條を次のように改める。

第二十九條 第十八條乃至第二十四條の規定による申告書又は修正申告書が提出された場合において、当該申告書又は修正申告書に係る課税標準又は法人税額が政府において調査したところと異なるときは、政府は、その調査により、課税標準又は法人税額を更正する。第二十六條の三第一項の規定による法人税額の還付の請求がなさ

れた場合において、当該請求の基礎となつた欠損金額(第二十四條第三項の規定による修正申告書が提出された場合には、当該修正申告書に係る欠損金額)が政府において調査したところと異なるときは、政府は、第三十條の規定に該当する場合を除く外、その調査により、欠損金額を更正する。

第三十條中「提出しなかつた場合」の下に「(第十九條第五項の規定の適用を受ける場合を除く。)」を加え、「法人税を課すべき所得又は資本」を「又は納付すべき法人税」に、「課税標準」を「課税標準及び法人税額」に改める。

第三十一條中「前二條」を「第二十九條第一項、前條又は本項に、「課税標準」を「課税標準又は法人税額」に、「脱漏があることを発見したときは、不足額があることを知つたときは、」に改め、同條に次の一項を加える。

政府は、第二十九條第二項又は本項の規定による欠損金額の更正後、更正した欠損金額が過大であることを知つたときは、前條の規定に該当する場合を除く外、政府の調査により、欠損金額を更正する。

第三十一條の次に次の二條を加える。

第三十一條の二 政府は、前三條の規定により課税標準若しくは欠損金額又は法人税額の更正又は決定をなす場合において、同族会社の行為又は計算で、これを容認した場合においては法人税の負担を不当に減少させる結果となると認め

られるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、政府の認めるところにより、当該法人の課税標準又は欠損金額を計算することができ。

第三十一條の三 政府は、青色申告書を提出することができない法人の青色申告書を提出した事業年度分について、第二十九條乃至第三十一條の規定による課税標準若しくは欠損金額又は法人税額の更正又は決定をなす場合においては、当該事業年度分の申告書につき第二十五條第七項後段の規定の適用があつた場合を除く外、その帳簿書類を調査し、その調査により課税標準又は欠損金額の計算に誤があると認められる場合に限り、これをなすことができる。但し、第十八條乃至第二十四條の規定により提出された申告書及びこれに添附された書類の調査によりその申告又は修正申告に係る課税標準若しくは欠損金額又は法人税額の計算が第六條及び第九條乃至第十五條の規定に従つていないことが明らかである場合又は第九條第一項本文の規定により提出された申告書に記載された法人税額の計算に誤がある場合においては、当該事項につき第二十九條乃至第三十一條の規定による課税標準若しくは欠損金額又は法人税額の更正又は決定をなすことを妨げない。

政府は、前項の規定の適用を受けけない法人の事業年度分について、第二十九條乃至第三十一條の規定による課税標準又は法人税額の更正又は決定をする場合において

ては、当該法人の財産若しくは債務の増減の状況、収入若しくは支出の状況又は生産量、販売量その他の取扱量、従業員数その他事業の規模により各事業年度の所得金額又は積立金額を推計してこれをなすことができる。

第三十二條中「前三條の規定により、課税標準を」第二十九條乃至第三十一條の規定により課税標準若しくは欠損金額又は法人税額に、「納税義務がある法人」を「当該法人」に、「通知する。」を「通知する。この場合において、当該更正又は決定が青色申告書を提出した事業年度分についてなされたものであるときは、通知の書面にその理由を附記しなければならない。」に改める。

第三十三條中「第二十九條乃至第三十一條を」政府は、第二十九條第一項、第三十條又は第三十一條第一項に改め、「課税標準」の下に「又は法人税額」を加え、同條に次の一項を加える。

政府は、第二十九條第二項若しくは第三十一條第二項の規定により欠損金額を更正し又は第三十條の規定により欠損の申告をなした事業年度について課税標準及び法人税額を決定した場合において、前條の通知をなした日から一箇月後を納期限として、第二十六條の第三項の規定により還付した金額のうち当該更正又は決定に因り過大となつた金額（第二十六條の第三項の規定により加算された金額のうちその過大となつた金額に対応する部分の金額を含む）に相当する税額の法人税を徴収する。

第七項 及び第八章を次のように改める。

第七章 再調査、審査及び訴訟

第三十四條 第三十二條又は第四十四條の規定による通知を受けた法人は、その通知を受けた課税標準、欠損金額若しくは法人税額又は過少申告加算税額、無申告加算税額若しくは重加算税額に対して異議があるときは、これらの通知を受けた日から一箇月以内に、命令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、当該通知をなした税務署長に対し、再調査の請求をなすことができる。但し、当該通知に係る事項に関する調査が国税庁又は国税局の税務官吏によつてなされた旨の記載がある書面により当該通知を受けた者については、この限りでない。

前項の請求があつた場合においても、税務署長は、税金の徴収を猶予しない。但し、税務署長において相当の理由があると認めるときは、税金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

第一項の規定は、第七條第二項、第九條の七第七項（第九條の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八條第五項（第二十一條第二項において準用する場合を含む。）、第二十五條第八項又は第四十六條の第三項の規定による通知を受けた法人が当該通知に係る事項に対して異議がある場

合について、これを準用する。

前項の請求があつた場合においても、当該請求は、その請求の目的となつた処分（効力）に影響を及ぼさない。

税務署長は、第一項（第三項において準用する場合を含む。）の規定による再調査の請求（以下再調査の請求という。）があつた場合において、当該請求の方式又は手続に欠陥があるときは、相当の期間を定めて、その欠陥を補正させることができる。

税務署長は、再調査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、当該各号に定める決定をなし、その理由を附記した書面により、これを当該請求をなした法人に通知しなければならない。

一 再調査の請求が第一項の期間経過後になされたとき又は前項の規定により欠陥の補正を求めた場合においてその欠陥が補正されなかつたときは、当該請求を却下する決定

二 再調査の請求の全部についてその理由がないと認めるときは、当該請求を棄却する決定

三 再調査の請求の全部又は一部についてその理由があると認めるときは、再調査の請求の目的となつた処分の全部又は一部を取り消す決定

第三項に規定する通知に係る事項又は同條第六項の規定による決定（以下再調査の決定という。）に対して異議があるときは、同條第一項若しくは第三項に規定する通知又は同條第六項の規定による通知を受けた日から一箇月以内に、命令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、当該通知をなした税務署長を經由し、国税庁長官又は国税局長に対し、審査の請求をなすことができる。この場合において、当該審査の請求が再調査の決定に対するものであるときは、当該再調査の目的となつた処分に対する審査の請求があわせてなされたものとみなす。

前條第二項及び第四項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

再調査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、各当該各号に規定する日において、当該各号に規定する税務署長の管轄区域を所轄する国税局長に対し、第一項の規定による審査の請求（以下審査の請求という。）があつたものとみなす。

一 税務署長において再調査の請求を審査の請求として取り扱うことを適当と認め、且つ、再調査の請求をなした法人がこれに同意したときは、当該同意のあつた日

二 再調査の請求があつた日から三箇月以内に前條第六項の規定による通知がなされず、且つ、再調査の請求をなした法人が当該

該請求を審査の請求として取り扱うことを税務署長に申し出たときは、当該申出のあつた日

前條第五項の規定は、審査の請求があつた場合について、これを準用する。

国税庁長官又は国税局長は、審査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、当該各号に定める決定をなし、その理由を附記した書面により、これを当該請求をなした法人（第三項の再調査の請求をなした法人を含む。）に通知しなければならない。この場合において、第一項後段の規定により再調査の目的となつた処分に対する審査の請求があつた場合においては、第二号又は第三号の規定による決定は、その各々の請求についてなさなければならない。

一 審査の請求が第一項の期間経過後になされたとき又は前項において準用する前條第五項の規定により欠陥の補正を求めた場合においてその欠陥が補正されなかつたときは、当該請求を却下する決定

二 審査の請求の全部についてその理由がないと認めるときは、当該請求を棄却する決定

三 審査の請求の全部又は一部についてその理由があると認めるときは、審査の請求の目的となつた処分の全部又は一部を取り消す決定

国税庁長官又は国税局長が、前條第六項第一号の規定による再調査の決定に対する審査の請求につ

いて前項第二号の規定による決定をなしたときは、同項後段の規定にかかわらず、第一項後段の規定によりあつてなされたものとみなされた再調査の目的となつた処分に対する審査の請求は、棄却されたものとみなす。

国税庁長官又は国税局長が、前條第一項に規定する事項について第五項第二号又は第三号の規定による決定をなす場合においては、国税庁又は国税局に所属する協議官の協議を経なければならぬ。

前項の協議官に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第三十六條 再調査の請求又は審査の請求の目的となる処分に関する事件については、訴訟法の規定は、これを適用しない。

第三十七條 再調査の請求又は審査の請求の目的となる処分の取消又は変更を求める訴は、第三十五條第五項の規定による決定（以下審査の決定という。）を経た後でなければ、これを提起することができない。但し、再調査の請求があつた日から六箇月を経過してなお再調査の決定の通知がないとき、審査の請求があつた日から三箇月を経過したとき又は再調査の決定若しくは審査の決定を経ることに因り著しい損害を生ずる虞のあるときその他正当な事由があるときは、再調査の決定又は審査の決定を経ないで、訴を提起することができる。

再調査の請求若しくは審査の請求の目的となる処分又は審査の決定の取消又は変更を求める訴は、前項但書の場合を除く外、行政事件訴訟特例法第五條第一項又は第四項の規定にかかわらず、審査の決定の通知を受けた日から三箇月以内に、これを提起しなければならない。

第一項但書の規定により再調査の請求があつた日から六箇月を経過した後に当該再調査の目的となつた処分の取消又は変更を求める訴を提起する場合においては、当該再調査の請求があつた日から九箇月以内に、当該訴を提起しなければならない。

前二項の期間は、これを不変期間とする。

第二項に規定する訴が提起された場合においては、国税庁又は国税局の職員は、国の利害に關係のある訴訟についての法律職權の権限等に関する法律第五條第一項の規定の適用については、これを當事者又は参加人となつた税務署長又は国税局長の所部の職員とみなす。

第三十八條 前條第二項に規定する訴においては、裁判所が相手方當事者となつた国税庁長官、国税局長又は税務署長の主張を合理的と認めたときは、当該訴を提起した者がまず証拠の申出をなし、その後相手方當事者が証拠の申出をなすものとする。

相手方當事者は、前項の規定にかかわらず、隨時証拠の申出をなすことができる。

第九條を第八章とする。

第三十九條 政府は、申告書（第九條第一項本文の規定による申告書を除く。）又は修正申告書に記載された所得金額が百万円（第二十一條第一項の規定による申告書若しくは同項に規定する事項を記載した第二十三條第一項の規定による申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書の場合には、二百万円）をこえる法人の名称、第四十六條の三に規定する納税地、代表者（外国法人にあつては第四十六條の四第二項に規定する責任者の氏名、その申告書に記載された所得金額及びその事業年度又は第十九條第一項但書（同條第七項において準用する場合を含む。）若しくは第二十条第一項に規定する期間を、当該申告書提出の日から二箇月以内に、少くとも一箇月間公示しなければならない。

第四十條 第一項中「課税標準」の下に又は「法人税額」を加え、「脱漏を不足額に二十万円を」と五「十万円」に改め、同條第二項を次のように改める。

前項の規定は、その報告が不法の行為に因り知り得た事実又は国若しくは地方公共団体の職員がその職務の遂行に伴い知り得た事実に基づくものであるときは、これを適用しない。

第四十二條及び第四十三條を次のように改める。

第四十二條 納税義務がある法人は、左の各号の一に該当する場合においては、当該各号に掲げる法人税額については、当該各号に掲げる期間に於て、当該税額百円について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税額をあわせて納付しなければならない。

一 法人が第二十六條の規定により納付すべき法人税（第十八條第一項但書又は第二十一條第一項但書の規定による申告書の提出に因り納付すべき法人税を除く。）をその納期限内に完納しなかつた場合においては、その未納に係る法人税額について、当該納期限の翌日から当該法人税を納付する日までの期間

二 法人が第十八條第一項但書又は第二十一條第一項但書の規定による申告書を提出した場合においては、第二十六條第一項又は第三項の規定により納付すべき法人税額について、第十八條第一項本文又は第二十一條第一項本文に規定する申告書の提出期限の翌日から当該法人税を納付する日までの期間

三 法人が第二十三條第一項の規定による申告書又は第二十四條第一項若しくは第二項の規定による修正申告書を提出した場合においては、第二十六條の二第二項又は第二項の規定により納付すべき法人税額について、第十八條第一項本文、第二十條第一項、第二十一條第一項本文又は第二十二條第一項に規定する

申告書の提出期限の翌日から当該法人税額を納付する日までの期間

四 第二十六條の三第四項の規定による金額の還付を受けた法人が、当該還付金額の基礎となつた欠損金額について第二十四條の規定による修正申告書を提出した場合においては、第二十六條の三第三項の規定により納付すべき法人税額について、第二十六條の三第四項の規定による還付のための支出があつた日から当該法人税を納付する日までの期間

前項の場合において、法人が同項各号に掲げる法人税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額計算の基礎となる法人税額は、同項各号に掲げる法人税額からその一部納付に係る法人税額を控除した税額による。

第一項の規定は、同項の利子税額計算の基礎となる税額が千円未満であるときは、これを適用しない。当該税額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算する。

第三項の規定により計算した利子税額が百円未満であるときは、これを納付することを要しない。

しなかつた場合及び第一項第一号の規定に該当する場合においては、政府は、国税徴収法第九條の規定により、その納付すべき利子税額の納付を督促する。

政府は、第三十三條第一項の追徴税額又は同條第二項の規定により徴収すべき法人税額を徴収する場合においては、第一項第三号又は第四号及び、第二項乃至第四項の規定に準じて計算した利子税額をあわせて徴収する。

法人が第一項の規定により利子税額をあわせて納付すべき場合又は前項の規定により利子税額をあわせて徴収される場合において、当該法人が納付した法人税額が第二十六條若しくは第二十六條の二の規定により納付すべき法人税額又は第三十三條の規定により徴収される税額に達するまでは、その納付した法人税額は、これらの規定により納付すべき法人税額又は徴収される税額に充てられたものとする。但し、国税徴収法第二十八條の規定の適用を妨げない。

第四十三條 第十八條、第十九條第一項但書（同條第七項において準用する場合を含む。）又は第二十条乃至第二十二條の規定による申告書の提出があつた場合において、第二十九條乃至第三十一條の規定による更正若しくは決定があつたときは、政府は、当該更正若しくは決定又は修正申告前の申告若しくは修正申告に係る法人税額（納付すべき法人税額のない旨の申告書を提出した場合には、その旨の申告）に誤があつたことについて正当な事由がないと認める場合には、当該各号に掲げる法人税額に、当該各号に掲げる期間に及び、当該期間が一箇月以内のときは百分の十の割合、一箇月をこえ二箇月以内のときは百分の十五の割合、二箇月をこえ三箇月以内のときは百分の二十の割合、三箇月をこえるときは百分の二十五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税額を徴収する。

提出した場合に、その旨の告に誤があつたことについて正当な事由がないと認める場合には、当該更正若しくは決定に係る第三十三條第一項の追徴税額若しくは同條第二項の規定により徴収すべき法人税額又は当該修正申告書の提出に因り第二十六條の二第二項若しくは第三項の規定により納付すべき法人税額の百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税額を徴収する。

左の各号の一に該当する場合においては、政府は、第一号及び第三号の場合にあつては第十八條又は第二十条乃至第二十二條の規定による申告書の提出があつたことについて、第二号及び第四号の場合にあつては更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る法人税額（納付すべき法人税額のない旨の申告書を提出した場合に、その旨の申告）に誤があつたことについて正当な事由がないと認める場合には、当該各号に掲げる法人税額に、当該各号に掲げる期間に及び、当該期間が一箇月以内のときは百分の十の割合、一箇月をこえ二箇月以内のときは百分の十五の割合、二箇月をこえ三箇月以内のときは百分の二十の割合、三箇月をこえるときは百分の二十五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税額を徴収する。

一 第二十三條の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書の提出に因り第二十六條の二第二項の規定により納付すべき法人税額について、第十八條又は第二十条乃至第二十二條の規定による申告書の提出期限の翌日から当該申告書を提出した日までの期間

納付すべき法人税額について、第十八條又は第二十条乃至第二十二條に規定する申告書の提出期限の翌日から当該更正に係る第三十三條の通知をなした日又は当該修正申告書を提出した日までの期間

二 前項の規定に該当する場合において、第二十九條乃至第三十一條の規定による更正若しくは決定があつたときは、第二十四條第一項若しくは第二項の規定による修正申告書の提出があつたときは、当該更正若しくは決定に係る第三十三條第一項の追徴税額又は当該修正申告書の提出に因り第二十六條の二第二項の規定により納付すべき法人税額に、前号に掲げる期間三 第十八條又は第二十条乃至第二十二條の規定による申告書の提出があつた場合において、第三十三條の規定による決定があつたときは、当該決定に係る第三十三條第一項の追徴税額について、第十八條又は第二十条乃至第二十二條に規定する申告書の提出期限の翌日から当該決定に係る第三十三條の通知をなした日までの期間

四 前号の規定に該当する場合においては、第二十九條第一項若しくは第三十一條第一項の規定による更正があつたときは、第二十四條第二項の規定による修正申告書の提出があつたときは、当該更正に係る第三十三條第一項の追徴税額又は当該修正申告書の提出に因り第二十六條の二第二項の規定により納付すべき法人税額について、第十八條

條又は第二十条乃至第二十二條に規定する申告書の提出期限の翌日から当該更正に係る第三十三條の通知をなした日又は当該修正申告書を提出した日までの期間

第二十三條第一項の規定による申告書又は第二十四條の規定による修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該申告書又は修正申告書を提出した法人に係る政府の調査に因り第二十九條乃至第三十一條の規定による更正又は決定があるべきことを予知してなされたものでなかつたときは、政府は、当該修正申告書の提出に因り第二十六條の二第二項若しくは第三項の規定により納付すべき法人税に係る過少申告加算税額又は当該申告書若しくは修正申告書の提出に因り同條第一項若しくは第二項の規定により納付すべき法人税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税額を徴収しない。

前條第三項及び第四項の規定は、第一項又は第二項の規定により過少申告加算税額又は無申告加算税額を徴収する場合について、これを準用する。

による申告書又は第二十四條の規定による修正申告書を提出したときは、政府は、前條第一項の過少申告加算税額に代え、過少申告加算税額計算の基礎となるべき第三十三條第一項の追徴税額若しくは同條第二項の規定により徴収すべき法人税額又は第二十六條の二第二項若しくは第三項の規定により納付すべき法人税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税額を徴収する。

前條第二項の規定に該当する場合において、左の各号の一に該当する事由があるときは、政府は、無申告加算税額の外、同項各号に掲げる法人税額又は第三十三條第一項の追徴税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税額を徴収する。

一 前條第二項第一号又は第三号の規定に該当する場合において、法人が課税標準の計算の基礎となるべき事実を隠蔽し、又は仮装したところに基づいて第二十八條又は第二十条乃至第二十二條の規定による申告書を提出したことが、二 前條第二項第二号の規定に該当する場合においては、法人が課税標準の計算の基礎となるべき事実を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づいて第二十三條の規定による申告書又は第二十四條第一項若しくは第二項の規定による修正申告書を提出したこと。

三 前條第二項第四号の規定に該当する場合においては、法人が課税標準の計算の基礎となるべき事実を隠蔽し又は仮装し、その隠蔽し又は仮装したところに基づいて第十八條若しくは第二十條乃至第二十二條の規定による申告書を提出せず、又は第二十四條第二項の規定による修正申告書を提出したこと。

前二項の規定に該当する場合において、第二十三條第一項の規定による申告書又は第二十四條の規定による修正申告書の提出について前條第三項に規定する事由があるときは、政府は、当該申告書又は修正申告書の提出に因り第二十六條の二の規定により納付すべき法人税額に係る重加算税額を徴収しない。

第四十二條第三項及び第四項の規定は、第一項又は第二項の規定により重加算税額を徴収する場合について、これを準用する。

第四十四條中「前條」を「前二條」に、「追徴する税額」を「徴収する過少申告加算税額若しくは無申告加算税額又は重加算税額」に改める。

第四十五條から第四十六條の二までの中「納税義務がある法人又は納税義務があると認められる法人」を「法人」に改める。

第四十六條の二中「又は財務局」を「又は国税局」に改める。

第四十六條の三第一項中「納税義務がある法人の」を「内国法人について、その」に改め、同條第二項中「この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有しない法人でこの法律

の施行地に資産又は事業を有するもの」を「外国法人」に改め、同條に次の一項を加える。

政府は、前二項の規定により納税地を指定したときは、これを当該法人に通知する。

第四十六條の三の次に次の二條を加える。

第四十六條の四 新たに設立した内国法人（第四條に掲げる法人及び他の法令の規定により法人税を課せられない法人を除く）は、設立の日から二箇月以内に、その設立の日、名称、事業目的、代表者の氏名及び本店又は主たる事務所の所在地を政府に申告しなければならない。

新たに外国法人となつた法人は、その外国法人となつた日から二箇月以内に、その外国法人となつた日、名称、この法律の施行地における事業の目的、この法律の施行地における資産又は事業の管理又は経営の責任者の氏名及び本店又は主たる事務所の所在地を政府に申告しなければならない。

第五條第一項各号に掲げる法人は、新たに同項の収益事業を開始した場合においては、その開始の日及び収益事業の種類を政府に申告しなければならない。

法人は、前三項の規定による申告をなす場合においては、その申告書に命令で定める書類を添附しなければならない。

第四十六條の五 内国法人の清算が終了したときは、当該法人の清算人は、その旨及び清算終了の日を

記載した申告書を政府に提出しなければならない。

外国法人が外国法人でなくなつたときは、当該法人のこの法律の施行地における資産又は事業の管理又は経営の責任者は、その旨及び外国法人でなくなつた日を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

第十條を第九章とする。

第四十八條を次のように改める。

第四十八條 詐欺その他不正の行為により、第十八條第一項、第二十一條第一項若しくは第二十二條第一項の規定により申告をなすべき法人税を免れ又は第二十六條の三第四項の規定による金額の還付を受けた場合においては、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をなした者は、これを三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

前項の免れた法人税額又は還付を受けた金額が五百万円をこえるときは、情状に因り、同項の罰金は、五百万円をこえその免れた法人税額又は還付を受けた金額に相当する金額以下となすことができる。

第一項の場合においては、政府は、直ちに、その免れた法人税額又は還付を受けた金額（第二十六條の三第六項の規定により加算された金額のうち当該金額に対応する部分の金額を含む）に相当する税額の法人税を徴収する。

第四十八條の二 正当の事由がなく、第十八條第一項、第二十一條第一項又は第二十二條第一項の規定による申告書を当該各号に規定する申告書の提出期限内に提出しなかつた場合においては、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をなした者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。但し、情状に因り、その刑を免除することができる。

第四十八條の三 第二十五條の第二項乃至第三項の規定に違反した者又はこれらの規定に違反する申告書の提出があつた場合においてその行為をなした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。但し、情状に因り、その刑を免除することができる。

第四十九條第一号から第四号までを同條第二号から第五号までとし、同條に次の一号を加える。

一 第十九條第一項但書（同條第七項において準用する場合を含む。）又は第二十條第一項の規定による申告書（第二十三條第一項の規定による申告書で第二十二條第一項に規定する事項を記載したものを含む。）に虚偽の記載をなして政府に提出した場合において、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をなした者

第五十條中「三万円」を「三万円」に改める。

第五十一條中「第四十八條」の下に、「第四十八條の二」を加える。

第五十三條を次のように改める。

第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、これを適用しない。但し、懲役刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

附則第七條及び第八條を削る。

附則

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。但し、法人税法第三十五條第七項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

2 この附則において「新法」とは、この法律による改正後の法人税法の規定をいい、「旧法」とは、この法律による改正前の法人税法の規定をいう。

3 新法の規定は、特別の定があるものを除く外、法人の昭和二十五年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税から適用する。但し、新法第五條第一項各号に掲げる法人（宗教法人及び法人たる労働組合を除く）については、昭和二十五年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税から適用する。

4 法人の昭和二十五年四月一日前に終了した事業年度（旧法第二十一條の規定により一事業年度とみなされた期間を含む）分の法人税及び同日前の解散又は合併に因る清算所得に対する法人税については、特別の定があるものを除く外、なお従前の例による。この場合において、旧法第二十一條第一項の規定の適用を受ける法人の昭和二十五年四月一日を含む事業年度について、同項の規定により一

事業年度とみなされた期間が同日前に終了している場合における当該期間に係る当該法人の超過所得に対する法人税については、当該法人税額が当該期間を含む事業年度について旧法の規定により計算して超過所得に対する法人税額をこえる場合においては、税務署長は、当該法人の申請により、これを調査し、その超過額を還付する。新法第二十六條の二第三項、第三十三條第二項及び第四十二條の規定は、当該事業年度の法人税に係る新法第二十四條第一項又は第二項の規定による修正申告書の提出、第三十三條第一項の規定による追徴税額の徴収等により当該還付金額が過大となつた場合について、準用する。

5 新法第五條第一項各号に掲げる法人（宗教法人及び法人たる労働組合を除く。）の昭和二十五年三月三十一日を含む事業年度の法人税については、なお従前の例による。

6 新法第二十五條、第三十一條の三及び第三十二條後段の規定は、法人の昭和二十五年一月一日以後に開始する事業年度の法人税から適用する。

7 会社経理応急措置法（昭和二十一年法律第七号）第一條に規定する特別経理会社については、新法第九條の四の規定は、企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）の規定による旧勘定及び新勘定の併合の日の翌日以後に終了する事業年度の法人税から適用する。新法第三十四條から第三十八條

までの規定は、昭和二十五年四月一日以後になされた新法第三十四條第一項又は第三項に規定する通知に係る事項から適用する。同日以後になされた旧法第三十六條に規定する通知に係る事項については、これを新法第三十四條第一項に規定する通知に係る事項とみなして、新法第三十四條から第三十八條までの規定を適用する。

9 新法第四十條の規定は、昭和二十五年四月一日以後に報告のあつた分から適用し、同日前に報告のあつた分については、なお従前の例による。

10 法人の昭和二十五年四月一日前に終了した事業年度の法人税に係る旧法第四十二條の規定により納付し、又は徴収すべき税額でこの法律施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

11 旧法第二十六條又は第三十三條の規定により納付し、又は徴収すべき法人税でこの法律施行の際において未納であるもの及びこの法律施行後においてこれらの規定により納付し、又は徴収すべき法人税については、この法律施行後（当該法人税に係る旧法第二十六條第一項の納期限がこの法律施行後である場合には、当該納期限以後）当該法人税を納付し、又は徴収する日までの期間に応じて、新法第四十二條の規定を適用する。

12 新法第九條の六の規定は、昭和二十五年四月一日前になされた法人の解散又は合併に因り法人が取得した金銭の額及び金銭以外の財

産の価額で同條第二項の規定による利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額とみなされるものについては、適用しない。

13 旧法第九條第四項の規定は、法人の昭和二十四年十二月三十一日を含む事業年度以前の事業年度において生じた損金について、なおその効力を有する。

14 附則第四項に規定する法人税に係る旧法第三十九條に規定する事項については、同條の例によらない。

15 旧法第二十一條第一項の規定の適用を受ける法人の昭和二十五年四月一日を含む事業年度について、同項の規定により一事業年度とみなされた期間が同日前に終了している場合における当該期間に係る当該法人の普通所得及び当該普通所得に対する法人税並びに当該法人税に係る旧法第四十二條又は第四十三條の規定による税額は、新法第十九條第一項本文（同條第七項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第二十六條第三項若しくは第二十六條の二第一項の規定の適用については、それぞれ当該法人の当該期間に係る所得及び当該所得に対する法人税並びに新法第四十二條又は第四十三條の規定による税額とみなす。

16 法人の昭和二十五年四月一日以後に終了する事業年度の法人税について新法第十九條第一項本文の規定の適用がある場合において、同項本文に規定する前事業年

度が同日前に終了しているときは、その前事業年度の法人税は、同項本文の規定による申告書を提出すべき事業年度開始の日から七月を経過した日の前日までに、その前事業年度の普通所得に対する法人税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額（当該法人税に係る旧法第三十五條第一項、第四十二條又は第四十三條の規定による税額及び新法第四十二條の規定による利子税額に相当する法人税額は、これを含まない。）とする。

17 所得税法の臨時特例等に関する法律（昭和二十四年法律第二百六十九号）第二條の規定による届出をした法人は、新法第二十五條第三項の規定による申請書を提出したものとみなす。

18 新法第四十八條から第四十八條の三まで及び第四十九條第一号の規定、新法第四十八條、第四十八條の二又は第四十九條第一号の違反行為に係る第五十一條の規定及び新法第五十三條の規定は、法人の昭和二十五年四月一日以後に終了する事業年度の法人税から適用する。

19 新法第五十條の規定は、この法律施行後にした違反行為から適用し、この法律施行前にした違反行為については、なお従前の例による。

20 前項の規定に該当する場合を除く外、法人の昭和二十五年四月一日前に終了した事業年度の法人税に係る違反行為に対する罰則の

適用については、なお従前の例による。

21 この法律施行の際現に存する法人で新法第七條第二項の規定の適用を受けるものは、この法律施行後二月以内に、事業年度その他これに準ずる期間を定めて、納税地の所轄税務署長に申告しなければならない。

22 この法律施行の際現に存する法人で新法第九條の七第一項又は第九條の八第一項の規定の適用を受けるものは、この法律施行後新法第十八條乃至第二十一條の規定により最初に申告書を提出すべき期限までに、新法第九條の七第一項又は第九條の八第一項の方法のうち、そのよるべき方法を選定して、これを納税地の所轄税務署長に届け出なければならぬ。その届出をしなかつた法人については、新法第九條の七第二項又は第九條の八第二項の規定を適用する。

23 昭和二十五年一月一日以後同年五月三十一日以前に開始する事業年度の法人税について新法第二十五條第一項の規定による青色申告書を提出しようとする法人（附則第十七項の規定の適用を受ける法人を除く。）は、この法律施行後二月以内に、同條第三項の規定による申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

24 この法律施行の際現に存する新法第五條第一項各号に掲げる法人は、この法律施行後二月以内に、その設立の日、名称、事業目的、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を納税地の所轄税務署長に

申告しなければならぬ。この場合においては、当該法人は、その申告書に定款、寄附行為、規則又は規約の写、事業の詳細を示す書類その他命令で定める書類を添付しなければならない。

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案
所得税法の一部を改正する法律案
所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

所得税法目次中「第一節 申告納税」を「第一章 申告納税及び還付」に、「第六章 審査、訴訟及び訴訟」を「第六章 再調査、審査及び訴訟」に改める。

第一條第二項第二号中「又は合同運用信託の利益の支拂」を「若しくは合同運用信託の利益の支拂又は法人から利息の配当」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「費用弁償（月額又は年額を以て支給するものに限り、以下同じ。）」を削り、同号を同項第三号とする。

同條第三項を次のように改める。

法人は、この法律の施行地において、公債、社債若しくは預金の利子若しくは合同運用信託の利益の支拂又は法人から利息の配当を受けるときは、この法律により、所得税を納める義務がある。

第二條第四項中「各号」を削る。

第三條を次のように改める。

第三條 左に掲げる法人には、所得税を課さない。
一 都道府県、市町村、特別市、特別区、地方公共団体の組合及び財産区

二 法令による公団
三 日本専売公社
四 日本国有鉄道
五 国民金融公庫
六 復興金融公庫
七 持株会社整理委員会、閉鎖機関整理委員会及び船舶運営会
八 土地改良区及び同連合、普通水利組合及び同連合、水害予防組合及び同連合、北海道土功組合、耕地整理組合及び同連合並びに土地区画整理組合
九 民法第三十四條の規定により設立した法人、宗教法人並びに学校法人及び私立学校法第六十四條第四項の規定により設立した法人
十 大日本育英会及び社会保険診療報酬支払基金
十一 法人たる労働組合及び国家公務員法第九十八條の規定に基く法人たる国家公務員の組合その他の団体
十二 国民健康保険組合及び同連合、健康保険組合及び同連合、漁業共済組合、農業共済組合及び農業共済連合並びに国家公務員共済組合及び同連合
十三 牧野組合、住宅組合、海外移住組合及び同連合並びに負債整理組合
第五條を次のように改める。

第五條 左に掲げる金額は、これを法人から受ける利益の配当又は剰余金の分配とみなして、この法律を適用する。

一 株式の消却若しくは資本の減少に因り株主が取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額（株式又は出資については、その拂込金額、以下本條において同じ。）の合計額又は退社、脱退若しくは出資の減少に因り持分の譲渡として社員若しくは出資者が取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額が株主、社員又は出資者の当該株式又は出資を取得するために要した金額を超過する場合におけるその超過金額のうち、法人税法第十六條に規定する積立金額から成る部分に該当する金額
二 法人の解散に因り残余財産の分配として株主、社員又は出資者が取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額が解散した法人（以下解散法人という。）の株式又は出資を取得するために要した金額を超過する場合におけるその超過金額のうち、当該解散法人の解散の時ににおける法人税法第十六條に規定する積立金額（残余財産の分配として他の法人の株式又は出資を取得する場合においては、当該積立金額のうち、当該他の法人に引き継がれた部分の金額に限るものとし、清算中の各事業年度において当該積立金額に対して課せられた法人税がある場合においては、当該税額を控除した金額とするものとする。）から成る部分に該当する金額
三 法人が合併した場合において、合併に因り消滅した法人（以下被合併法人という。）の株主、社員又は出資者が合併後存続する法人又は合併に因り設立した法人（以下合併法人と総称

する。）から合併に因り取得する株式又は出資の拂込金額及び金銭の額の合計額が被合併法人の株式又は出資の取得するために要した金額を超過するときは、その超過金額のうち、被合併法人の法人税法第十六條に規定する積立金額で合併法人に引き継がれた部分の金額から成る部分に該当する金額
前項各号の場合において、株主、社員又は出資者が株式の消却、資本の減少、退社、脱退、出資の減少、解散又は合併に因り金銭及び金銭以外の財産を取得するときは、同項の規定により利益の配当又は剰余金の分配とみなす金額のうち金銭から成る部分及び金銭以外の財産から成る部分の額は、まず、当該財産の価額（当該財産が当該法人以外の法人の株式又は出資であるときは、その拂込金額のうち、当該法人の株式又は出資を取得するために要した金額を超過する金額）をもつてこれに充て、なお残額があるときは、当該金銭の額をもつてこれに充てて計算する。

第五條の二 相続、遺贈又は贈與に因り第九條第一項第七号又は第八号に規定する資産の移転があつた場合においては、相続、遺贈又は贈與の時に、その時の価額により、同項第七号又は第八号に規定する資産の譲渡があつたものとみなして、この法律を適用する。

前項の規定は、相続、遺贈又は贈與があつた場合において、相続開始の時に被相続人が有し

ていた財産の価額から被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの（公租公課を含む。）の金額及び葬式費用を控除した金額が三十万円以下であるとき又はその年中に同一人に対してなした贈與に係る財産の価額が三万円以下であるときは、これを適用しない。
著しく低い価額の対価で第九條第一項第七号又は第八号に規定する資産の譲渡があつた場合においては、その譲渡の時に、その価額により、当該資産の譲渡があつたものとみなして、この法律を適用する。

第六條第一項第一号中「年額により」を削り、同項第五号を同項第八号とし、同項第四号の次に次の三号を加える。

五 第九條第一項第八号に規定する所得のうち、生活に通常必要な家具、什器、衣服その他の資産で命令で定めるものの譲渡に因るもの
六 国、地方公共団体、外国、国際機関、国際団体又は大蔵大臣の指定する団体、基金若しくはこれらに準ずるものが学術に対する顕著な貢献を表彰するものとして又は顕著な価値がある学術的研究を奨励するものとして交付する金品（給與又は対価の性質を有するものを除く。）で大蔵大臣の定めるもの
七 第九條第一項第九号に規定する所得のうち、相続、遺贈又は個人からの贈與に因り取得するもの（相続税法の規定により相続、遺贈又は贈與に因り取得したも

ていた財産の価額から被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの（公租公課を含む。）の金額及び葬式費用を控除した金額が三十万円以下であるとき又はその年中に同一人に対してなした贈與に係る財産の価額が三万円以下であるときは、これを適用しない。
著しく低い価額の対価で第九條第一項第七号又は第八号に規定する資産の譲渡があつた場合においては、その譲渡の時に、その価額により、当該資産の譲渡があつたものとみなして、この法律を適用する。

ていた財産の価額から被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの（公租公課を含む。）の金額及び葬式費用を控除した金額が三十万円以下であるとき又はその年中に同一人に対してなした贈與に係る財産の価額が三万円以下であるときは、これを適用しない。
著しく低い価額の対価で第九條第一項第七号又は第八号に規定する資産の譲渡があつた場合においては、その譲渡の時に、その価額により、当該資産の譲渡があつたものとみなして、この法律を適用する。

第六條第一項第一号中「年額により」を削り、同項第五号を同項第八号とし、同項第四号の次に次の三号を加える。

五 第九條第一項第八号に規定する所得のうち、生活に通常必要な家具、什器、衣服その他の資産で命令で定めるものの譲渡に因るもの
六 国、地方公共団体、外国、国際機関、国際団体又は大蔵大臣の指定する団体、基金若しくはこれらに準ずるものが学術に対する顕著な貢献を表彰するものとして又は顕著な価値がある学術的研究を奨励するものとして交付する金品（給與又は対価の性質を有するものを除く。）で大蔵大臣の定めるもの
七 第九條第一項第九号に規定する所得のうち、相続、遺贈又は個人からの贈與に因り取得するもの（相続税法の規定により相続、遺贈又は贈與に因り取得したも

ていた財産の価額から被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの（公租公課を含む。）の金額及び葬式費用を控除した金額が三十万円以下であるとき又はその年中に同一人に対してなした贈與に係る財産の価額が三万円以下であるときは、これを適用しない。
著しく低い価額の対価で第九條第一項第七号又は第八号に規定する資産の譲渡があつた場合においては、その譲渡の時に、その価額により、当該資産の譲渡があつたものとみなして、この法律を適用する。

のとみなされるものを含む。)、
傷害保険契約又は損害保険契約
に基き支拂を受ける保険金、損
害賠償に因り取得するもの、慰
養料その他これらに類するもの
同條第二項を創る。

第八條を次のように改める。

第八條 この法律において扶養親族
とは、納税義務者と生計を一にす
る配偶者その他の親族で、第九條
の規定により計算した総所得金額
(当該親族の所得の金額が第十三
條の二第一項の規定により合算さ
れる場合においては、總所得金額
から同項に規定する資産所得の金
額を控除した金額)が一萬二千元
以下である者をいう。この場合に
おいて、納税義務者が二人以上あ
るときは、命令の定めるところに
より、納税義務者のいづれか一人
の扶養親族であるものとする。

この法律において不具者とは、
納税義務者又はその扶養親族で、
心神喪失の常況にある者及びめく
らその他の身体障害者をいう。

前二項の規定は、この法律に特
別の定がある場合を除く外、毎年
十二月三十一日(年の中途におい
て死亡した者その他の者との間
の關係においては、死亡当時)の
現況により、これを適用する。

第二項に規定する不具者の範圍
は、命令でこれを定める。

第九條第一項中「所得金額」を「總
所得金額」に改め、同項第三号を次
のように改める。

三 不動産、不動産の上に存する
權利又は船舶の貸付(地上權又
は永小作權の設定その他他人を

して不動産、不動産の上に存す
る權利又は船舶を使用せしめる
一切の場合を含む)に因る所得
(第四号に規定する所得を除く。
以下不動産所得という。)
は、その年中の總収入金額から
必要な経費を控除した金額

四 商業、工業、農業、水産業、
医業、著述業その他の事業で命
令で定めるものから生ずる所得
(第七号に規定する所得及び事
業用の固定資産の譲渡に因る所
得を除く。以下事業所得とい
う。)
は、その年中の總収入金額
から必要な経費を控除した金額

同項第四号中「費用弁償」を削り、
「十分の二・五」を「十分の一・五」に、
「三萬七千五百円」を「三万円」に改
め、同号を同項第五号とし、同項第
五号中「十分の五に相当する金額」
を「十分の一・五に相当する金額」
と「からその十分の一・五に相当す
る金額を控除した金額」に改め、同
号を同項第六号とし、同項第六号を
次のように改める。

七 山林の伐採又は譲渡に因る所
得(以下山林所得という。)
は、その年中の總収入金額から当該
山林の植林費、取得費、管理
費、伐採費その他必要な経費を
控除した金額

同項第七号及び第八号中「十分
の五に相当する金額」を削り、同項
第七号を同項第八号とし、同項第八
号を同項第九号とし、同項第九号中
「事業等所得」を「雑所得」に改め、同
号を同項第十号とする。

同條第二項から第四項までを次の
ように改める。
前項の規定により總所得金額を

計算する場合において、一時所得
以外の所得の計算上損失があると
きは、これを他の所得の金額から
控除して計算する。(他の所得が
ないときの損失額又は他の所得の
金額から控除し、なお不足額があ
るときは当該不足額は、これを以
下純損失と總稱する。)
前項の規定により他の所得の金
額から控除する場合において、他
のいづれの所得の金額から控除す
るかについては、命令でこれを定
める。

同條の次に次の一條を加える。

第九條の二 第二十六條の四(第二
十九條第五項において準用する場
合を含む。)の規定による青色申
告書を提出する納税義務者の前年
以前三年間に生じた純損失の金額
(第三十六條の規定により還付さ
れた金額の計算の際控除された純
損失の金額を除く。以下本條及び
第二十六條の三において同じ。)
のうち、当該金額につき前年以前
において控除されなかつた部分の
金額は、前條の總所得金額の計算
上、これを控除する。この場合に
おいて、第十四條の二第一項又は
第二項の規定の適用があり、且
つ、なお控除されない純損失の残
額があるときは、その残額は、そ
の年分に係る第十四條第一項第二
号に規定する特別所得金額の四分
の一に相当する金額から、これを
控除する。

前項の規定は、当該純損失の生
じた年に青色申告書を提出し、且
つ、その後の年分の申告につき連
続して青色申告書を提出している

場合に限り、これを適用する。

納税義務者の前年以前三年間に
おいて各年に生じた純損失の金額
のうち当該年に生じた第十四條第
一項に規定する変動所得の計算上
の損失の部分の金額又は前年以前
三年間において各年に生じた損失
の金額で第十一條の三の規定によ
り控除を認められるものについて
は、前二項の規定にかかわらず、
青色申告書の提出がない場合にお
いても、前年以前において控除さ
れなかつた部分の金額は、前條の
總所得金額の計算上、これを控除
する。この場合において、第十四
條の二第一項又は第二項の規定の
適用があり、且つ、なお控除され
ない損失の残額があるときは、そ
の残額は、その年分に係る特別所
得金額の四分の一に相当する金額
から、これを控除する。

前項の規定は、当該純損失又は
第十一條の三の規定により控除を
認められる損失が生じた年に第二
十六條の三第一項の規定による損
失申告書を提出し、且つ、その後
の年分の申告につき連続して損失
申告書、第二十六條第一項の規定
による確定申告書又は第二十六條
の二第一項の規定による農業確定
申告書を提出している場合に限り、
これを適用する。

第一項又は第三項の規定により
控除してその年の所得を計算する
場合において、その年のいづれの
所得の金額から控除するかについ
ては、命令でこれを定める。

第十條第一項中「前條第一項第一
号乃至第五号」を「第九條第一項第一
号乃至第五号」に改める。

号、第二号、第五号及び第六号」
に、「同項第六号乃至第九号」を「同
項第三号、第四号及び第七号乃至第
十号」に改め、同條第二項中「前條第
一項第六号及び第九号」を「第九條第
一項第三号、第四号、第七号及び第
十号」に、「借入料」の下に「損害保
險契約に基き支拂をなす保険料、固
定資産の減価償却費で命令で定める
もの、」を加え、「収入を得るために
必要な負債の利子その他収入を得る
ために必要な経費」を「負債の利子そ
の他の経費で当該總収入金額を得る
ために必要なもの」に、「及びこれに
関連する経費は、」を、「これに關
連する経費で命令で定めるもの、第
五十七條第四項又は第五十七條の二
第四項の規定により徴収する源泉徴
収加算税額又は加重加算税額及び通行
税法第十一條ノ三第一項又は第十一
條ノ四第一項の規定により徴収する
輕加算税額又は加重加算税額は、」に
改め、同條第三項中「所得税は、前
條第一項第六号及び第九号」を「所得
税、富裕税及び地方税法に規定する
市町村民税は、第九條第二項第三
号、第四号、第七号及び第十号」に、
「同項第八号」を「同項第九号」に改
め、同條第四項から第六項までを次
のように改める。

第九條第一項第七号又は第八号
の規定の適用については、相続、
遺贈又は贈與に因り取得した同項
第七号又は第八号に規定する資産
は、相続人、受遺者又は受贈者
が、相続、遺贈又は贈與の時に
いて、その時の価額により、取得
したものとみなす。

同條第七項中「前條第一項第八号

及び本條第三項を前二條及び前四項並びに第十條の二乃至第十條の七に改め、「一時を削り、同條の次に次の六條を加える。

第十條の二 左に掲げる金額は、これを株式又は出資の譲渡に因る収入金額とみなす。

一 株式の消却若しくは資本の減少に因り株主が金銭並びに金銭及び株式以外の財産を取得する場合又は退社、脱退若しくは出資の減少に因り持分の拂戻として社員若しくは出資者が金銭並びに金銭及び出資以外の財産を取得する場合において、当該金銭の額及び当該財産の価額の合計額のうち、第五條第一項第一号の規定により法人から受ける利益の配当又は剰余金の分配とみなされる金額以外の金額

二 法人の解散に因り残余財産の分配として株主、社員又は出資者が金銭並びに金銭、株式及び出資以外の財産を取得する場合において、当該金銭の額及び当該財産の価額の合計額のうち、第五條第一項第二号の規定により法人から受ける利益の配当又は剰余金の分配とみなされる金額以外の金額

三 法人の合併に因り、被合併法人の株主、社員又は出資者が合併法人から金銭のみを取得する場合において、当該金銭の額のうち、第五條第一項第三号の規定により法人から受ける利益の配当又は剰余金の分配とみなされる金額以外の金額

第五條第一項第一号又は第二号は剰余金の分配とみなされる金額

第一類第六号 大藏委員会議録第十九号 昭和二十五年二月二十四日

及び前項第一号又は第二号の規定の適用については、株式の消却若しくは資本の減少に因り支拂を受ける金銭及び財産若しくは退社、脱退若しくは出資の減少に因り持分の拂戻として受ける金銭及び財産又は法人の解散に因り残余財産の分配として取得する金銭及び財産が數回に分割して支拂われ又は交付されるときは、これらの金銭の額及び財産の価額は、左の各号の順序により支拂われ又は交付されるものとみなす。

一 前項の規定により株式又は出資の譲渡に因る収入金額とみなされる金額のうち、株式又は出資を取得するために要した金額に達するまでの金額

二 第五條第一項第一号又は第二号の規定により法人から受ける利益の配当又は剰余金の分配とみなされる金額

三 前項の規定により株式又は出資の譲渡に因る収入金額とみなされる金額のうち、第一号に規定する金額以外の金額

左に掲げる金額は、これを第九條第一項第八号に規定する所得とみなす。

額以外の金額

二 第五條第一項第三号の規定に該当する場合において、被合併法人の株主、社員又は出資者が合併法人から金銭と株式又は出資とを取得するときは、同号の超過金額に相当する当該金銭の額のうち、同号及び同條第二項の規定により法人から受ける利益の配当又は剰余金の分配とみなされる金額以外の金額

第十條の三 被合併法人の株主、社員又は出資者が合併法人から合併に因り取得する株式又は出資を取得するために要した金額は、左の各号の一に該当する場合において、当該各号に掲げる金額（被合併法人の一の株式又は出資について合併法人のこれと異なる数の株式又は出資を取得する場合においては、当該金額をその取得する合併法人の株式又は出資の数で除した金額）による。

一 合併に因り株式若しくは出資のみを取得する場合又は合併に因り取得する株式若しくは出資の拂込金額及び金銭の額との合計額が被合併法人の株式若しくは出資を取得するために要した金額を超過する場合において、第五條第一項第三号の規定により利益の配当若しくは剰余金の

分配とみなされる株式若しくは出資の拂込金額がないときは、当該被合併法人の株式又は出資を取得するために要した金額（合併に因り取得する金銭の額のうち、第五條第一項第三号の規定により利益の配当又は剰余金の分配とみなされる金額及び前條第三項第二号の規定により第九條第一項第八号に規定する所得とみなされる金額以外の金額がある場合には、当該金額を控除した金額）

二 合併に因り取得する株式又は出資の拂込金額のうち、第五條第一項第三号の規定により利益の配当又は剰余金の分配とみなされる株式又は出資の拂込金額がある場合においては、当該被合併法人の株式又は出資を取得するために要した金額に当該利益の配当又は剰余金の分配があつたものとみなされる株式又は出資の拂込金額を加算した金額

三 合併に因り株式又は出資と金銭とを取得する場合において、その取得する株式又は出資の拂込金額及び金銭の額の合計額が被合併法人の株式又は出資を取得するために要した金額に等しいか又は満たないときは、当該被合併法人の株式又は出資を取得するために要した金額から当該金銭の額を控除した金額

法人の株主、社員又は出資者が当該法人の資本又は出資の増加に因りその有する株式又は出資（以下旧株という。）について

割り当てられた株式又は引き当てられた出資を引き受けた場合においては、その引き受けた後における旧株及びその引き受けた株式又は出資（以下新株という。）を取得するために要した金額は、その引き受ける前における旧株を取得するために要した金額と新株の拂込金額との合計額を当該旧株について割り当てられ又は引き当てられた新株のうちその引き受けた新株の株数を乗じた金額との合計額で除した数に、旧株及び新株について、それぞれその拂込金額を乗じた金額による。

法人の株主、社員又は出資者が当該法人の資本の減少に因る拂戻として、退社、脱退若しくは出資の減少に因る持分の拂戻として若しくは当該法人の解散に因る残余財産の分配として金銭、他の法人の株式若しくは出資を取得した場合におけるその取得した後ににおける当該法人の株式若しくは出資及び当該他の法人の株式若しくは出資を取得するために要した金額又は前二項及び本項に規定する事由の二以上に該当する株式若しくは出資を取得するために要した金額の計算については、命令でこれを

定める。

株式又は出資を取得するために要した金額は、相続、遺贈又は贈與に因り取得する株式又は出資、被合併法人の株主、社員又は出資者が合併法人から合併に因り取得する株式又は出資、旧株及び新株並びに前項に規定する株式又は出資を除く外、当該株式若しくは出資の拂込金額(会社が額面以上の価額で株式を発行した場合の額面をこえる金額又はこれに準ずる金額を含む。)又は当該株式若しくは出資の譲渡を受けた場合の対価の価額による。

第十條の四 商業、工業その他命令で定める事業を営む個人は、その所得の計算に關し必要な商品、原材料、製品、半製品、什掛品その他たな卸をなすべき資産で個々の原価を算定し難いものの評價については、事業の種類ごとに、命令で定める方法のうちいずれかを選定し、その方法によらなければならない。

この法律の施行地において、あらたに前項に規定する事業を開始した個人、あらたに同項に規定する事業のうち他の種類の事業を開始し若しくは事業の種類を変更した個人又はあらたに同項の評價の方法によらんとする個人は、確定申告書、農業確定申告書又は損失申告書の提出期限までに、同項に規定する資産について同項の評價の方法のうちそのよるべき方法を選定して、これを政府に届け出なければならぬ。その届出をしないときは、その者は、同項の評

価の方法のうち、命令で定めるものによらなければならない。

第一項に規定する事業を営む個人は、同項に規定する資産の評價の方法を変更しようとするときは、政府の承認を受けなければならない。

前項の規定による政府の承認を受けようとする個人は、そのあらたな評價の方法を採用しようとする年の前年十二月三十一日まで、その旨及び変更しようとする理由を記載した申請書を政府に提出しなければならない。

政府は、前項の申請書の提出があつた場合において、当該個人が現によつている評價の方法を採用してから相当期間を経過していないとき又は変更しようとする評價の方法によつてはその所得の計算が正確に行われ難いと認めるときは、当該申請書を却下することができ、

政府は、第四項の申請書の提出があつた場合において、承認又は却下の処分をなしたときは、その申請をなした者に、これを通知する。

この法律の施行地に住所及び居所を有しない個人が、第六十六條に規定する納税管理人の申告をしていないときは、前項の通知にかえて公告をすることができ、この場合においては、公告の初日から七日を経過したときは、その通知があつたものとみなす。

第四項の申請書の提出があつた場合において、その年十二月三十一日までに当該申請の承認又は却

下の処分がなかつたときは、当該申請の承認があつたものとみなす。

第十條の五 不動産所得若しくは山林所得を生ずべき不動産(不動産の上に存する権利及び船舶を含む。以下本條において同じ。)若しくは山林を有する個人又は前條第一項に規定する事業を営む個人は、その不動産所得、山林所得又は事業所得の計算上必要な経費に算入すべき固定資産の減価償却額の計算については、命令で定める方法によらなければならない。

この法律の施行地において、あらたに不動産若しくは山林を所有し若しくは前項に規定する事業を開始した個人又は現に採用している償却の方法以外の方法によるべき固定資産を取得した個人は、同項の命令により三以上の償却の方法が定められていない場合においては、確定申告書、農業確定申告書又は損失申告書の提出期限までに、その償却の方法のうち、そのよるべき方法を選定して、これを政府に届け出なければならない。その者は、同項の償却の方法のうち、命令で定めるものによらなければならない。

前條第三項乃至第八項の規定は、前項に規定する個人が償却の方法を変更する場合について、これを準用する。

第十條の六 第九條第一項第七号に規定する山林で昭和二十四年十二月三十一日以前に植林し又は取得し、資産再評價法の規定により再

評価を行い又は行つたものとみなされたものについては、同号に規定する植林費、取得費、管理費その他必要な経費は、当該山林の再評価額(同法第二條第三項に規定する再評価額をいう。以下同じ。)と同日後に支出した管理費その他必要な経費の額との合計額とする。

第九條第一項第八号に規定する資産で資産再評価法の規定により再評価を行い又は行つたものとみなされたものについては、第九條第一項第八号に規定する取得価額(第十條の三に規定する株式又は出資を取得するために要した金額を含む。以下本條において同じ。)、設備費、改良費及び譲渡に關する経費は、当該資産の再評価額と昭和二十四年十二月三十一日後に支出した設備費、改良費及び譲渡に關する経費の額との合計額とする。

山林所得又は譲渡所得を計算する場合において、損失があるかいかにかかわらず、左の各号に掲げる金額を基準とし、当該山林又は資産についての収入金額が左の各号に掲げる金額に満たない場合におけるその差額を、その損失額とする。

一 財産税法第一條に規定する調査時期(以下調査時期という。)前に植林し若しくは取得した山林又は取得した第九條第一項第八号に規定する資産については、調査時期における当該山林の価額又は資産の価額(土地、家屋、借地法による借地権、借

地法による借地権たるもの以外)の地上権又は永小作権及び株式その他命令で定める資産の価額については、財産税法第三章の規定及びこれに基いて発する命令により計算した価額)と調査時期後に支出した管理費その他必要な経費又は設備費若しくは改良費との合計額

二 調査時期後昭和二十四年十二月三十一日までに植林し若しくは取得した山林又は取得した第九條第一項第八号に規定する資産については、その植林費若しくは取得費又は取得価額と管理費その他必要な経費又は設備費若しくは改良費との合計額

第十條の七 第九條第一項第八号に規定する資産のうち、家屋その他使用又は保存に因る減価等因り減価するものの譲渡所得の計算については、命令の定めるところにより、その取得価額から当該資産の減価の価額を控除した金額をもつて、その取得価額とする。

第十一條中「、配当所得及び臨時配当所得」と及び「配当所得」に改め、同條の次に次の五條を加える。

第十一條の二 納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族が、当該納税義務者の経営する事業から所得を受ける場合においては、当該所得は、これを当該納税義務者の有する事業所得とみなす。この場合においては、第八條第一項の規定の適用については、当該親族は、当該納税義務者の経営する事業から所得を受けていないものとみなす。

第十一條の三 第一條第一項の規定

に該当する個人が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害又は盗難に因り資産（商品、原材料、製品、半製品、什掛品その他命令で定める資産を除く。）以下本條において同じ。）について損失を受けた場合において、当該損失額（保険金、損害賠償金等）に因り補てんされた金額を除く。）が、その個人の総所得金額の十分の一を超えるときは、その超過額を、その個人の総所得金額から控除する。第一條第二項第一号の規定に該当する個人のこの法律の施行地にある資産に係るこれらの損害についても、また同様とする。

第十一條の四 第一條第一項の規定

に該当する個人が自己又はその扶養親族に係る医療費又は歯科治療費（保険金、損害賠償金等）に因り補てんされた金額を除く。）以下医療費という。）を支出した場合において、その支出した額が、その個人の総所得金額と扶養親族の総所得金額（当該扶養親族の所得金額が第十三條の二第一項の規定により合算される場合において、当該個人が同項に規定する主たる所得者でないときは、総所得金額から同項に規定する資産所得の金額を控除した金額、以下本條において同じ。）との合計額の十分の一を超えるときは、その超過額（その金額が十万円をこえる場合においては、十万円）を、その個人の総所得金額から控除し、なお不足額があるときは、これをその扶養親族の総所得金額から控除する。

前項に規定する医療費の範囲は、命令でこれを定める。

第十一條の五 第一條第一項の規定

に該当する個人に扶養親族がある場合においては、扶養親族一人につき一萬二千円を、その個人の総所得金額から控除する。

第十一條の六 第一條第一項の規定

に該当する個人が不具者である場合においては、一萬二千円をその総所得金額から控除する。

第一條第一項の規定に該当する

個人に不具者である扶養親族がある場合においては、不具者一人につき一萬二千円を、その個人の総所得金額から控除する。

不具者である扶養親族に所得がある場合においては、前二項の規定のうち、いずれか一を適用する。

第十二條第一項中「その所得金額

から一萬五千円を、その総所得金額から二萬五千円」に改め、同條第二項から第七項までを次のように改める。

第十三條の二 第一項又は第十三

條の三第一項の規定の適用がある場合においては、その合算額から二萬五千円を控除する。

前二項の規定により控除する金額は、同一人の所得については、

二萬五千円をこえることができない。

前二項の場合において、誰の所得

の金額からいかなる金額を控除するかについては、命令でこれを定める。

前四條及び前四項の規定による控除の順序については、命令でこ

れを定める。

第十三條及び第十四條を次のように改める。

第十三條 所得税は、前五條の規定

による控除後の総所得金額（以下課税総所得金額という。）を左の各級に区分して、逓次に各税率を適用して、これを課する。

五万円以下の金額

百分の二十

五万円をこえる金額

百分の二十五

八万円をこえる金額

百分の三十

十万円をこえる金額

百分の三十五

十二万円をこえる金額

百分の四十

十五万円をこえる金額

百分の四十五

二十万円をこえる金額

百分の五十

五十万円をこえる金額

百分の五十五

第十三條の二 生計を一にする親族

で左の各号に掲げるもののうち、総所得金額から利子所得、配当所得及び不動産所得（以下資産所得という。）を控除した金額が最も大である者（以下主たる所得者という。）以外の者が資産所得（第九條の二第一項又は第三項の規定により資産所得から控除される金額がある場合においては、当該控除後の資産所得）を有する場合においては、当該資産所得の金額から第十一條の三乃至第十一條の六の規定により控除する金額（当該資産所得以外の所得の金額から控除す

る金額を除く。）を控除した金額を主たる所得者の総所得金額から第十一條の三乃至第十一條の六の規定による控除をなした後の金額（主たる所得者が納税義務者として第十三條の三第一項の規定の適用を受ける場合においては、同項の規定により合算した後の金額）に合算し、その合算額について、

前二條、第十四條及び第十四條の

二の規定を適用して計算した税額を、当該税額の計算の基礎となつた各人の課税総所得金額（主たる所得者以外の者については、本條の規定により合算された金額、当該金額から第十二條の規定による控除をなした場合においては、控除後の金額）にあん分して各人の税額を定める。この場合において、主たる所得者以外の当該資産所得を有する親族（第十三條の三の規定の適用がある者を除く。）が当該資産所得以外の所得を有するとき

は、その者の所得税の税額は、その者の総所得金額から当該資産所得の金額を控除した金額に対し、

第十一條の三乃至第十一條の六

及び第十四條の二の規定を適用して計算した税額に、前段に定めるその者の税額を加算した金額とする。

一 夫と妻

二 父母と未成年の子（その子に配偶者又は子のない場合に限る。）

三 祖父母と未成年の孫（その孫

に配偶者又は子のない場合であつて、父母がいない場合又はその孫と父母とが生計を一にしない

場合に限る。）

前項第二号及び第三号の場合において、その子又はその孫が養子であるときは、同項第二号及び第三号中父母とあるのは養父母とし、同項第三号の場合において、父母が祖父母の養子であるときは、同項中祖父母とあるのは父母の養父母とする。

第一項第二号及び第三号の場合

において、その子又はその孫とその父又は母の配偶者又は配偶者であつた者との間に親子の關係がない場合又はなかつた場合においては、その子又はその孫とこれらの者との間に親子の關係があり又はあつたものとみなす。

前三項に規定するものの外、第

一項の親族の範囲について必要な事項は、命令でこれを定める。

第一項の場合において、第十一

條の三乃至第十一條の六の規定の適用について、いかなる所得の金額からいかなる金額を控除するかについては、命令でこれを定める。

第十三條の三 納税義務者の扶養親

族が所得を有する場合においては、当該扶養親族の総所得金額から第十一條の三乃至第十一條の六の規定による控除をなした後の金額を当該納税義務者の総所得金額から第十一條の三乃至第十一條の六の規定による控除をなした後の金額に合算し、その合算額について、第十二條、第十三條、第十四條及び第十四條の二の規定を適用して計算した税額を、各人の課税総所得金額にあん分して各人の税額を定める。

前項の場合において、当該納税義務者又は扶養親族の所得が前條第一項の規定により主たる所得者の所得の金額に合算されるときは、その納税義務者又は扶養親族については、前項中所得金額とあるのはその者の所得金額から資産所得の金額を控除した金額とし、課税所得金額とあるのは同項の規定により合算された金額（当該金額から第十二條の規定による控除をなした場合においては、控除後の金額）とする。この場合において、当該納税義務者又は扶養親族の所得税の税額は、前項の規定によるその者の所得（第十四條及び第十四條の二の規定の適用がある場合における税額を含む。）に前條第一項の規定によるその者の税額を加算した金額とする。

前二項の規定は、当該扶養親族について、第二十一條第一項第八号又は第二十六條第一項第十二号若しくは第二十六條の三第一項第八号（第二十九條第一項及び第二項において準ずる場合を含む。）に掲げる事項の記載がない場合においては、これを適用しない。

前條第五項の規定は、第一項及び第二項の場合について、これを準用する。

第十四條 納税義務者の所得金額のうち、漁獲から生ずる所得、原稿及び作曲の報酬、著作権の使用料に因る所得、退職所得、山林所得又は譲渡所得（以下変動所得と総称する。）があり、且つ、変動所得の金額の合計額が所得金額の百分の二十五以上である場合に

おいては、納税義務者の選択により、所得税の税額は、左の各号に掲げる税額の合計金額によることのできる。この場合において、その年において第十四條の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合においては、同條第一項の規定による。

一 第十一條の三乃至第十二條の規定による控除は、まず変動所得以外の所得（以下普通所得という。）の金額について、これをなし、なお不足額があるときは、これを変動所得の金額から控除し、これらの規定による控除後の普通所得の金額と変動所得の金額の五分の一に相当する金額との合計額又は控除後の変動所得の金額の五分の一に相当する金額（以下調整所得金額と総称する。）に對し第十三條に規定する税率を適用して計算した税額を算する。

二 前号に掲げる税額の調整所得金額に對する割合を変動所得の金額又は控除後の変動所得の金額の五分の四に相当する金額（以下特別所得金額という。）に乘じて計算した税額

第十三條の二第一項又は前條第一項の規定により所得の金額を合算する場合において、前項（各号を除く。）の規定の適用については、主たる所得者以外の親族の資産所得の金額又は扶養親族の所得金額（前條第二項の規定の適用がある場合においては、所得金額から資産所得の金額を控除した金額）を主たる所得者の所得金額又は納税義務者の所得金額

（同項の規定の適用がある場合において、所得金額から資産所得の金額を控除した金額）に合算する。

前項の場合においては、第十三條の二第一項又は前條第一項に規定する資産所得の金額又は所得金額からの第十一條の三乃至第十二條の六の控除は、まず各人について普通所得の金額からこれをなし、なお不足額があるときは、これを各人の変動所得の金額から控除し、その控除後の金額について第十三條の二第一項又は前條第一項及び第一項第一号の規定を適用する。この場合において、第十三條の二第一項又は前條第一項の規定による各人の基礎となる各人の課税所得金額は、変動所得を有する者については、その者について第一項第一号の規定により計算した調整所得金額とする。

前項の規定の適用がある場合における第一項の規定の適用については、同項第二号の税額（変動所得を有する者が二人以上ある場合には、その各人別にその者について同項の規定により計算した特別所得金額を基準として計算した税額）は、変動所得を有する者の前項の規定により計算した税額に、これを加算する。

第十四條の二 前條第一項の規定による所得税の税額を計算する場合において、その変動所得が漁獲から生ずる所得、原稿及び作曲の報酬若しくは著作権の使用料に因る所得であるときは、その他の変動所得の金額が二十万円をこえらる

きは、その年の翌年から四年間の各年の所得税の税額は、第一号に掲げる税額（当該各年において前條第一項の規定により所得税の税額を計算する場合においては、当該税額と第二号に掲げる税額との合計額）から第三号に掲げる税額（当該各年の前年以前四年間に前條第一項の規定により所得税の税額を計算する他の年がある場合においては、当該税額と第四号に掲げる税額との合計額）を控除した金額による。

一 その年の翌年から四年間の各年の課税所得金額（当該各年において前條第一項の規定により所得税の税額を計算する場合においては、調整所得金額）に特別所得金額の四分の一に相当する金額を加算した金額、当該各年において所得金額につき第十一條の三乃至第十二條の規定により控除をなしなお不足額がある場合においては、その不足額を特別所得金額の四分の一に相当する金額から控除した金額又は当該各年において第九條の二第一項後段若しくは第三項後段の規定の適用がある場合においては、当該控除後の金額につき第十一條の三乃至第十二條の規定による控除をなした金額（以下第二次調整所得金額と総称する。）に第十三條に規定する税率を適用して計算した税額

二 当該各年において前條第一項の規定により所得税の税額を計算する場合においては、前号に掲げる税額の第二次調整所得金額に對する割合をその年の特別所得金額に乘じて計算した金額

三 前條第一項第二号の税額の四分の一に相当する税額

四 当該各年の前年以前四年間に前條第一項の規定により所得税の税額を計算する他の年がある場合においては、当該他の年についての第二号に掲げる税額の四分の一に相当する税額

前條第一項の規定により所得税の税額を計算する場合において、漁獲から生ずる所得、原稿及び作曲の報酬並びに著作権の使用料に因る所得以外の変動所得の金額が二十万円以下であるときは、その年の翌年から四年間の各年の所得税の税額については、納税義務者の選択により、前項の規定によることのできる。

前條第二項の規定は、第一項（各号を除く。）及び前項の場合について、これを準用する。

第一項又は第二項の場合において、第十三條の二第一項又は第十三條の三第一項の規定により所得の金額を合算するときは、第十三條の二第一項又は第十三條の三第一項の規定による各人の基礎となる各人の課税所得金額は、変動所得を有した者については、その者について第一項第一号の規定により計算した第二次調整所得金額とする。

前條第四項の規定は、第一項の場合において、これを準用する。この場合において「税額に、これを加算する。」とあるのは、「税額

から、これを控除する。」と読み替えるものとする。

第十五條第一項中「所得金額が二十万円」を「課税総所得金額(第十四條第一項の規定により所得税の税額を計算する場合においては調整所得金額、第十四條の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合においては第二次調整所得金額、以下本條において同じ。)」が三十万円に改め、「所得税の税額」の下に「(第十四條第一項の規定により所得税の税額を計算する場合においては、同項第一号及び第十四條の二第一項第一号の税額)を加え、「前三條」を「第十一條の三乃至第十三條、第十四條第一項第一号及び第十四條の二第一項第一号」に、「所得金額」を「課税総所得金額」に改め、「並びに扶養親族の有無及びその数」及び「(第一條第二項第一号の規定に該当する個人及び命令で定める者については、所得金額に応じ、扶養親族がないものについて同表に定める金額)」を削り、同條第二項中「同居親族の所得金額は、これを合算し、」を「第十三條の二第一項又は第十三條の三第一項の規定の適用があるときは、」に、「その総額並びに扶養親族の有無及びその数」を「その合算額に、」各々その課税所得金額にあん分して、各々その税額を定める。」を「各人の課税総所得金額(主たる所得者以外の第十三條の二の規定の適用を受ける親族については、同條第一項の規定により合算された金額、当該金額から第十二條の規定による

控除をなした場合においては、控除後の金額)にあん分して、各人の税額を定める。第十三條の二第一項後段及び第十三條の三第二項後段の規定は、この場合について、これを準用する。」に改め、同條第三項を削る。

第十五條の次に次の一條を加える。

第十五條の二 総所得金額のうち、この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人から受ける配当所得(利息の配当を除く。)があるときは、その者の総所得金額につき第十一條の三乃至第十四條の二の規定により計算した所得税額(前條の規定の適用がある場合においては、同條の規定による所得税額)から、当該配当所得の百分の二十五に相当する金額(当該金額が当該所得税額をこえる場合においては、当該所得税額に相当する金額)を控除する。

第十六條中「第二十六條第二項の規定により、同條第一項に規定する」を「第二十六條第一項若しくは第二十六條の二第一項に規定する確定申告書若しくは農業確定申告書を提出する義務がない者又は第二十六條第二項の規定により、」第十二條乃至第十四條の二に「前條」を「第十五條」に、「第三十七條第一項」を「第三十七條」に、「合計金額による。」を「合計金額による。但し、確定申告書又は農業確定申告書の提出があつた場合においては、この限りでない。」に改める。

第十七條及び第十八條を次のように改める。

第十七條 第一條第二項の規定に該当する個人が、この法律の施行地において支拂を受ける利子所得、配当所得のうち利息の配当、給與所得又は退職所得については、第九條第一項第一号、第二号、第五号及び第六号並びに第十三條乃至第十四條の二の規定にかかわらず、他の所得とこれを区分し、その支拂を受けるべき金額(無記名の公債及び社債の利子並びに無記名株式の利息の配当については、支拂を受けた金額)に對し、百分の二十の税率を適用して、所得税を課する。

第十八條 法人が、この法律の施行地において支拂を受ける利子所得又は配当所得のうち利息の配当については、第九條第一項第一号及び第二号並びに第十三條の規定にかかわらず、その支拂を受けるべき金額(無記名の公債及び社債の利子並びに無記名株式の利息の配当に對し、百分の二十の税率を適用して、所得税を課する。

第二十一條第一項中「個人」を「個人(第二十一條の二第一項に規定する農業所得者を除く。)」に、「四月一日」を「六月一日」に、「所得金額が一萬五千円」を「総所得金額が二萬五千円」に、「四月予定申告書」を「六月予定申告書」に改め、同項第一号から第四号までを次のように改める。

一 その年分の総所得金額及び課税総所得金額の見積額

二 第十四條第一項の規定により所得税の税額を計算する場合に

おいては、その年分の調整所得金額及び特別所得金額の見積額又は第十四條の二第一項若しくは第二項の規定の適用がある場合においては、その年分の第二次調整所得金額及び特別所得金額の見積額

三 前号に該当する場合を除く外、第一号に規定する課税総所得金額につき第十三條乃至第十四條の三の規定により計算した所得税額(第十五條の規定の適用がある場合においては、同條の規定による所得税額)の見積額

四 第十四條第一項の規定により所得税の税額を計算する場合においては、同項第一号及び第二号に掲げる税額の見積額並びにその合計額

五 第十四條の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合においては、同條第一項第一号乃至第四号に掲げる税額及び同項の規定により計算した所得税額の見積額

六 その年分の第三十七條、第三十八條第一項、第四十條又は第四十二條の規定により徴収される所得税額及び当該税額の計算の基礎となる所得金額の見積額の基礎となる所得金額の見積額

七 第三号乃至第五号に規定する税額の見積額から前号に規定する徴収税額の見積額を控除した金額

八 第十一條の三乃至第十二條又は第十五條の二の規定による控除に關する事項

同條第二項から第六項までを次のように改める。

左の各号に該当する場合においては、前項の規定にかかわらず、六月予定申告書の提出を要しない。

一 一の給與の支拂者から給與所得の支拂を受ける場合であつて、その年中における給與所得の収入金額が三十五萬五千円と扶養親族及び不具者の数を一萬二千円に算して計算した金額との合計金額以下で、且つ、その他の所得の金額が一萬円に満たない見積られる場合

二 二以上の給與の支拂者から給與所得の支拂を受ける場合であつて、その年中における給與所得の収入金額が十萬円と扶養親族及び不具者の数を一萬二千円に算して計算した金額との合計金額以下で、且つ、その他の所得の金額が一萬円に満たない見積られる場合

三 退職所得を有する場合であつて、その年中における給與所得及び退職所得の収入金額の合計金額が十萬円と扶養親族及び不具者の数を一萬二千円に算して計算した金額との合計金額(一の支拂者から給與所得及び退職所得の支拂を受け、退職所得の支拂を受けた後その年中においてこれらの所得の支拂を受けることがない場合においては、当該退職所得の金額が二十萬円)以下で、且つ、その他の所得の金額が一萬円に満たない見積られる場合

六月予定申告書に記載すべき総

所得金額、調整所得金額、特別所得金額、第二次調整所得金額及び所得税額の見積額並びに第一項第八号に規定する控除に関する事項は、毎年六月一日の現況による。

第十三條の二第一項又は第十三條の三第一項の規定の適用がある場合においては、その合算額について、第一項又は第二項の規定を適用する。

第十三條の二第一項又は第十三條の三第一項の規定の適用がある場合においては、これらの規定の適用を受ける主たる所得者、納税義務者及びその親族は、各人について、第一項に規定する事項を区分して記載し、連署で六月予定申告書を提出しなければならない。但し、政府の承認を受けた場合においては、親族の氏名を附記して、各別にこれを提出することが出来る。

前二項の規定の適用については、第十三條の二第一項各号に掲げる親族であるかどうかは、毎年六月一日（その年一月一日以後五月三十一日以前に死亡した者とその他の者との間の関係においては、死亡当時）の現況による。

第二十一條の次に次の二條を加える。

第二十一條の二 第一條第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人で、米、麦、たばこ、果実、野菜又は花の栽培、養蚕その他これらに類する事業で命令で定めるものから生ずる所得（以下農業所得という。）の金額が毎年五月一日の現況によれば総所得金額の十分の

七に相当する金額をこえるとき見積られる者（以下農業所得者という。）は、毎年七月一日においてその年中における総所得金額が二十五千円をこえるとき見積られるときは、毎年七月一日から同月三十一日まで、命令の定めるところにより、前條第一項各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した申告書を、政府に提出しなければならない。（この申告書を農業七月予定申告書という。）

農業所得者のうち、毎年七月一日においてその年九月一日以後において生ずる農業所得の金額がその年中における農業所得の金額の十分の七をこえるとき見積られる者は、その年中における総所得金額の見積額が二十五千円をこえるとき見積られる場合においても、前項の規定にかかわらず、農業七月予定申告書を提出することを要しない。

前條第三項乃至第六項の規定は、第一項の規定による申告書を提出する場合について、これを準用する。この場合において、前條第三項及び第六項中「六月一日」とあるのは「七月一日」と、同條第六項中「五月三十一日」とあるのは「六月三十日」と読み替えるものとす。

第二十一條の三 納税義務者に前年分について第二十六條第一項前段又は第二十六條の二第一項の規定により確定申告書又は農業確定申告書を提出する義務があつた場合（第九條の二第二項又は第三項の規定による純損失の金額又は第十

一條の三の規定により控除を認められる損失の金額の控除をなさないで当該年の総所得金額を計算したならば、当該年において第二十六條第一項前段又は第二十六條の二第一項の規定により確定申告書又は農業確定申告書を提出する義務があつた場合を含む。以下第四十四條において同じ。）においてその年の総所得金額の見積額（その年において第九條の二第一項又は第三項の規定により損失の額を控除する場合においては、控除をなさないで計算したその年分の総所得金額の見積額第十一條の三又は第十一條の四の規定による控除をなす場合においては、その年分の総所得金額の見積額から当該控除をなした後の金額以下本條において同じ。）が前年分の総所得金額（前年において第九條の二第一項又は第三項の規定により損失の額を控除した場合においては、控除をなさないで計算した当該年分の総所得金額、以下本條において同じ。）に満たないときは、納税義務者は、政府の承認を受けた場合に限る、第八項の規定により政府の認めたる又は定めたその年分の総所得金額の見積額を基礎として、前二條の規定による申告書を提出すること（第八項の規定により政府の認めたる又は定めたその年分の総所得金額の見積額を基礎として、前二條の規定による申告書を提出する義務がないときは、これを提出しないこと）ができる。

納税義務者は、前項に規定する政府の承認を受けようとする場合においては、命令の定めるところにより、その年分の総所得金額の見積額を附記した申請書を政府に提出しなければならない。

前項の場合においては、納税義務者は、命令の定めるところにより、取引の記録等に基づいて、その年分の総所得金額の見積額の計算の基礎となる事実を証明する書類を同項の申請書に添附しなければならない。

第二項の規定により政府に申請する場合においては、その年分の総所得金額の見積額は、毎年五月一日（農業所得者については、六月一日）以下本條において同じ。）の現況による。但し、同日後五月三十一日（農業所得者については、六月三十日）以下本條において同じ。）までに生じた事業の全部若しくは一部の廃止、休止若しくは転換、失業、震災、風水害その他これらに類する災害若しくは盗難に因る損害又は医療費の支出に因り、その年分の総所得金額の見積額が変動した場合においては、納税義務者は、命令の定めるところにより、その旨を政府に届け出たときに限り、その変動に係る見積額を算入することができる。この場合においては、納税義務者は、命令の定めるところにより、第二項の規定により申請書に附記した見積額を訂正するための書類を提出しなければならない。

第二項の規定により政府に申請する場合においては、前年分の総所得金額は、その年五月一日の現況による。但し、同日後前二條の

規定による申告書の提出期限までに、当該金額が減少することとなつた場合においては、その減少した額によることを妨げない。

第二項の規定による申請があつた場合においては、その申請があつた日後前二條の規定による申告書の提出期限までに、前年分の総所得金額が、第二項の規定により申請書に附記したその年分の総所得金額の見積額以下に減少することとなつたときは、同項の規定による申請書の提出又は当該申請書に係る政府の処分は、なかつたものとみなす。

政府は、第二項の申請があつた場合においては、左の各号の一に該当するときは、納税義務者に対し、承認を與えなければならない。

一 その年五月一日（第四項但書の規定により届出があつた場合においては、その届出があつた事項については、その年五月三十一日）までに、事業の全部若しくは一部の廃止、休止若しくは転換又は失業に因りその年分の総所得金額の見積額が前年分の総所得金額に比し減少すると認められるとき

二 その年五月一日（第四項但書の規定により届出があつた場合においては、その届出があつた事項については、その年五月三十一日）までに、震災、風水害、火災その他これらに類する災害若しくは盗難に因り資産（商品、原材料、製品、半製品、仕掛品その他命令で定める

資産を除く。)について受けた損害又は医療費の支出に因りその年分の総所得金額の見積額が前年分の総所得金額に比し減少すると認められるとき

三 前二号に掲げる場合を除く外、その年五月一日の現況において、その年分の総所得金額の見積額が前年分の総所得金額に比し十分の二以上減少すると認められるとき

政府は、第二項の規定による申請に対し承認をなす場合において、その調査により、同項の規定により納税義務者が申請書に附記したその年分の総所得金額の見積額を認め、又はその年分の総所得金額の見積額を定めることができる。

政府は、第二項の規定による申請があつた場合において、承認若しくは却下の処分をなしたとき又は前項の規定によりその年分の総所得金額の見積額を定めたときは、その申請をなした者にこれを通知する。

第一項に規定する場合において、納税義務者が、政府の承認を受けないで、前年分の総所得金額に満たない額、その年分の総所得金額の見積額を基礎として前二條の規定による申告書を提出し又はこれらの申告書を提出しなかつたときは、これらの申告書の提出期限に、前年分の総所得金額に相当する額、その年分の総所得金額の見積額を基礎とした前二條の規定による申告書の提出があつたものとみなす。この場合において

は、政府は、前年分の総所得金額に相当する額、その年分の総所得金額の見積額を基礎として計算した所得税額の見積額を納税義務者に通知する。

第十條の四第七項の規定は、前二項の場合について、これを準用する。

第一項乃至第十項の総所得金額又はその額の見積額には、退職所得、山林所得、譲渡所得若しくは一時所得の金額又はこれらの金額の見積額を含まないものとする。政府は、別に法律で定めるところにより、物価変動の状況等を勘案して必要があると認める場合において、前年分の総所得金額に乘すべき調整比率を定めることができる。この場合においては、第一項、第六項、第七項及び第十項中「前年分の総所得金額」とあるのは「前年分の総所得金額に調整比率を乗じた額」とし、前項の規定の適用については、前年分の総所得金額から退職所得、山林所得、譲渡所得又は一時所得の金額を控除した金額に調整比率を乗じた額による。

第一項又は第十項の場合において、その年分の総所得金額の見積額を基礎とする所得税額の計算について必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 第一條第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人（農業所得者を除く。）は、毎年十月一日においてあらたにその年中における総所得金額が二万五千元

をこえるとき見積られるに至つた場合においては、その年十月一日から同月三十一日まで、命令の定めるところにより、第二十一條第一項各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した申告書を、政府に提出しなければならない。（この申告書を農業十一月予定申告書という。）

第二十一條の二第二項の規定により農業七月予定申告書を提出しない場合であつて、その年中における総所得金額が二万五千元をこえるとき見積られる場合、毎年七月二日から十一月一日までの間にあらたにその年中における総所得金額が二万五千元をこえるとき見積られるにいたつた場合

第二十一條第三項乃至第六項の

規定は、農業十一月予定申告書を提出する場合について、これを準用する。この場合において、第二十一條第三項及び第六項中「六月一日」とあるのは「十一月一日」と、同條第六項中「五月三十一日」とあるのは「十月三十一日」と読み替へるものとする。

第二十一條の三の規定は、第一項第一号の規定により農業十一月予定申告書を提出する場合について、これを準用する。この場合において、同條第四項中「六月一日」とあるのは「十月一日」と、「六月三十日」とあるのは「十月三十一日」と読み替へるものとする。

第二十三條第一項から第六項までを次のように改める。

六月予定申告書を提出した者（第二十一條の三第十項の規定により申告書を提出したものとみなされた者を含む。以下本條及び第三十條において同じ。）は、その年十月一日における総所得金額又は所得税額の見積額が当該申告書に記載された総所得金額の見積額（第二十一條の三第十項に規定する前年分の総所得金額に相当する額）のその年分の総所得金額の見積額を含む。以下本條において同じ。）又は所得税額の見積額（第二十一條の三第十項の規定により通知を受けた所得税額の見積額を含む。以下第二項において同じ。）に比し、増加することとなつた場合において、その年十月一日から同月三十一日まで、命令の定めるところにより、第二十一條第一項各号に規定する事項のうち異動があつた事項その他必要な事項を記載した申告書を、政府に提出することができる。（この申告書を農業十一月修正予定申告書という。）

六月予定申告書を提出した者は、その年十月一日における総所得金額の見積額又は第二十一條第一項第七号に規定する金額（以下予定納税額という。）が、当該申告書に記載された総所得金額の見積額又は予定納税額（第二十一條の五第十項の規定により通知を受けた所得税額の見積額を基礎として計算した予定納税額を含む。以下本條において同じ。）に比し、減少することとなつた場合において、その年十月一日から同月三十一日まで、政府に対し、総所得金額の見積額又は予定納税額

異動があつた事項その他必要な事項を記載した申告書を、政府に提出することができる。（この申告書を十月修正予定申告書という。）

農業七月予定申告書を提出した者（第二十一條の三第十項の規定により申告書を提出したものとみなされる者を含む。以下本條及び第三十條において同じ。）は、その年十一月一日における総所得金額又は所得税額の見積額が当該申告書に記載された総所得金額の見積額又は所得税額の見積額に比し、増加することとなつた場合において、その年十一月一日から同月三十一日まで、命令の定めるところにより、第二十一條第一項各号に規定する事項のうち異動があつた事項その他必要な事項を記載した申告書を、政府に提出することができる。（この申告書を農業七月修正予定申告書という。）

農業七月修正予定申告書を提出した者は、その年十一月一日における総所得金額の見積額又は第二十一條第一項第七号に規定する金額（以下予定納税額という。）が、当該申告書に記載された総所得金額の見積額又は予定納税額（第二十一條の五第十項の規定により通知を受けた所得税額の見積額を基礎として計算した予定納税額を含む。以下本條において同じ。）に比し、減少することとなつた場合において、その年十一月一日から同月三十一日まで、政府に対し、総所得金額の見積額又は予定納税額

の更正の請求をなすことができる。

農業七月予定申告書を提出した者は、その年十一月一日における総所得金額の見積額又は予定納税額が、当該申告書に記載された総所得金額の見積額又は予定納税額に比し、減少することとなつた場合においては、その年十一月一日から同月三十日までの間に、政府に対し、当該総所得金額の見積額又は予定納税額の更正の請求をなすことができる。

第二十一條の三第七項の規定は、前二項の規定による更正の請求があつた場合について、これを準用する。この場合において「五月一日（第四項但書の規定により届出があつた場合においては、その届出があつた事項については、その年五月三十一日）」とあるのは「九月三十日（農業所得者については、十月三十一日）」と読み替へるものとする。

政府は、第三項又は第四項の請求があつた場合において、その請求に係る額の全部又は一部の更正をなしたときは、その旨及びその更正をなした額を、その請求の理由がないと認めるときは、その旨をその請求をなした者に通知する。

第十條の四第七項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

同條第七項中「第四項」を「第三項又は第四項」に改め、同條第八項中「第三項において準用する場合を含む。」を削り、「四月一日を「六月

一日」に、「七月一日」を「十月一日」に、「十月一日」を「十一月一日」に、「三月三十一日」を「五月三十一日」に、「六月三十日」を「九月三十日」に、「九月三十日」を「十月三十一日」に改める。

円以下の金額又は零である場合（第二十六條の三第二項の規定に該当する場合を除く。）も、また同様とする。」を加え、同項第一号から第七号までを次のように改める。

一 その年分の総所得金額及び課税所得金額

第二十四條中「前三條」を「第二十一條、第二十二條の二及び前三條」に改める。

二 第十四條第一項の規定により所得税の税額を計算する場合において、その年分の調整所得金額及び特別所得金額又は第十四條の二第二項若しくは第二項の規定の適用がある場合においては、その年分の第二次調整所得金額及び特別所得金額

第二十五條中「第十四條」を「第十一條の三乃至第十一條の六又は第十五條の二」に、「四月予定申告書、七月予定申告書又は十月予定申告書」に、「六月予定申告書、農業七月予定申告書、十月予定申告書又は農業十一月予定申告書」に、「第二十一條第一項第四号に規定する扶養親族」を「第二十一條第一項第八号の規定による控除」に改め、「同項第一号に規定する所得税額の見積額の計算については、」を削り、「但し、」を「但し、第十一條の三又は第十一條の四の規定に該当して第二十三條第三項又は第四項の規定により更正の請求をなす場合及び」に改める。

三 前号に該当する場合を除く外、第一号に規定する課税所得金額につき第十三條乃至第十三條の三の規定により計算した所得税額（第十五條の規定の適用がある場合においては、同條の規定による所得税額）

第二十六條第一項中「個人」を「個人（農業所得者を除く。）」に、「所得金額が一萬五千元」を「総所得金額が二萬五千元」に、「翌年一月三十一日まで」を「翌年一月一日から同月三十一日まで」に改め、「この申告書を確定申告書という。」の下に「予定納税額の申告をなした者（第二十一條の三第十項の規定により申告書を提出したものとみなされる者を含む。）若しくはその決定を受けた者又は第十四條の二第二項若しくは第二項の規定の適用がある者のその年中における総所得金額が二萬五千元

四 第十四條第一項の規定により所得税の税額を計算する場合においては、同項第一号及び第二号に掲げる税額並びにその合計額

政府は、第三項又は第四項の請求があつた場合において、その請求に係る額の全部又は一部の更正をなしたときは、その旨及びその更正をなした額を、その請求の理由がないと認めるときは、その旨をその請求をなした者に通知する。

五 第十四條の二第二項又は第二項の規定の適用がある場合においては、同條第一項第一号乃至第四号に掲げる税額及び同項の規定により計算した所得税額

同條第七項中「第四項」を「第三項又は第四項」に改め、同條第八項中「第三項において準用する場合を含む。」を削り、「四月一日を「六月

六 第一号に規定する総所得金額及び課税所得金額、第二号に規定する調整所得金額、第二次調整所得金額又は特別所得金額並びに第三号乃至前号に規定する所得税額の計算の基礎

同條第七項中「第四項」を「第三項又は第四項」に改め、同條第八項中「第三項において準用する場合を含む。」を削り、「四月一日を「六月

七 所得の基礎たる資産若しくは

事業の所在地又は所得の生ずる場所

八 その年中における所得につき第三十七條、第三十八條第一項、第四十條又は第四十二條の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税額

九 その年中における所得につき第三十條、第三十一條、第三十三條又は第四十五條の規定により納付した又は納付すべき所得税額（第五十五條第一項に規定する利子税額を除く。）

十 前二号の所得税額の合計金額が第三号乃至第五号に規定する所得税額に比し過不足がある場合におけるその超過額又は不足額

十一 第九條の二第二項の規定によりその年中において控除する純損失の金額又は同條第三項の規定によりその年中において控除する純損失の金額若しくは第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額

十二 第十一條の三乃至第十二條又は第十五條の二の規定による控除に関する事項

同條第二項を次のように改める。

左の各号の一に該当する場合においては、前項の規定にかかわらず、確定申告書の提出を要しない。但し、前項後段に規定する場合及び命令で定める場合は、この限りでない。

一 一の給與の支拂者から給與所得の支拂を受ける場合であつて、その年中における給與所得の収入金額が三十五萬五千元と

扶養親族及び不具者の数を一萬二千元に乘じて計算した金額との合計金額以下で、且つ、その他の所得の金額が一萬円に満たない場合

二 二以上の給與の支拂者から給與所得の支拂を受ける場合又は納税義務者とその扶養親族の給與所得を合算する場合であつて、その年中における給與所得の収入金額が十萬円と扶養親族及び不具者の数を一萬二千元に乘じて計算した金額との合計金額以下で、且つ、その他の所得の金額が一萬円に満たない場合

三 退職所得を有する場合であつて、その年中における給與所得及び退職所得の収入金額の合計金額が十萬円と扶養親族及び不具者の数を一萬二千元に乘じて計算した金額との合計金額（一の支拂者から給與所得及び退職所得の支拂を受け、退職所得の支拂を受けた後、その年中においてこれらの所得を受けることがない場合においては、当該退職所得の金額が二十萬円）以下で、且つ、その他の所得の金額が一萬円に満たない場合

同條第四項中「相親人その他の者は、」を「相親人（包括受遺者を含む。以下同じ。）は、」に改める。

第二十六條の次に次の三條を加える。

第二十六條の二 農業所得者は、その年中における総所得金額が二萬五千元をこえるときは、翌年二月一日から同月末日までに、命令の定めるところにより、前條第一項

各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した申告書を、政府に提出しなければならない。(この申告書を農業確定申告書という。)

前條第一項後段及び第三項乃至第五項の規定は、前項の規定による申告書を提出する場合について、これを準用する。

第二十六條の三 第一條第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人は、その年中において純損失の金額がある場合又はその年中において第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額がある場合でその年中の總所得金額が二万五千円以下の場合若しくは零である場合(第九條の二第一項又は第三項の規定により控除することのできる前年以前三年間に生じた純損失の金額又は第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額がある場合であつて、当該損失の額を控除したため、その年中の總所得金額が二万五千円以下の場合又は零である場合を含む。以下本條において同じ。)

においては、翌年一月一日から同月三十一日まで(農業所得者については、翌年二月一日から同月末日まで)に、命令の定めるところにより、左に掲げる事項その他必要な事項を記載した申告書を政府に提出することができる。

(この申告書を損失申告書という。)

一 その年の純損失の金額又は第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額

二 前年以前三年間に生じた純損失

失の金額又は第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額でその年の前年までに第九條の二第一項又は第三項の規定により控除していないもの

三 前二号の純損失の金額を控除しないで計算したその年の總所得金額及び第九條の二第一項又は第三項の規定によりその年中において控除する純損失の金額

四 第一号又は第二号の第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額がある場合におけるその年の總所得金額及び第九條の二第三項の規定によりその年中において控除する第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額

五 第一号及び第二号の純損失の金額又は第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額並びに前二号の總所得金額の計算の基礎

六 純損失、第十一條の三の規定により控除を認められる損失若しくは所得に係る資産若しくは事業の所在地又は純損失、第十一條の三の規定により控除を認められる損失若しくは所得の生じた場所

七 第二十六條第一項第八号又は第九号に掲げる所得税額がある場合においては、当該所得税額八 当該納税義務者についての第十一條の四乃至第十二條の規定による控除に関する事項

第十四條の二第一項又は第二項の規定の適用がある者は、その年

中において純損失の金額がある場合又はその年中において第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額がある場合でその年中の總所得金額が二万五千円以下の場合若しくは零である場合においては、前項の規定に準じて、損失申告書を提出しなければならない。この場合においては、申告書には、前項各号に掲げる事項の外、第十四條の二第一項第一号に規定する特別所得金額の四分の一に相当する金額及び第二次調整所得金額を記載しなければならない。

第二十六條第四項の規定は、相続人が第三十六條第五項(第三十六條の二第三項において準用する場合を含む。))において準用する第三十六條第一項又は第三十六條の二第二項の規定により所得税額の還付の請求をなす場合について、これを準用する。

第二十六條の四 事業所得、不動産所得、山林所得又は譲渡所得を有する個人は、政府の承認を受けた場合においては、前三條の規定により提出する確定申告書若しくは農業確定申告書又は損失申告書は、青色の申告書によることができる。(この申告書を青色申告書という。)

青色申告書には、命令の定めるところにより、貸借対照表、損益計算書その他所得又は純損失の金額の計算に関する明細書を添付しなければならない。

第二項の規定により青色申告書の提出につき政府の承認を受けようとする個人は、その年分につき青色申告書を提出しようとする年の前年十二月三十一日まで(その年の中途においてあらたに事業を開始した場合においては、当該事業開始の日から一箇月以内)に、命令の定めるところにより、当該所得について青色申告書を提出しようとする所得を定め、申請書を政府に提出しなければならない。

政府は、前項の規定による申請に対し承認をなす場合において、必要があると認めるときは、第二項に規定する帳簿書類について必要な指示をなすことができる。

政府は、第四項の申請書の提出があつた場合において、当該個人の備え付ける帳簿書類が第二項の規定による命令の規定に準拠していないものであると認められるとき若しくは当該帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠蔽し若しくは仮装して記載する等当該帳簿書類の記載事項の全体についてその真実性を疑ふに足る不実の事実があるとき又はその申請書の第八項の規定による取消の通知を受けた日から一箇年以内に提出されたものであるときは、当該申請を却下することができる。

第四項の規定による申請書の提出があつた場合において、その年分につき青色申告書を提出しようとする年の十二月三十一日までに、当該申請の承認又は却下の処分がなかつたときは、当該申請の承認があつたものとみなす。

青色申告書を提出することについて政府の承認を受けた個人の備え付ける帳簿書類が第二項の規定による命令の規定に準拠していないと認められるとき若しくは第五項の規定による指示に反していることと認められるときは、当該帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠蔽し若しくは仮装して記載する等当該帳簿書類の記載事項の全体についてその真実性を疑ふに足る不実の事実があるとき又は、政府は、その事実があつたと認められる相場の事由があるときは、政府は、その事実があつたと認められる時までさかのぼつてその承認を取り消すことができる。この場合においては、その事実があつた時以後提出した青色申告書は、青色申告書以外の申告書とみなす。

政府は、第四項の規定による申請があつた場合において承認若しくは却下の処分をなしたとき又は前項の規定による承認の取消の処分をなしたときは、申請をなした者又は承認を受けていた者に、これを通知する。

第十條の四第七項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第二十七條第一項中「確定申告書を提出した者は、」を「確定申告書若しくは農業確定申告書又は損失申告書を提出した者は、」に、「前條第一

項第七号を「第二十六條第一項第十号に、不足額が過少であること又は超過額が過大であることを発見したときは、」を「不足額が過少である場合若しくは超過額が過大である場合又は第二十六條の第三第一項第一号に規定する純損失の金額若しくは第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額が過大である場合若しくは第二十六條の第三第一項第三号若しくは第四号に規定する損失の額が過少である場合においては、当該申告書について第四十六條第七項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、」に、「同項各号を、第二十六條第一項各号又は第二十六條の第三第一項各号に、」提出しななければならない。」を提出することができ、に、「この申告書を修正確定申告書としてこれらの申告書をそれぞれ修正確定申告書若しくは修正農業確定申告書又は修正損失申告書に改め、同項の次に次の四項を加える。

損失申告書を提出した者は、その年中に総所得金額があること又は当該申告書に記載された第二十六條の第三第一項第三号若しくは第四号に規定する総所得金額が過少であることに因り確定申告書又は農業確定申告書を提出すべきであった場合においては、当該申告書について第四十六條第七項の規定による更正の通知があるまでは、命令の定めるところにより、修正確定申告書又は修正農業確定申告書を、政府に提出することができ、

前二項の規定は、第四十六條の規定による更正又は決定を受けた

者の当該更正若しくは決定に係る第二十六條第一項第十号に規定する過不足額について、不足額が過少である場合若しくは超過額が過大である場合又は当該更正に係る第二十六條の第三第一項第一号に規定する純損失の金額若しくは第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額が過大である場合、当該更正に係る同項第三号若しくは第四号に規定する損失の額が過少である場合若しくは当該更正に係る同項第三号若しくは第四号に規定する総所得金額が過少であることに因り確定申告書若しくは農業確定申告書を提出すべきであつた場合について、これを準用する。

前三項の場合において、前に提出した申告書が青色であるときは、修正確定申告書、修正農業確定申告書又は修正損失申告書は、青色申告書によらなければならない。この場合において、前條第八項後段の規定により前に提出した申告書が青色申告書以外の申告書とみなされるときは、青色申告書による修正確定申告書、修正農業確定申告書又は修正損失申告書は、青色申告書以外の申告書とみなす。

第一項の規定は、第三十六條第一項（同條第五項において準用する場合を含む。）の規定により所得税額の還付の請求をなした者の当該請求の基礎となつた純損失の金額が過大である場合又は当該純損失の金額について第四十六條第三項（同條第五項において準用す

る場合を含む。）の規定により更正を受けた場合における当該更正後の純損失の金額が過大である場合について、これを準用する。

同條第二項中「確定申告書を提出した者は、」を「確定申告書若しくは農業確定申告書又は損失申告書を提出した者は、」に、「前條第一項第七号を「第二十六條第一項第十号に、不足額が過大であること又は超過額が過少であることを発見したときは、」を「不足額が過大である場合若しくは超過額が過少である場合又は第二十六條の第三第一項第一号に規定する純損失の金額若しくは第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額が過少である場合若しくは第二十六條の第三第一項第三号若しくは第四号に規定する損失の額が過少である場合には、第四号に規定する損失の額が過大である場合においては、」に、「確定申告書を、当該申告書に、同項第一号に規定する所得金額及び所得税額並びに同項第七号に規定する過不足額を、第二十六條第一項第一号乃至第五号及び第十号に規定する額又は第二十六條の第三第一項第一号、第三号若しくは第四号に規定する損失の額に改め、同條第三項中「第二十三條第五項乃至第七項を、第二十三條第六項乃至第八項に改め、同條第四項中「前條第四項を、第二十六條第四項に、修正確定申告書」を「修正確定申告書、修正農業確定申告書若しくは修正損失申告書」に、修正確定申告書、修正農業確定申告書若しくは修正損失申告書」に、

第二十八條中「第十四條を、第十五條の三乃至第十一條の六又は第十五條の二に改め、確定申告書」の下に「若しくは農業確定申告書又は損失申告書」を加え、第二十六條第一項第四号を「第二十六條第一項第十号又は第二十六條の第三第一項第八号に改め、同項第一号に規定する所得税額の計算については、」を削る。

第二十八條の次に次の一條を加える。

第二十八條の二 第九條の二第一項又は第三項の控除に関する規定は、その控除しようとする年分の確定申告書若しくは農業確定申告書に第二十六條第一項第十一号に規定する事項の記載がない場合又は損失申告書に第二十六條の第三第一項第二号乃至第四号に規定する事項の記載がない場合においては、これを適用しない。前條但書の規定は、この場合について、これを準用する。

第二十九條第一項中「所得金額（死亡當時の同居親族に所得があるときは、その所得金額の見積額との合算額が一万五千円を超えるときは、」を「総所得金額又は純損失の金額若しくは第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額について、第二十六條第一項、第二十六條の二第一項又は第二十六條の三第一項の規定に該当するときは、」に改め、「その他の者」を削り、「第二十六條第一項を、第二十六條第一項又は第二十六條の三第一項に改め、同條第二項中「有しないこととなるときは、」を「有しないこととなる場合において、その年一月一日以後その住所及び居所を有しないこととなる日までの総所得金額又は純損失の金額若しくは第十一條の三の規定により控除を認められる損失の額について

て、第二十六條第一項、第二十六條の二第一項又は第二十六條の三第一項の規定に該当するときは、」に、「第二十六條第一項を、第二十六條第一項又は第二十六條の三第一項に改め、同項の次に次の四項を加える。

第十三條の二第一項又は第十三條の三第一項の規定の適用がある場合においては、年の中途において死亡した者又はその住所及び居所を有しないこととなる者の総所得金額にこれらの規定の適用を受ける親族の所得の金額の見積額を合算して、その合算額について、前二項の規定を適用する。

前項の場合において、年の中途において死亡した者又はその住所及び居所を有しないこととなる者の所得税の税額は、その者については総所得金額又は資産所得の金額、親族については総所得金額又は資産所得の金額の見積額を基礎として第十三條の二又は第十三條の三の規定により計算する。この場合において、その者の税額は、当該親族のその後の申告により変更されることはない。

第二十六條の四の規定は、第一項又は第二項の規定による申告書を提出する場合について、これを準用する。この場合において、第二十六條の四第七項中「その年分につき青色申告書を提出しようとする年の十二月三十一日」とあるのは「死亡の日又は住所及び居所を有しないこととなる日」と読み替へるものとする。

第二十七條の規定は、第一項又

は第二項の規定による申告書を提出する場合について、これを準用する。

同條第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に、「第十四條」を「第十一條の三乃至第十一條の六又は第十五條の二」に改める。

「第一節 申告納税」を「第一節 申告納税及び還付」に改める。

第三十條及び第三十一條を次のように改める。

第三十條 六月予定申告書を提出した者は、その予定納税額の三分の一に相当する税額の所得税を、左の三期において、政府に納付しなければならない。

第一期 その年六月一日から同月三十日限

第二期 その年十月一日から同月三十一日限

第三期 翌年一月一日から同月三十一日限

農業七月予定申告書を提出した者は、その予定納税額の三分の一に相当する税額の所得税を、左の三期において、政府に納付しなければならない。

第一期 その年七月一日から同月三十一日限

第二期 その年十一月一日から同月三十日限

第三期 翌年二月一日から同月末日限

十月予定申告書を提出した者は、その予定納税額の二分の一に相当する税額の所得税を、第一項に規定する第二期及び第三期において、農業十一月予定申告書を提出した者（第二十二條の二第三項

において準用する第二十一條の第三十項の規定により申告書を提出したものとみなされる者を含む。）は、その予定納税額の二分の一に相当する税額の所得税を、前項に規定する第二期及び第三期において、それぞれ政府に納付しなければならない。

第三十一條 十月修正予定申告書又は農業十一月修正予定申告書を提出した者の第二期及び第三期において納付すべき所得税額は、前條第一項又は第二項の規定による当該納期分の所得税額につき、十月修正予定申告書又は農業十一月修正予定申告書に記載された予定納税額と六月予定申告書又は農業七月予定申告書に記載された予定納税額との差額の二分の一に相当する金額を加算した金額による。

第三十二條第一項中「確定申告書」を「確定申告書又は農業確定申告書」に改め、「その決定を受けた者であるときは、」の下に「第三項の規定にかかわらず、」を加え、「第四期分」を「第三期分」に、「第二十六條第一項第七号」を「第二十六條第一項第十号」に、「第四期」を「第三期」に改め、同條第二項中「その他の者」を削り、「第四期」を「第三期」に改め、同項の次に次の一項を加える。

予定納税額の申告をなした者（第二十一條の第三十項の規定により申告書を提出したもの）とみなされた者を含む。）が確定申告書又はその決定を受けた者が確定申告書若しくは農業確定申告書又は損失申告書を、その提出期限までに提出しなかつたときは、その者は、前

二條及び第四十五條の規定による第三期分の税額の所得税を第三期において納付しなければならない。

同條第三項中「修正確定申告書」の下に「又は修正農業確定申告書」を、「所得税額」の下に「（第二十七條第二項の場合においては、修正確定申告書又は修正農業確定申告書の提出に因り納付すべきこととなつた所得税額以下同じ。）」を加え、同項の次に次の一項を加える。

第三十六條第一項（同條第五項において準用する場合を含む。）又は第三十六條の二第二項（同條第三項において準用する場合を含む。）の第三十六條第五項において準用する場合を含む。）の規定により修正に係る申告書に不足額が過大であることを附記した場合においては、その者は、当該申告書の提出の日、その還付を受けた所得税額のうち、当該申告に因り過大となつた税額（第三十六條第六項（第三十六條の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により加算される金額のうち当該過大となつた税額に対応する部分の金額を含む。）を、政府に納付しなければならない。

第三十三條第一項を削り、同條第二項中「命令で定める税額の所得税」

を「その延長された期間内に納期が定められていた税額」に改め、同條第三項中「四月予定申告書、七月予定申告書、十月予定申告書、七月修正予定申告書、十月修正予定申告書、確定申告書」を「六月予定申告書、農業七月予定申告書、十月予定申告書、農業十一月予定申告書、十月修正予定申告書、農業十一月修正予定申告書、確定申告書、農業確定申告書」に改め、「当該申告書を提出した者」の下に「（第二十一條の第三十項（第二十二條の二第三項において準用する場合を含む。）以下本條において同じ。）の規定により申告書を提出したもの」とみなされた者を除く。」を加え、同條に次の二項を加える。

第九條の二、第十一條の三乃至第十一條の六、第十四條、第十五條の二、第三十六條及び第三十六條の二の規定は、前項の場合においては、これを適用しない。但し、申告書の提出期限内に提出がなかつたことについてこれを提出した者に正当な事由があると認められる場合においては、この限りでない。

第二十一條の第三十項の規定により申告書を提出したものとみなされる者が、六月予定申告書、農業七月予定申告書又は農業十一月予定申告書又は農業七月修正申告書又は農業十一月修正申告書又は農業十一月予定申告書（第二十二條の二第二項第一号の規定により提出する場合に限る。）を提出した場合における当該申告書の提出に因り増加した所得税額について

は、命令の定めるところにより、当該申告書提出の日、これを政府に納付しなければならない。

第三十四條に次の一項を加える。

第三十二條第四項及び第五項の規定は、第二十九條第六項において準用する第二十七條第一項乃至第三項又は第五項の規定により修正に係る申告書を提出した場合について、これを準用する。

第三十五條第二項中「第一期乃至第三期」を「第一期及び第二期」に改め、「確定申告書」の下に「若しくは農業確定申告書又は損失申告書」を加える。

第三十六條を次のように改める。

第三十六條 青色申告書を提出する個人は、その年に純損失の金額がある場合においては、青色申告書の提出と同時に、その前年分の課税総所得金額（第十四條第一項の規定により、所得税の税額を計算する場合においては、調整所得金額、第十四條の二第二項又は第二項の規定の適用がある場合においては、第二次調整所得金額 以下本條において同じ。）に対し第十三條乃至第十四條の二の規定により計算した所得税額（第十五條の規定の適用がある場合において、同條の規定による所得税額以下本條において同じ。）と当該課税総所得金額から純損失の金額の全部又は一部を控除して第十三條乃至第十四條の二の規定により計算した所得税額との差額に相当する所得税額について、命令の定めるところにより、政府に対し、還付の請求をなすことができる。但

し、その前年において青色申告書を提出している場合に限る。

前項の所得税額の還付の請求をなす個人は、純損失の金額を生じた年の前年分の課税総所得金額及び所得税額並びに控除を受けようとする純損失の金額その他命令で定める事項を記載した書類を、政府に提出しなければならない。

政府は、第一項の所得税額の還付の請求があつた場合においては、当該請求の基礎となつた純損失の金額その他必要な事項について調査し（当該調査に基き必要があるとき）、当該請求においては、更正をなし、当該請求をなした個人に対し、当該請求に係る金額の全部を還付し、当該金額の一部を還付する旨を通知してこれを還付し又は請求の理由がない旨を通知する。

第十條の四第七項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

前四項の規定は、第一項の規定により所得税額の還付の請求をなし得る者が、当該請求前に死亡した場合について、これを準用する。

による利子税額の計算に準じて計算した金額を加算しなければならない。

第三項（第五項において準用する場合を含む。）の規定により金額（前項の規定により加算すべき金額を含む。）の還付をなす場合において、未納の国税、督促手数料及び滞納処分費があるときは、当該金額は、これに充當する。

第三十六條の二、第十四條の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける者は、同條第一項第一号に掲げる税額（同項第二号に掲げる税額があるときは、当該税額との合計額）から同項第三号に掲げる税額（同項第四号に掲げる税額があるときは、当該税額との合計額）を控除し、なお不足額があるときは、命令の定めるところにより、確定申告書若しくは農業確定申告書又は損失申告書にその旨を附記して、政府に対し、当該不足額に相当する所得税額の還付の請求をなすことができる。

前項（第三項において準用する場合を含む。）の規定により還付の請求をなした場合において、前項の規定により附記した確定申告書、農業確定申告書、損失申告書又は第二十九條第一項若しくは第二項に規定する申告書について修正をなし、当該修正に因り前項の不足額が過大となるときは、命令の定めるところにより、当該修正に係る申告書にその旨を附記しなければならない。

は、前二項の場合について、これを準用する。

第三十六條の三、確定申告書、農業確定申告書又は損失申告書を提出した者は、第二十六條第一項第十号に規定する過不足額又は第二十六條の三第一項第七号に規定する所得税額について過納額があるときは、政府の承認を受けて、当該過納額（当該過納額について更正を受けたときは、当該更正後の過納額）の全部又は一部を翌年において第三十八條第一項又は第四十條の規定により徴収せらるべき所得税の税額に順次充當することができ。

前項の規定による承認の申請は、確定申告書、農業確定申告書又は損失申告書の提出と同時に、これをなさなければならない。

政府は、第一項の規定による承認をなしたときは、命令の定めるところにより、その承認の申請をなした者についての第三十八條第一項の規定に該当する給與の支拂者（二以上の支拂者があるときは、主たる給與の支拂者）を経由して当該申請をなした者に、その旨を通知する。

第三十七條 次のように改める。

第三十七條 第一條第一項の規定に該当する個人に対し、この法律の施行地において利子所得又は配当所得のうち利息の配当の支拂をなす者は、その支拂の際、その支拂うべき金額に対し、百分の二十の税率を適用して算出した税額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを

政府に納付しなければならない。

第三十八條第一項第一号中「扶養親族」を「扶養親族及び不具者」に改め、同条の次に次の一号を加える。

二 第三十九條の規定による申告書を提出した者の当該申告書の經由先から支拂を受ける給與については、その給與の支給期が毎月又は毎旬と定められているときは、当該支給期の区分に従い、その給與の金額に二又は三を乗じて計算した金額並びに申告された扶養親族及び不具者の有無及びその数に依り、別表第二の月額表甲欄に掲げる税額を二又は三で除して計算した税額

同項第二号中「扶養親族」を「扶養親族及び不具者」に改め、同条を同項第三号とし、同項第三号中「前二号」を「前三号」に、「扶養親族」を「扶養親族及び不具者」に改め、同条を同項第四号とし、同項第四号中「前三号」を「前四号」に、「給與の支給期間」を「（給與の支給期が毎月又は毎旬と定められているときは、その給與の金額に二又は三を乗じて計算した金額に対する別表第二の月額表乙欄に掲げる税額を二又は三で除して計算した税額、給與の支給期間に、「又は第二号」を「乃至第三号」に改め、同条を同項第五号とし、同項第五号及び第六号を次のように改める。

六 労働した日又は時間によつて算定され、且つ、労働した日において支拂を受ける給與については、第一号又は前号の規定にかかわらず、別表第二の月額表丙欄に掲げる税額

七 賞與及び賞與の性質を有する給與については、当該給與の六分の一（当該給與の金額の計算の基礎となつた期間が六箇月をこえるときは、十二分の一）以下本條において同じ。）に相当する金額を前月中に支拂を受けたその他の給與の金額に加算した金額並びに申告された扶養親族及び不具者の有無及びその数に依り別表第二の月額表甲欄に掲げる税額と、前月中に支拂を受けたその他の給與の金額並びに申告された扶養親族及び不具者の有無及びその数に依り別表第二の月額表甲欄に掲げる税額との差額に、六（当該給與の金額の計算の基礎となつた期間が六箇月をこえるときは、十二以下本條において同じ。）を乗じて計算した税額（前月中に支拂を受けたその他の給與の金額が第五号の規定に該当する給與であるときは、賞與及び賞與の性質を有する給與の六分の一に相当する金額を前月中に支拂を受けたその他の給與の金額に加算した金額に依り別表第二の月額表乙欄に掲げる税額と、前月中に支拂を受けたその他の給與の金額に依り別表第二の月額表乙欄に掲げる税額と、六を乗じて計算した税額、前月中に支拂を受けたその他の給與の金額が第六号の規定に該当する給與の六分の一に相当する金額を前月中に支拂を受けたその他の給與の金額に加算した金額に依り別表第二の月額表乙欄に掲げる税額と、六を乗じて計算した税額）

八 退職所得については、その年

同條第二項中「前條第三項」を「前條第二項」に、「第三十條第一項又は第二項を」「第三十條第一項乃至第三項」に改め、同條第三項を次のように改める。

前二項の場合において、更正に因り増加した税額又は決定に係る税額のうち、左の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる納期限までに、これを政府に納付しなければならぬ。

一 当該更正又は決定の通知をなした日が納期限前二十日以内である場合においては、当該納期に係る分及びすでに経過した納期に係る分については、当該通知をなした日以後一箇月を経過する日

在 前号に掲げる場合を除く外、すでに経過した納期に係る分については、^{但し}通知をなした日以後到来する最初の納期限

第四十六條第一項中「確定申告書又は修正確定申告書」を「確定申告書、農業確定申告書、損失申告書、修正確定申告書、修正農業確定申告書又は修正損失申告書」に、「所得金額若しくは所得税額又は第二十六條第一項第七号に規定する金額」を「第二十六條第一項第一号乃至第五号及び第十号又は第二十六條の三第一項第一号、第三号及び第四号に規定する額に」、「所得金額若しくは所得税額又は同号に規定する金額」を「これらの額」に改め、同項の次に次の二項を加える。

政府は、損失申告書の提出があつた場合において、その年において、

て總所得金額があること又は第二十六條の三第一項第三号若しくは第四号に規定する總所得金額が過少であることに因り、確定申告書又は農業確定申告書を提出すべきであつたときは、政府の調査により、第二十六條第一項第一号乃至第五号及び第十号に規定する額を定めるため、当該損失申告書を更正することができる。

第三十六條第一項（同條第五項において準用する場合を含む。）の規定による所得税額の還付の請求があつた場合において、同條第二項（同條第五項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載された純損失の金額が、政府において調査したところと異なるときは、政府は、その調査により、当該純損失の金額を更正する。

同條第二項中「確定申告書」の下に「又は農業確定申告書」を加え、「所得金額及び所得税額並びに第二十六條第一項第五号乃至第七号に規定する金額を、第二十六條第一項第一号乃至第五号及び第八号乃至第十号に規定する額に改め、同條第三項中「前二項」を「前四項」に改め、同條第四項中「前三項」を「前五項又は本項」に、「所得金額若しくは所得税額又は第二十六條第一項第七号に規定する金額を、第二十六條第一項第一号乃至第五号及び第十号又は第二十六條の三第一項第一号、第三号及び第四号に規定する額に、「脱漏がある」と（同項第七号に規定する金額が超過額であるときは、当該金額が過大であること）を発見したときは、」を

「不足額がある場合」第二十六條第一項第十号に規定する金額が超過額である場合においては当該超過額が過大である場合又は第二十六條の三第一項第一号に規定する純損失の金額若しくは第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額が過大である場合若しくは同項第三号若しくは第四号に規定する損失の額が過少である場合）においては、「」に、「所得金額若しくは所得税額又は同項第七号に規定する金額を「これらの額」に改め、同條第五項中「前四項」を「前六項」に改め、決定をなしたときは、」の下に「当該更正又は決定に係る第二十六條第一項第一号若しくは第二号若しくは第二十六條の三第一項第一号に規定する金額又は第三項に規定する純損失の金額について第九條第一項各号に規定する所得別にその金額を附記して、」を加え、同條第六項中第二十三條第六項を「第十條の四第七項」に改める。

第四十六條の二 政府は、青色申告書を提出することを認められていて個人の青色申告書の提出を認められている年分に係るその提出を認められている所得について前條の更正をなす場合においては、その帳簿書類を調査し、その調査に因り、所得の計算に誤があることと認められる場合に限り、これをなすことができる。但し、申告書に記載された事項によつて所得の金額及び所得税額又は損失の額の計算について、第九條乃至第十五條の二の規定に従っていないことが明らかである場合又は誤がある場合

においては、当該事項につき前條の規定により更正をなすことを妨げない。

政府は、青色申告書について更正をなした場合には、前條第七項の規定による通知には、同項の規定により附記する事項に代えて、更正の理由を附記しなければならない。

第一項に規定する場合を除く外、政府は、財産の価額若しくは債務の金額の増減、収入若しくは支出の状況又は事業の規模により所得の金額又は損失の額を推計して、前條の更正又は決定をなすことができる。

第四十七條中「前條第一項乃至第四項を、第四十六條第一項、第二項又は第四項乃至第六項に、同條第五項を「同條第七項」に改め、同條に次の二項を加える。

政府は、第四十六條第一項又は第三項（同條第五項において準用する場合を含む。）の規定により純損失の金額を更正した場合においては、第三十六條第三項（同條第五項において準用する場合を含む。）の規定により還付した所得税額のうち、当該更正に因り過大となつた税額（同條第六項の規定により加算される金額のうち、当該過大となつた税額に対応する部分の金額を含む。）を、同條第七項の通知をなした日から一箇月後を納期限として徴収する。

政府は、第四十六條第一項又は第二項（同條第五項において準用する場合を含む。）の規定により更正

正をなした場合において、第三十六條の二第一項（同條第三項において準用する場合を含む。）の規定により還付した所得税額のうち、当該更正に因り過大となつた税額（第三十六條の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により加算される金額のうち、当該過大となつた金額に対応する部分の金額を含む。）があるときは、第四十六條第七項の規定による通知をなした日から一箇月を納期限として、当該金額を徴収する。

第六章を次のように改める。

第六章 再調査、審査及び訴訟

第四十八條 第二十三條第六項（第二十七條第七項（第二十九條第六項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）第三十六條第三項（同條第五項において準用する場合を含む。）以下本條において同じ。第四十四條第四項、第四十六條第七項、第五十七條第七項、第五十七條の二第二項又は第六十二條の四第二項の規定により通知を受けた者は、その通知を受けた第二十三條第三項若しくは第四項若しくは第二十七條第六項若しくは第八項（第二十九條第六項において準用する場合を含む。）の規定による更正の請求に関する事項、第三十六條第三項に規定する還付に関する事項、第二十一條第一項第一号乃至第五号に規定する額若しくは予定納税

額、第二十六條第一項第一号乃至第五号若しくは第十号に規定する額、第二十六條の三第一項第一号、第三号若しくは第四号に規定する額、第五十七條第一項乃至第四項の規定により徴収される過少申告加算税額、無申告加算税額若しくは源泉徴収加算税額、第五十七條の二第一項乃至第四項の規定により徴収される重加算税額又は第六十二條の四第一項の規定により徴収される加算税額に対して異議があるときは、これらの通知を受けた日から一箇月以内に、命令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、当該通知をなした税務署長に対し、再調査の請求をなすことができる。

但し、当該通知に係る事項に関する調査が国税庁又は国税局の収税官吏によつてなされた旨の記載がある書面により当該通知を受けた者については、この限りでない。

第二十三條第八項及び第二十四條の規定は、前項の規定による請求について、これを準用する。

前二項の規定は、第十條の四第六項（第十條の五第三項において準用する場合を含む。）第二十一條（第三十九條、第二十六條の四第九項（第二十九條第五項において準用する場合を含む。）又は第六十五條第四項の規定による政府の通知を受けた者が当該通知を受けた事項について異議がある場合について、これを準用する。

税務署長は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定

による再調査の請求（以下再調査の請求という。）があつた場合において、当該請求の方式又は手続に欠陥があるときは、相当の期間を定めて、その欠陥を補正させることができる。

一 再調査の請求が第一項の期間経過後になされたときは又は前項の規定により欠陥の補正を求めた場合においてその欠陥が補正されなかつたときは、当該請求を却下する決定

二 再調査の請求の全部についてその理由がないと認めるときは、当該請求を棄却する決定

三 再調査の請求の全部又は一部についてその理由があると認めるときは、再調査の請求の目的となつた処分全部又は一部を取り消す決定

第十條の四第七項の規定は、前項の規定による通知について、これを準用する。

第四十九條 前條第一項但書（同條第三項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者又は同條第五項の規定による通知を受けた者は、同條第一項若しくは第三項に規定する通知に係る事項又は同條第五項の規定による決定（以下再調査の決定という。）に対して異

議があるときは、同條第一項若しくは第三項に規定する通知又は同條第五項の規定による通知を受けた日から一箇月以内に、命令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、当該通知をなした税務署長を経由し、国税庁長官又は国税局長に対し、審査の請求をなすことができる。この場合において、当該審査の請求が再調査の決定に対するものであるときは、当該再調査の目的となつた処分に対する審査の請求があつてなされたものとみなす。

第二十三條第八項及び第二十四條の規定は、前項の規定による請求について、これを準用する。

再調査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、各当該各号に規定する日において、当該各号に規定する税務署長の管轄区域を所轄する国税局長に対し、第一項の規定による請求（以下審査の請求という。）があつたものとみなす。

一 税務署長において再調査の請求を審査の請求として取り扱うことを適当と認め、且つ、再調査の請求をなした者がこれに同意したときは、当該同意があつた日

二 再調査の請求があつた日から三箇月以内に前條第五項の規定による通知がなされず、且つ、再調査の請求をなした者が当該請求を審査の請求として取り扱うことを税務署長に申し出たときは、当該申出のあつた日

前條第四項の規定は、審査の請求があつた場合について、これを準用する。

国税庁長官又は国税局長は、審査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、当該各号に定める決意をなし、その理由を附記した書面により、これを当該請求をなした者（第三項の再調査の請求をなした者を含む。）に通知しなければならない。

この場合において、第一項後段の規定により再調査の目的となつた処分に対する審査の請求があつてなされたものとみなされる場合には、第二号又は第三号の規定による決定は、その各々の請求についてなされなければならない。

一 審査の請求が第一項の期間経過後になされたときは又は前項において準用する前條第四項の規定により欠陥の補正を求めた場合においてその欠陥が補正されなかつたときは、当該請求を却下する決定

二 審査の請求の全部についてその理由がないと認めるときは、当該請求を棄却する決定

三 審査の請求の全部又は一部についてその理由があると認めるときは、審査の請求の目的となつた処分全部又は一部を取り消す決定

国税庁長官又は国税局長が、前條第五項第一号の規定による再調査の決定に対する審査の請求について前條第二号による決定をなしたときは、前項後段の規定にかが

わらず、第一項後段の規定によりあつてなされたものとみなされた再調査の目的となつた処分に対する審査の請求は、これを棄却されたものとみなす。

国税庁長官又は国税局長は、前條第一項に規定する事項について第五項第二号又は第三号の規定による決定をなす場合においては、国税庁又は国税局に所屬する協議団の協議を経なければならない。

第十條の四第七項の規定は、第五項の規定による通知について、これを準用する。

第七項に規定する協議団に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第五十條 再調査の請求又は審査の請求の目的となる処分に関する事件については、訴訟法の規定は、これを適用しない。

第五十一條 再調査の請求又は審査の請求の目的となる処分の取消又は変更を求める訴は、第四十九條第五項の規定による決定（以下審査の決定という。）を経た後でなければ、これを提起することができない。但し、再調査の請求があつた日から六箇月を経過してなお再調査の決定の通知がないとき、審査の請求があつた日から三箇月を経過したとき又は再調査の決定若しくは審査の決定を経ることに因り著しい損害を生ずる虞のあるときその他正当な事由があるときは、再調査の決定又は審査の決定を経ないで訴を提起することができる。

再調査の請求若しくは審査の請求の目的となる処分又は審査の決定の取消又は変更を求める訴は、行政事件訴訟法第五條第一項又は第四項の規定にかかわらず、審査の決定に係る通知を受けた日から三箇月以内に、これを提起しなければならない。

第一項但書の規定により再調査の請求があつた日から六箇月を経過した後に当該再調査の目的となつた処分の取消又は変更を求める訴を提起する場合においては、当該再調査の請求があつた日から九箇月以内に、当該訴を提起しなければならない。

前二項の期間は、これを不變期間とする。

第二項に規定する訴が提起された場合においては、国税庁又は国税局の職員は、国の利害に關係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律第五條第一項の規定の適用については、当事者又は参加人となつた税務署長又は国税局長の所部の職員とみなす。

第一項但書の規定により訴が提起された場合においても、再調査の請求又は審査の請求がなされている場合には、これらの請求に対して決定をなすことを妨げない。

第五十二條 前條第二項に規定する訴においては、裁判所が相手方当事者となつた国税庁長官、国税局長又は税務署長の主張を合理的と認めたとときは、当該訴を提起した者がまず証拠の申出をなし、その後相手方当事者が証拠の申出をなすものとする。

相手方当事者は、前項の規定にかかわらず、随時証拠の申出をなすことができる。

第七章中第五十二條を削る。

第五十三條を次のように改める。

第五十三條 政府は、確定申告書、

農業確定申告書、修正確定申告書又は修正農業確定申告書に記載された総所得金額が五十万円をこえる者の住所、氏名及び当該申告に係る総所得金額を、命令の定めるところにより、公示しなければならない。

第五十四條第一項中「確定申告書若しくは修正確定申告書」を「確定申告書、農業確定申告書、修正確定申告書若しくは修正農業確定申告書」に、「所得金額若しくは所得税額若しくは第二十六條第一項第七号に規定する金額を」を「第二十六條第一項第一号乃至第五号及び第十号に規定する額に」、「脱漏」を「不足額」に、「(同号)を(同項第十号)に」を「当該所得金額、所得税額又は同号に規定する金額をこれらの額」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同條第二項中「第三十七條第一項」を「第三十七條に」、「徴収すべき所得税を徴収しなかつた事実又は徴収した税金を納付しなかつた事実」を「徴収して納付すべき所得税を納付しなかつた事実」に、「当該所得金額、所得税額又は同号に規定する金額をこれらの額」に改め、同條第三項を次のように改める。

前二項の規定は、不法行為に因り知り得た事実又は国若しくは地方公共団体の職員がその職務の遂

行に伴い知り得た事実に基づくものであるときは、これを適用しない。

第五十五條を次のように改める。

第五十五條 納税義務者は、左の各号の一に該当する場合において

は、当該各号に掲げる所得税額については、当該各号に掲げる期間に及び、当該税額を算出して計算した金額に相当する利子税額をあわせて納付しなければならない。

一 第三十條乃至第三十二條の規定により納付すべき所得税額を

その納期限(第三十三條第一項の規定により納期限が延長されたときは、その延長された納期限)内に完納しなかつた場合において、その未納に係る所得税額について、当該納期限の翌日から当該所得税額を納付する日までの期間

二 六月予定申告書、農業七月予

定申告書、十月予定申告書、農業十一月予定申告書、十月修正予定申告書、農業十一月修正予定申告書、確定申告書、農業確定申告書又は第二十九條第一項若しくは第二項に規定する申告書を当該申告書の提出期限後又は申告をなすべき日後に提出した場合においては、第三十三條第二項又は第四項の規定により納付すべき所得税額について、当該申告書の提出期限又は申告をなすべき日の翌日から当該所得税額を納付する日までの期間

三 修正確定申告書、修正農業確定申告書又は第二十九條第一項若しくは第二項に規定する申告書に係る修正申告書を提出した場合においては、第三十二條第四項(第三十四條第三項において準用する場合を含む。)の規定により納付すべき所得税額に

ついて、確定申告書、農業確定申告書又は第二十九條第一項若しくは第二項に規定する申告書の提出期限又は申告をなすべき日の翌日から所得税額を納付する日までの期間

四 第三十六條第一項(同條第五

項において準用する場合を含む。)又は第三十六條の第二項(同條第三項において準用する場合を含む。)において準用する第三十六條第五項において準用する場合を含む。以下本條において同じ。の規定により所得税額の還付の請求をなし、所得税額の還付を受けた者が当該請求の基礎となつた純損失の金額について第二十七條第五項(第二十九條第六項において準用する場合を含む。)において準用する第二十七條第一項の規定による申告書を提出した場合又は第三十六條の第二項(同條第三項において準用する場合を含む。)第三十六條第五項において準用する場合を含む。の規定により

納付すべき所得税額について、第三十六條第三項(同條第五項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。又は第三十六條の第二項(同條第三項において準用する場合を含む。)第三十六條第五項において準用する場合を含む。の規定により修正に係る申告書に不足額が過大であることを附記した場合においては、第三十二條第五項(第三十四條第三項において準用する場合を含む。)の規定により

納付すべき所得税額について、第三十六條第三項(同條第五項において準用する場合を含む。)又は第三十六條の第二項(同條第三項において準用する場合を含む。)第三十六條第五項において準用する場合を含む。の規定により修正に

つた日から当該所得税額を納付する日までの期間

五 第四十四條第一項若しくは第

三項の規定による更正又は同條第二項の規定による決定があつた場合においては、その更正に因り増加した所得税額又はその決定に係る所得税額(第四十五條第三項各号に掲げる税額に限る。)について、第三十條に規定する納期限の翌日から当該所得税額を納付する日までの期間

前項の場合において、納税義務者が同項各号に掲げる所得税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額の計算の基礎となる所得税額は、同項各号に掲げる所得税額からその納付した所得税額を控除した税額による。

前二項の規定は、前二項の利子税額の計算の基礎となる所得税額が千円未満であるときは、これを適用しない。当該所得税額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算する。

前三項の規定により計算した利子税額が百円未満であるときは、これを納付することを要しない。第一項第二号乃至第四号の規定に該当する場合で当該各号に規定する申告書若しくは修正に係る申告書を提出した者又は同項第五号

の規定に該当する場合で当該更正若しくは決定を受けた者が、第三十二條第四項若しくは第五項(第三十四條第三項において準用する場合を含む。)、第三十三條第二項若しくは第四項又は第四十五條第三項に規定する納期日までに利子税額を完納しなかつた場合及び

第一項第一号の規定に該当する場合においては、政府は、国税徴収法第九條の規定によりその納付すべき利子税額の納付を督促する。第三十五條第二項の規定は、この場合について、これを準用する。

政府は、第四十七條の規定により追徴税額又は同條第二項若しくは第三項に規定する税額を徴収する場合においては、第一項第三号又は第四号及び第二項乃至第四項の規定に準じて計算した利子税額をあわせて徴収する。

納税義務者が第一項の規定により利子税額をあわせて納付すべき場合又は前項の規定により利子税額をあわせて徴収される場合において、当該納税義務者が納付した所得税額が第三十條乃至第三十四條若しくは第四十五條第三項の規定により納付すべき所得税額又は第四十七條の規定により徴収される所得税額に達するまでは、その納付した所得税額は、これらの規定により納付すべき所得税額又は徴収される所得税額に充てられたものとする。但し、国税徴収法第二十八條の規定の適用を妨げない。

第五十六條第一項中「第三十七條第一項」を「第三十七條に改め、「徴

収すべき所得税を徴収しなかつた場合又は徴収した税金を「徴収して納付すべき所得税」に「徴収しなかつた所得税の税額又は」を「その」に、「命令で定める期間」を「第三十七條、第三十八條第一項又は第四十條乃至第四十二條に規定する納期限の翌日から納付の日までの期間」に、「十銭」を「四銭」に「税額を加算して」を「利子税額をあわせて」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第三條の規定は、前項の場合にについては、これを適用しない。

同條第二項中「前條第二項及び第三項を前條第二項乃至第四項及び第七項に、「前項の規定により加算する税額」を「第一項に規定する利子税額」に改める。

第五十七條第一項を次のように改める。

確定申告書、農業確定申告書若しくは第二十九條第一項若しくは第二項に規定する確定申告書若しくは農業確定申告書に相当する申告書（以下本條及び第五十七條の二において確定申告書等と總稱する。）又は損失申告書（第二十九條第一項又は第二項に規定する申告書で損失申告書に相当するものを含む。以下本條及び第五十七條の二において同じ。）の提出期限内に確定申告書等又は損失申告書の提出があつた場合（第三十三條第三項但書の規定に該当する場合を含む。）において、第四十六條第一項若しくは第二項（同條第五項において準用する場合を含む。）若しくは同條第六項の規定による更正は同條第六項の規定による更正

正があつたとき又は修正確定申告書、修正農業確定申告書若しくは第二十九條第六項において準用する第二十七條に規定する申告書で修正確定申告書若しくは修正農業確定申告書に相当するもの（以下本條及び第五十七條の二において修正確定申告書等と總稱する。）の提出があつたときは、政府は、当該更正又は修正前の申告又は修正申告に係る額に誤があつたことについて正当な事由がないと認めるときは、当該更正に係る第四十七條第一項の規定による追徴税額又は当該修正に因り増加した所得税額に、百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税額を徴収する。

第三十六條第三項（同條第五項において準用する場合を含む。）又は第三十六條の二第一項（同條第三項において準用する第三十六條第五項において準用する場合を含む。）の規定により所得税額の還付を受けた場合において、第四十六條第一項乃至第三項（同條第五項において準用する場合を含む。）若しくは同條第六項の規定により更正があつたとき又は第二十七條第二項（第二十九條第六項において準用する場合を含む。）の規定による修正確定申告書等、第二十七條第五項（第二十九條第六項において準用する場合を含む。）において準用する第二十七條第一項の規定による申告書若しくは第三十六條の二第二項（同條第三項において準用する第三十六條第五項において

て準用する場合を含む。）の規定による附記をなした修正確定申告書等の提出があつたときは、政府は、当該更正又は修正前の申告又は修正申告に係る額に誤があつたことについて正当な事由がないと認めるときは、第四十七條第二項若しくは第三項の規定により徴収する税額又は第三十二條第五項（第三十四條第三項において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき税額に、百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税額を徴収する。

左の各号の一に該当する場合においては、政府は、第一号及び第二号の場合にあつては確定申告書等又は損失申告書の提出期限内に確定申告書等又は損失申告書の提出がなかつたことについて、又、第三号及び第四号の場合にあつては修正申告書等又は修正申告書の提出がなかつたことについて、且つ、第二号及び第四号の場合にあつては更正又は修正申告書の提出又は修正に係る額に誤があつたことについて正当な事由がないと認めるときは、当該各号に掲げる所得税額に、当該各号に掲げる期間に及び、その期間が一箇月以内のときは百分の十の割合、一箇月をこえ二箇月以内のときは百分の十五の割合、二箇月をこえ三箇月以内のときは百分の二十の割合、三箇月をこえ四箇月以内のときは百分の二十五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税額を徴収する。一 確定申告書等の提出期限後に

確定申告書等の提出があつた場合においては、当該申告書に記載された第二十六條第一項第十号に規定する不足額について、確定申告書等の提出期限の翌日から当該申告書の提出の日までの期間

二 前号の規定に該当する場合又は損失申告書の提出期限後に損失申告書の提出があつた場合において、第四十六條第一項若しくは第二項（同條第五項において準用する場合を含む。）若しくは同條第六項の規定による更正があつたとき又は修正確定申告書等の提出があつたときは、当該更正に係る第四十七條第一項の規定による追徴税額又は当該修正に因り増加した所得税額に、百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税額を徴収する。

三 第四十六條第四項（同條第五項において準用する場合を含む。）の規定による決定があつた場合においては、当該決定に係る第二十六條第一項第十号に規定する不足額について、確定申告書等の提出期限の翌日から当該決定に係る第四十六條第七項の規定による通知をなした日までの期間

四 第四十六條第四項（同條第五項において準用する場合を含む。）の規定による決定があつた場合において、同條第六項の規定による更正があつたとき又は修正確定申告書等の提出があつたときは、当該更正に係る第四十七條第一項の規定による追徴税額又は当該修正に因り増加した所得税額に、百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税額を徴収する。

修正確定申告書等の提出があつたときは、当該更正に係る第四十七條第一項の規定による追徴税額又は当該修正に因り増加した所得税額について、確定申告書等の提出期限の翌日から当該更正に係る第四十六條第七項の規定による通知をなした日又は当該修正確定申告書等の提出の日（但し、修正確定申告書等の提出があつた場合においては、その後において更正又は修正があつたときも、当該修正確定申告書等の提出の日とする。）までの期間

同條第二項中「第三十七條第一項」を「第三十七條」に、「徴収すべき所得税を徴収しなかつた場合又は徴収した税金」及び「徴収すべき所得税を徴収しなかつたとき又は徴収した税金」を「徴収しなかつたとき又は徴収した税金」に改め、「徴収しなかつた所得税の税額又は」を「その」に、「命令で定める期間」を「第三十七條、第三十八條第一項又は第四十條乃至第四十二條に規定する納期限の翌日から納付の日までの期間」に、「十銭」を「四銭」に「税額を加算して」を「利子税額をあわせて」に改め、同項の次に次の一項を加える。

算税額を徴収する。に改め、同項の次に次の一項を加える。

納税義務者が修正確定申告書等(第三十六條の二第二項の規定による附記をなしたものを含む。若しくは第二十七條第五項において準用する同條第一項の規定による申告書を提出した場合、確定申告書等の提出期限後に確定申告書等若しくは修正確定申告書等を提出した場合又は第三十七條、第三十八條第一項若しくは第四十條乃至第四十二條の規定により所得税を徴収する義務がある者が徴収して納付すべき所得税を納付期限後に納付した場合において、当該提出又は納付が当該納税義務者又は当該徴収する義務がある者に係る政府の調査に因り第四十六條の規定による更正もしくは決定又は第四十三條第一項の規定による徴収があるべきことを予知してなされたものでなかつたときは、政府は、当該修正申告に因り増加した所得税額、第三十二條第五項(第三十四條第三項において準用する場合を含む。)の規定により納付すべき税額若しくは当該申告に係る第二十六條第一項第十号に規定する不足額又は当該納付に係る所得税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税額、無申告加算税額又は源泉徴収加算税額を徴収しない。

同條第三項中「第五十五條第二項及び第三項を」第五十五條第三項及び第四項に、「前二項の場合について、」を「第一項乃至第四項の規定に

より税額を徴収する場合について、第五十六條第二項の規定は、第四項の規定により源泉徴収加算税額を徴収する場合について、」に改め、同條第四項中「第一項又は第二項を」第一項乃至第四項に、「第三十七條第一項、」を「第三十七條、」に改め、同條第五項中「第二十三條第六項を」第十條の四第七項に改める。

第五十七條の二 前條第一項の規定に該当する場合において、納税義務者が所得税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べし又は仮装し、その隠べし又は仮装したところに基き確定申告書等、損失申告書又は修正確定申告書等を提出していたときは、政府は、同項の過少申告加算税額に代え、当該過少申告加算税額の計算の基礎となるべき追徴税額又は所得税額に、百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税額を徴収する。

前條第二項の規定に該当する場合において、納税義務者が所得税額又は純損失の金額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べし又は仮装し、その隠べし又は仮装したところに基いて所得税額の還付を受け又は第二十七條第二項(第二十九條第六項において準用する場合を含む。)の規定による修正確定申告書等、第二十七條第五項(第二十九條第六項において準用する場合を含む。)において準用する第二十七條第一項の規定による申告書若しくは第三十六條

の二第二項(同條第三項において準用する第三十六條第五項において準用する場合を含む。)の規定による附記をなした修正確定申告書等を提出していたときは、政府は、前條第二項の過少申告加算税額に代え、当該過少申告加算税額の計算の基礎となるべき税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税額を徴収する。

前條第三項の規定に該当する場合において、左の各号の一に該当する事由があるときは、政府は、同項の無申告加算税額の外、当該無申告加算税額の計算の基礎となつた所得税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税額を徴収する。

一 前條第三項第一号の規定に該当する場合においては、納税義務者が所得税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べし又は仮装し、その隠べし又は仮装したところに基いて確定申告書等の提出期限内に確定申告書等を提出しなかつたこと

二 前條第三項第二号の規定に該当する場合においては、納税義務者が所得税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べし又は仮装し、その隠べし又は仮装したところに基いて、確定申告書等、損失申告書等又は修正確定申告書等を提出していたこと

三 前條第三項第三号の規定に該当する場合においては、納税義務者が所得税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べし又は仮装し、その隠べし又は仮装したところに基いて確定申告書等を提出しなかつたこと

四 前條第三項第四号の規定に該当する場合においては、納税義務者が所得税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べし又は仮装し、その隠べし又は仮装したところに基いて確定申告書等を提出せず又は修正確定申告書等を提出していたこと

前條第四項の規定に該当する場合において、第三十七條、第三十八條第一項又は第四十條乃至第四十二條の規定により所得税を徴収する義務がある者が、事実の全部又は一部を隠べし又は仮装し、その隠べし又は仮装したところに基いて徴収して納付すべき所得税を納付期限内に納付しなかつた場合においては、政府は、前條第四項の規定による源泉徴収加算税額の外、当該源泉徴収加算税額の計算の基礎となつた所得税額に、百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税額を徴収する。

前四項の規定に該当する場合において、納税義務者又は第三十七條、第三十八條第一項若しくは第四十條乃至第四十二條の規定により所得税を徴収する義務がある者が前條第五項の規定に該当するときは、政府は、同項に規定する過少申告加算税額、無申告加算税額又は源泉徴収加算税額の計算の基礎となる所得税額に、百分の五十

の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税額を徴収しない。

第五十五條第三項及び第四項の規定は、第一項乃至第四項の規定により重加算税額を徴収する場合について、第五十六條第二項の規定は、第四項の規定により重加算税額を徴収する場合について、これを準用する。

政府は、第一項乃至第四項の規定により徴収する重加算税額を決定したときは、これを納税義務者又は第三十七條、第三十八條第一項若しくは第四十條乃至第四十二條の規定により所得税を徴収する義務がある者に通知する。

第十條の四第七項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第六十條中「費用弁償」を削る。

第六十一條の次に次の一條を加える。

第六十一條の二 この法律の施行地において法人が左の各号に掲げる金額の支拂をなす場合においては、当該法人は、命令の定めるところにより、政府及び当該金額の支拂を受ける者に対して、当該金額を通知しなければならない。

一 株式の消却若しくは資本の減少に因り株主に対し、又は退社、脱退若しくは出資の減少に因り持分の拂戻として社員若しくは出資者に対し、支拂又は交付する金額の額又は金銭以外の財産の価額(株式又は出資についてはその拂込金額、以下本條において同じ。)及びこれらの

額の合計額（数回に分割して支拂又は交付するときは、すでに支拂又は交付した額の累計額以下本條において同じ。）

二 解散に因り残余財産の分配として株主、社員又は出資者に対し支拂又は交付する金銭の額又は金銭以外の財産の価格及びこれらの額の合計額

三 被合併法人の株主、社員又は出資者に対し合併に因り支拂又は交付する金銭の額又は株式若しくは出資の拂込金額及びこれらの額の合計額

前項の通知には、法人税法第十六條に規定する積立金額をその法人（合併の場合においては、被合併法人）の株式又は出資の数で除した金額を附記しなければならない。

解散（残余財産の分配として他の法人の株式又は出資を交付し又は引き当てる場合に限る。以下本條において同じ。）又は合併の場合においては、前項の積立金額は、当該他の法人又は合併法人に引き継がれなかつた部分の金額に限るものとする。

解散の場合においては、前二項の積立金額は、その解散の時における積立金額から成る部分の金額（解散法人の清算中の各事業年度において当該積立金に課せられた法人税がある場合においては、当該税額を控除した金額とするものとする。）に限るものとする。

第二項の規定により附記すべき金額は、同項の規定によりその数

で除する株式について、数種の株式がある場合又は株主全額の拂込が完了していない場合においては、当該株式の利益の配当又は残余財産の分配に対する権利の割合に応じて同項の計算を行った金額とする。

第六十二條第一項第三号中「扶養親族の数」を「扶養親族及び不具者の数」に改め、同條の次に次の三條を加える。

第六十二條の二 第三十八條第一項の規定に該当する給與支拂者は、命令の定めるところにより、その給與の支拂の際、支拂うべき給與の金額及び同項又は第四十條の規定により徴収する所得税額（第四十三條第二項の規定により控除する金額がある場合においては、当該金額を含む。）を記載した支拂明細書を、その給與の支拂を受ける者に交付しなければならない。

第三十八條第一項の規定に該当する給與支拂者は、同項若しくは第四十條の規定により所得税を納付したとき又は第四十三條第一項の規定により所得税を徴収されたときは、命令の定めるところにより、当該所得税額の計算書及び納付し又は徴収されたことを示す書類を掲示しなければならない。

第六十二條の三 第一條第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人でその年中の総所得金額が七十万円をこえるもの又はその年十二月三十一日午後十二時において有する財産の価額からその時にあって現に存する債務（公租公課を含む。以下同じ。）の金額を控除した金額が三百万円をこえるものは、命令の定めるところによりその時にあって有する財産の種類及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した財産及び債務の明細表を、確定申告書、農業確定申告書、損失申告書、修正確定申告書、修正農業確定申告書又は修正損失申告書に添附して提出しなければならない。但し、富裕税法第十八條第一項乃至第三項の規定により申告書を提出すべき者については、この限りでない。

前項の規定により財産及び債務の明細表を添附して提出する義務がある者が同項に規定する申告書の提出前に死亡した場合においては、相続人は、命令の定めるところにより、同項に規定する財産及び債務の明細表を、第二十六條第四項（第二十六條の二第二項、第二十六條の三第三項又は第二十七條第八項において準用する場合を含む。）の規定により提出する申告書に添附して提出しなければならない。但し、富裕税法第十八條第四項の規定により申告書を提出すべき者については、この限りでない。

む。以下同じ。）の金額を控除した金額が三百万円をこえるものは、命令の定めるところによりその時にあって有する財産の種類及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した財産及び債務の明細表を、確定申告書、農業確定申告書、損失申告書、修正確定申告書、修正農業確定申告書又は修正損失申告書に添附して提出しなければならない。但し、富裕税法第十八條第一項乃至第三項の規定により申告書を提出すべき者については、この限りでない。

前項の規定により財産及び債務の明細表を添附して提出する義務がある者が同項に規定する申告書の提出前に死亡した場合においては、相続人は、命令の定めるところにより、同項に規定する財産及び債務の明細表を、第二十六條第四項（第二十六條の二第二項、第二十六條の三第三項又は第二十七條第八項において準用する場合を含む。）の規定により提出する申告書に添附して提出しなければならない。但し、富裕税法第十八條第四項の規定により申告書を提出すべき者については、この限りでない。

前二項の場合においては、第十三條の二第二項又は第十三條の三第三項の規定により所得の金額を合算するときは、第一項中總所得金額とあるのは、主たる所得者以外の親族の資産所得の金額又は扶養親族の総所得金額（第十三條の三第二項の規定の適用がある場合に

おいては、總所得金額から資産所得の金額を控除した金額）を主たる所得者の總所得金額又は納税義務者の總所得金額（同項の規定の適用がある場合においては、總所得金額から資産所得の金額を控除した金額）に合算した金額とする。

第一項又は第二項の場合において、第十三條の二第二項又は第十三條の三第三項の規定により所得の金額を合算するときは、第一項の財産及び債務は、主たる所得者及び主たる所得者以外の親族又は納税義務者及び扶養親族の財産及び債務の合算額による。この場合において、第十三條の三第二項の規定の適用があるときは、主たる所得者以外の親族又は扶養親族の財産及び債務の合算は、主たる所得者又は納税義務者のいずれか一に對してなせば足りる。

前二項の場合においては、第一項に規定する財産及び債務の明細表は、各人別に区分して記載しなければならない。

第一項に規定する財産の価額及び債務の金額は、富裕税法第三章の規定により評価した価額又は金額による。

第六十二條の四 政府は、確定申告書又は農業確定申告書を提出すべき者が前條第一項に規定する財産及び債務の明細表を添附して提出しなかつた場合においては、その者の所得税額（第十三條の二第二項又は第十三條の三第三項の規定の適用がある場合においては、これらの規定に規定するおん分前の税額）が十万円以上であり、且つ、その添附しなかつたことについて正当な事由がないと認めるときは、その者に對し、一万円の加算税額を徴収する。

政府は、前項の規定により徴収する加算税額を決定したときは、これを納税義務者に通知する。

第十條の四第七項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第六十三條第一号中「納税義務者又は「納税義務者」に改め、「認められる者」の下に「又は損失申告書（第二十九條第一項又は第二項に規定する申告書で損失申告書に相当するものを含む。）を提出した者」を加え、同條第五号中「納税義務者若しくは納税義務者があると認められる者」を「第一号に掲げる者に改める。

第六十四條中「その団体の員に對する事項」を「その団体の員に對する調査に關し参考となるべき事項（団体の個人ごとの所得の金額及び団体の個人から特に報告を求めらるべき事項を指す。）に改める。

第六十五條に次の三項を加える。

政府は、第一項又は前項前段の規定による納税地が納税義務者の所得の状況からみて所得税の納税地に不適当であると認める場合においては、これらの規定にかかわらず、当該納税義務者の納税地を指定することができる。

政府は、第二項後段又は前項の規定により納税地を指定したときは、その旨を、納税義務者に通知

する。

第十條の四第七項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第六十六條の次に次の一條を加える。

第六十六條の二 第一條第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人は、この法律の施行地においてあらたに商業、工業その他命令で定める事業を開始するとき又はあらたにその事業場を設け、これを變更し若しくはこれを廃止するときは、命令の定めるところにより、政府に申告しなければならない。

第六十七條を次のように改める。

第六十七條 政府は、同族会社の行為又は計算で、これを容認した場合同族会社においてその株主若しくは社員又はその親族、使用人等その株主若しくは社員と特殊の關係がある者の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、第四十四條第一項乃至第三項又は第四十六條第一項乃至第六項の規定による更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、その認めるところにより、第二十一條第一項第一号乃至第五号に規定する額若しくは予定納税額又は第二十六條第一項第一号乃至第五号及び第十号若しくは第二十六條の三第一項第一号に規定する額を計算することができ

前項の同族会社とは、法人税法第七條の二に規定する会社をい

第六十九條及び第七十條を次のように改める。

第六十九條 詐偽その他不正の行為により、第二十六條第一項第三号乃至第五号に規定する所得税額につき所得税を免れ又は第三十六條第三項（同條第五項において準用する場合を含む。）若しくは第三十六條の二第二項（同條第三項において準用する場合を含む。）の規定により準用する場合を含む。）の還付を受けた者は、これを三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し又はこれを併科する。

前項の免れた又は還付を受けた所得税額が五百万円をこえるときは、情状に因り、同項の罰金は、五百万円をこえその免れた又は還付を受けた所得税額に相当する金額以下となすことができる。

第一項の場合においては、政府は、直ちに、その免れた所得税額又は還付を受けた所得税額（第三十六條第六項（第三十六條の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により加算された金額のうち当該過大となつた税額に対応する部分の金額を含む。）を徴収する。

第六十九條の二 詐偽その他不正の行為により、第三十七條、第三十八條第一項又は第四十條乃至第四十二條の規定により徴収せらるべき所得税を免れた者は、これを三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し又はこれを併科する。

前項の免れた所得税額が五十万円をこえるときは、情状に因り、同

項の罰金は、五十万円をこえその免れた所得税額に相当する金額以下となすことができる。

第六十九條の三 第三十七條、第三十八條第一項又は第四十條乃至第四十二條の規定により徴収し納付すべき所得税を納付しなかつた者は、これを三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し又はこれを併科する。

前項の納付しなかつた所得税額が百万円をこえるときは、情状に因り、同項の罰金は、百万円をこえその納付しなかつた所得税額に相当する金額以下となすことができる。

第三十七條、第三十八條第一項又は第四十條乃至第四十二條の規定により所得税を徴収すべき所得を支拂つた場合において、支拂を受けた者ごとの支拂金額を知ることができないときは、その金額の總額に対し百分の五十の割合を乗じて計算した金額を、徴収して納付すべき所得税額とみなして、前二項の規定を適用する。

第一項の場合においては、政府は、直ちに、その納付しなかつた所得税を、その納付しなかつた者から徴収する。

第六十九條の四 正当な事由がなく確定申告書、農業確定申告書又は第二十九條第一項若しくは第二十二條の規定する申告書で確定申告書若しくは農業確定申告書に相当するものを当該申告書の提出期限内に提出しなかつた者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。但し、情状に因り、

その刑を免除することができる。

第七十條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。但し、第三号の規定に該当する者が、当該所得税について第六十九條の三の規定に該当するに至つたときは、同條の例による。

一 前年分について確定申告書又は農業確定申告書を提出する義務がなく、且つ、同年分について損失申告書を提出しなかつた者で、六月予定申告書、農業七月予定申告書、十月予定申告書、十月修正予定申告書又は農業十一月修正予定申告書に虚偽の記載をなしてこれを政府に提出したもの。

二 第二十一條の三第二項及び第三項の書類に虚偽の記載をなして提出し政府の承認を受けた者

三 第三十七條、第三十八條第一項又は第四十條乃至第四十二條の規定により徴収すべき所得税を徴収しなかつた者

四 第五十九條第一項に規定する告知すべき事項について、虚偽の告知をなした者及び同項の規定に違反し告知をなさしめないで支拂をなした者

五 第六十一條第一項若しくは第二項の支拂調書若しくは計算書若しくは第六十二條第一項の源泉徴収票を政府に提出せず又はその支拂調書、計算書若しくは源泉徴収票に虚偽の記載をなしてこれを政府に提出した者

七 第六十二條第一項の源泉徴収票を給與の支拂を受ける者に交付せず又はその源泉徴収票に虚偽の記載をなしてこれを交付した者

八 第六十二條の二第二項の規定による支拂明細書を交付せず若しくはこれに虚偽の記載をなして交付した者又は同條第二項の規定による揭示をなさず若しくは虚偽の揭示をなした者

九 第六十三條の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ又は忌避した者

十 前号の帳簿書類で虚偽の記載をなしたものを呈示した者

十一 第六十三條の規定による収税官吏の質問に対し答弁をなさない者

十二 前号の質問に対し虚偽の答弁をなした者

第七十一條中「二十万円を」「三万円」に改める。

第七十二條中「第六十九條又は」を「第六十九條乃至」に改める。

第七十四條中「第六十九條第一項又は第二項」を「第六十九條乃至第六十九條の三」に改め、「第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、」を削り、「懲役刑に処するときは、」を「懲役刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、」に改める。

附則第五條及び附則第五條の二を次のように改める。

第五條 削除

別表第一から第四までを次のように改める。

別表第一 所得税の簡易税額表

(一)

(第十五條の規定による所得税額表)

課税総所得金額又は調整所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額又は調整所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額又は調整所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
円 200円未満	円 0	円 0	% 20	円 36,000	円 37,000	円 7,200	% 20	円 91,000	円 92,000	円 20,800	% 22
200	400	40	20	37,000	38,000	7,400	20	92,000	93,000	21,100	22
400	600	80	20	38,000	39,000	7,600	20	93,000	94,000	21,400	22
600	800	120	20	39,000	40,000	7,800	20	94,000	95,000	21,700	23
800	1,000	160	20	40,000	41,000	8,000	20	95,000	96,000	22,000	23
1,000	1,200	200	20	41,000	42,000	8,200	20	96,000	97,000	22,300	23
1,200	1,400	240	20	42,000	43,000	8,400	20	97,000	98,000	22,600	23
1,400	1,600	280	20	43,000	44,000	8,600	20	98,000	99,000	22,900	23
1,600	1,800	320	20	44,000	45,000	8,800	20	99,000	100,000	23,200	23
1,800	2,000	360	20	45,000	46,000	9,000	20	100,000	101,000	23,500	23
2,000	2,200	400	20	46,000	47,000	9,200	20	101,000	102,000	23,850	23
2,200	2,400	440	20	47,000	48,000	9,400	20	102,000	103,000	24,200	23
2,400	2,600	480	20	48,000	49,000	9,600	20	103,000	104,000	24,550	23
2,600	2,800	520	20	49,000	50,000	9,800	20	104,000	105,000	24,900	23
2,800	3,000	560	20	50,000	51,000	10,000	20	105,000	106,000	25,250	24
3,000	3,500	600	20	51,000	52,000	10,250	20	106,000	107,000	25,600	24
3,500	4,000	700	20	52,000	53,000	10,500	20	107,000	108,000	25,950	24
4,000	4,500	800	20	53,000	54,000	10,750	20	108,000	109,000	26,300	24
4,500	5,000	900	20	54,000	55,000	11,000	20	109,000	110,000	26,650	24
5,000	5,500	1,000	20	55,000	56,000	11,250	20	110,000	111,000	27,000	24
5,500	6,000	1,100	20	56,000	57,000	11,500	20	111,000	112,000	27,350	24
6,000	6,500	1,200	20	57,000	58,000	11,750	20	112,000	113,000	27,700	24
6,500	7,000	1,300	20	58,000	59,000	12,000	20	113,000	114,000	28,050	24
7,000	7,500	1,400	20	59,000	60,000	12,250	20	114,000	115,000	28,400	24
7,500	8,000	1,500	20	60,000	61,000	12,500	20	115,000	116,000	28,750	25
8,000	8,500	1,600	20	61,000	62,000	12,750	20	116,000	117,000	29,100	25
8,500	9,000	1,700	20	62,000	63,000	13,000	20	117,000	118,000	29,450	25
9,000	9,500	1,800	20	63,000	64,000	13,250	21	118,000	119,000	29,800	25
9,500	10,000	1,900	20	64,000	65,000	13,500	21	119,000	120,000	30,150	25
10,000	11,000	2,000	20	65,000	66,000	13,750	21	120,000	121,000	30,500	25
11,000	12,000	2,200	20	66,000	67,000	14,000	21	121,000	122,000	30,900	25
12,000	13,000	2,400	20	67,000	68,000	14,250	21	122,000	123,000	31,300	25
13,000	14,000	2,600	20	68,000	69,000	14,500	21	123,000	124,000	31,700	25
14,000	15,000	2,800	20	69,000	70,000	14,750	21	124,000	125,000	32,100	25
15,000	16,000	3,000	20	70,000	71,000	15,000	21	125,000	126,000	32,500	26
16,000	17,000	3,200	20	71,000	72,000	15,250	21	126,000	127,000	32,900	26
17,000	18,000	3,400	20	72,000	73,000	15,500	21	127,000	128,000	33,300	26
18,000	19,000	3,600	20	73,000	74,000	15,750	21	128,000	129,000	33,700	26
19,000	20,000	3,800	20	74,000	75,000	16,000	21	129,000	130,000	34,100	26
20,000	21,000	4,000	20	75,000	76,000	16,250	21	130,000	131,000	34,500	26
21,000	22,000	4,200	20	76,000	77,000	16,500	21	131,000	132,000	34,900	26
22,000	23,000	4,400	20	77,000	78,000	16,750	21	132,000	133,000	35,300	26
23,000	24,000	4,600	20	78,000	79,000	17,000	21	133,000	134,000	35,700	26
24,000	25,000	4,800	20	79,000	80,000	17,250	21	134,000	135,000	36,100	26
25,000	26,000	5,000	20	80,000	81,000	17,500	21	135,000	136,000	36,500	27
26,000	27,000	5,200	20	81,000	82,000	17,800	21	136,000	137,000	36,900	27
27,000	28,000	5,400	20	82,000	83,000	18,100	22	137,000	138,000	37,300	27
28,000	29,000	5,600	20	83,000	84,000	18,400	22	138,000	139,000	37,700	27
29,000	30,000	5,800	20	84,000	85,000	18,700	22	139,000	140,000	38,100	27
30,000	31,000	6,000	20	85,000	86,000	19,000	22	140,000	141,000	38,500	27
31,000	32,000	6,200	20	86,000	87,000	19,300	22	141,000	142,000	38,900	27
32,000	33,000	6,400	20	87,000	88,000	19,600	22	142,000	143,000	39,300	27
33,000	34,000	6,600	20	88,000	89,000	19,900	22	143,000	144,000	39,700	27
34,000	35,000	6,800	20	89,000	90,000	20,200	22	144,000	145,000	40,100	27
35,000	36,000	7,000	20	90,000	91,000	20,500	22	145,000	146,000	40,500	27

(二)

課税総所得金額又は調整所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額又は調整所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額又は調整所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
146,000	147,000	40,900	28	201,000	202,000	65,500	32	256,000	257,000	93,000	36
147,000	148,000	41,300	28	202,000	203,000	66,000	32	257,000	258,000	93,500	36
148,000	149,000	41,700	28	203,000	204,000	66,500	32	258,000	259,000	94,000	36
149,000	150,000	42,100	28	204,000	205,000	67,000	32	259,000	260,000	94,500	36
150,000	151,000	42,500	28	205,000	206,000	67,500	32	260,000	261,000	95,000	36
151,000	152,000	42,950	28	206,000	207,000	68,000	33	261,000	262,000	95,500	36
152,000	153,000	43,400	28	207,000	208,000	68,500	33	262,000	263,000	96,000	36
153,000	154,000	43,850	28	208,000	209,000	69,000	33	263,000	264,000	96,500	36
154,000	155,000	44,300	28	209,000	210,000	69,500	33	264,000	265,000	97,000	36
155,000	156,000	44,750	28	210,000	211,000	70,000	33	265,000	266,000	97,500	36
156,000	157,000	45,200	28	211,000	212,000	70,500	33	266,000	267,000	98,000	36
157,000	158,000	45,650	29	212,000	213,000	71,000	33	267,000	268,000	98,500	36
158,000	159,000	46,100	29	213,000	214,000	71,500	33	268,000	269,000	99,000	36
159,000	160,000	46,550	29	214,000	215,000	72,000	33	269,000	270,000	99,500	36
160,000	161,000	47,000	29	215,000	216,000	72,500	33	270,000	271,000	100,000	37
161,000	162,000	47,450	29	216,000	217,000	73,000	33	271,000	272,000	100,500	37
162,000	163,000	47,900	29	217,000	218,000	73,500	33	272,000	273,000	101,000	37
163,000	164,000	48,350	29	218,000	219,000	74,000	33	273,000	274,000	101,500	37
164,000	165,000	48,800	29	219,000	220,000	74,500	34	274,000	275,000	102,000	37
165,000	166,000	49,250	29	220,000	221,000	75,000	34	275,000	276,000	102,500	37
166,000	167,000	49,700	29	221,000	222,000	75,500	34	276,000	277,000	103,000	37
167,000	168,000	50,150	30	222,000	223,000	76,000	34	277,000	278,000	103,500	37
168,000	169,000	50,600	30	223,000	224,000	76,500	34	278,000	279,000	104,000	37
169,000	170,000	51,050	30	224,000	225,000	77,000	34	279,000	280,000	104,500	37
170,000	171,000	51,500	30	225,000	226,000	77,500	34	280,000	281,000	105,000	37
171,000	172,000	51,950	30	226,000	227,000	78,000	34	281,000	282,000	105,500	37
172,000	173,000	52,400	30	227,000	228,000	78,500	34	282,000	283,000	106,000	37
173,000	174,000	52,850	30	228,000	229,000	79,000	34	283,000	284,000	106,500	37
174,000	175,000	53,300	30	229,000	230,000	79,500	34	284,000	285,000	107,000	37
175,000	176,000	53,750	30	230,000	231,000	80,000	34	285,000	286,000	107,500	37
176,000	177,000	54,200	30	231,000	232,000	80,500	34	286,000	287,000	108,000	37
177,000	178,000	54,650	30	232,000	233,000	81,000	34	287,000	288,000	108,500	37
178,000	179,000	55,100	30	233,000	234,000	81,500	34	288,000	289,000	109,000	37
179,000	180,000	55,550	31	234,000	235,000	82,000	35	289,000	290,000	109,500	37
180,000	181,000	56,000	31	235,000	236,000	82,500	35	290,000	291,000	110,000	37
181,000	182,000	56,450	31	236,000	237,000	83,000	35	291,000	292,000	110,500	37
182,000	183,000	56,900	31	237,000	238,000	83,500	35	292,000	293,000	111,000	38
183,000	184,000	57,350	31	238,000	239,000	84,000	35	293,000	294,000	111,500	38
184,000	185,000	57,800	31	239,000	240,000	84,500	35	294,000	295,000	112,000	38
185,000	186,000	58,250	31	240,000	241,000	85,000	35	295,000	296,000	112,500	38
186,000	187,000	58,700	31	241,000	242,000	85,500	35	296,000	297,000	113,000	38
187,000	188,000	59,150	31	242,000	243,000	86,000	35	297,000	298,000	113,500	38
188,000	189,000	59,600	31	243,000	244,000	86,500	35	298,000	299,000	114,000	38
189,000	190,000	60,050	31	244,000	245,000	87,000	35	299,000	300,000	114,500	38
190,000	191,000	60,500	31	245,000	246,000	87,500	35	300,000円		115,000	38
191,000	192,000	60,950	31	246,000	247,000	88,000	35				
192,000	193,000	61,400	31	247,000	248,000	88,500	35				
193,000	194,000	61,850	32	248,000	249,000	89,000	35				
194,000	195,000	62,300	32	249,000	250,000	89,500	35				
195,000	196,000	62,750	32	250,000	251,000	90,000	36				
196,000	197,000	63,200	32	251,000	252,000	90,500	36				
197,000	198,000	63,650	32	252,000	253,000	91,000	36				
198,000	199,000	64,100	32	253,000	254,000	91,500	36				
199,000	200,000	64,550	32	254,000	255,000	92,000	36				
200,000	201,000	65,000	32	255,000	256,000	92,500	36				

(備考) 課税総所得金額とは、基礎控除、扶養控除、不具者控除、災害等の控除及び医療費控除をなした後の総所得金額をいい、調整所得金額とは、変動所得がある場合において第十四条第一項第一号の規定に従つてこれらの控除をなした後の総所得金額をいう。

別表第二 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八條第一項第一号及び第五号の規定による所得税源泉徴収額表）

1 月 額 表（一）

その月の 給与の金額		甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額												乙 第三十八條第五号の規定による税額
		扶養親族及び不具者の数												
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以上	未満	税 額												額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	給與の金額の17%に相当する金額
2,500	2,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	円
2,600	2,700	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	425
2,700	2,800	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	442
2,800	2,900	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	459
		59	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	476
2,900	3,000	76	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	493
3,000	3,100	93	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	510
3,100	3,200	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	527
3,200	3,300	127	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	544
3,300	3,400	144	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	561
3,400	3,500	161	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	578
3,500	3,600	178	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	595
3,600	3,700	195	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	612
3,700	3,800	212	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	629
3,800	3,900	229	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	646
3,900	4,000	246	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	663
4,000	4,100	263	63	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	680
4,100	4,200	280	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	697
4,200	4,300	297	97	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	714
4,300	4,400	314	114	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	731
4,400	4,500	331	131	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	748
4,500	4,600	348	148	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	765
4,600	4,700	365	165	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	782
4,700	4,800	382	182	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	799
4,800	4,900	399	199	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	816
4,900	5,000	416	216	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	833
5,000	5,100	433	233	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	853
5,100	5,200	450	250	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	874
5,200	5,300	467	267	67	0	0	0	0	0	0	0	0	0	896
5,300	5,400	484	284	84	0	0	0	0	0	0	0	0	0	917
5,400	5,500	501	301	101	0	0	0	0	0	0	0	0	0	938
5,500	5,600	518	318	118	0	0	0	0	0	0	0	0	0	959
5,600	5,700	535	335	135	0	0	0	0	0	0	0	0	0	981
5,700	5,800	552	352	152	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,002
5,800	5,900	569	369	169	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,023
5,900	6,000	586	386	186	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,044
6,000	6,100	603	403	203	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1,066
6,100	6,200	620	420	220	20	0	0	0	0	0	0	0	0	1,087
6,200	6,300	637	437	237	37	0	0	0	0	0	0	0	0	1,108
6,300	6,400	654	454	254	54	0	0	0	0	0	0	0	0	1,129
6,400	6,500	671	471	271	71	0	0	0	0	0	0	0	0	1,151
6,500	6,600	688	488	288	88	0	0	0	0	0	0	0	0	1,172
6,600	6,700	705	505	305	105	0	0	0	0	0	0	0	0	1,193
6,700	6,800	722	522	322	122	0	0	0	0	0	0	0	0	1,214
6,800	6,900	739	539	339	139	0	0	0	0	0	0	0	0	1,236
6,900	7,000	756	556	356	156	0	0	0	0	0	0	0	0	1,257
7,000	7,100	773	573	373	173	0	0	0	0	0	0	0	0	1,278
7,100	7,200	790	590	390	190	0	0	0	0	0	0	0	0	1,299
7,200	7,300	807	607	407	207	7	0	0	0	0	0	0	0	1,321
7,300	7,400	824	624	424	224	24	0	0	0	0	0	0	0	1,342
7,400	7,500	842	641	441	241	41	0	0	0	0	0	0	0	1,363
7,500	7,600	863	658	458	258	58	0	0	0	0	0	0	0	1,384
7,600	7,700	885	675	475	275	75	0	0	0	0	0	0	0	1,406
7,700	7,800	906	692	492	292	92	0	0	0	0	0	0	0	1,427
7,800	7,900	927	709	509	309	109	0	0	0	0	0	0	0	1,448

イ 月 額 表 (二)

その月の 給與の金額		第三十八條第一項第一号の規定による税額											第三十八條第一項第五号の規定による税額
		扶養親族及び不具者の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
7,900	8,000	948	726	526	326	126	0	0	0	0	0	0	1,472
8,000	8,100	970	743	543	343	143	0	0	0	0	0	0	1,496
8,100	8,200	991	760	560	360	160	0	0	0	0	0	0	1,523
8,200	8,300	1,012	777	577	377	177	0	0	0	0	0	0	1,549
8,300	8,400	1,033	794	594	394	194	0	0	0	0	0	0	1,574
8,400	8,500	1,055	811	611	411	211	11	0	0	0	0	0	1,600
8,500	8,600	1,076	828	628	428	228	28	0	0	0	0	0	1,625
8,600	8,700	1,097	847	645	445	245	45	0	0	0	0	0	1,651
8,700	8,800	1,118	868	662	462	262	62	0	0	0	0	0	1,676
8,800	8,900	1,140	890	679	479	279	79	0	0	0	0	0	1,702
8,900	9,000	1,161	911	696	496	296	96	0	0	0	0	0	1,727
9,000	9,100	1,182	932	713	513	313	113	0	0	0	0	0	1,753
9,100	9,200	1,203	953	730	530	330	130	0	0	0	0	0	1,778
9,200	9,300	1,225	975	747	547	347	147	0	0	0	0	0	1,804
9,300	9,400	1,246	996	764	564	364	164	0	0	0	0	0	1,829
9,400	9,500	1,267	1,017	781	581	381	181	0	0	0	0	0	1,855
9,500	9,600	1,288	1,038	798	598	398	198	0	0	0	0	0	1,880
9,600	9,700	1,310	1,060	815	615	415	215	15	0	0	0	0	1,906
9,700	9,800	1,331	1,081	832	632	432	232	32	0	0	0	0	1,931
9,800	9,900	1,352	1,102	852	649	449	249	49	0	0	0	0	1,957
9,900	10,000	1,373	1,123	873	666	466	266	66	0	0	0	0	1,986
10,000	10,200	1,395	1,145	895	683	483	283	83	0	0	0	0	2,016
10,200	10,400	1,437	1,187	937	717	517	317	117	0	0	0	0	2,075
10,400	10,600	1,484	1,230	980	751	551	351	151	0	0	0	0	2,135
10,600	10,800	1,535	1,272	1,022	785	585	385	185	0	0	0	0	2,194
10,800	11,000	1,586	1,315	1,065	819	619	419	219	19	0	0	0	2,254
11,000	11,200	1,637	1,357	1,107	857	653	453	253	53	0	0	0	2,313
11,200	11,400	1,688	1,400	1,150	900	687	487	287	87	0	0	0	2,373
11,400	11,600	1,739	1,442	1,192	942	721	521	321	121	0	0	0	2,432
11,600	11,800	1,790	1,490	1,235	985	755	555	355	155	0	0	0	2,492
11,800	12,000	1,841	1,541	1,277	1,027	789	589	389	189	0	0	0	2,553
12,000	12,200	1,892	1,592	1,320	1,070	823	623	423	223	23	0	0	2,621
12,200	12,400	1,943	1,643	1,362	1,112	862	657	457	257	57	0	0	2,689
12,400	12,600	2,000	1,694	1,405	1,155	905	691	491	291	91	0	0	2,757
12,600	12,800	2,060	1,745	1,447	1,197	947	725	525	325	125	0	0	2,825
12,800	13,000	2,119	1,796	1,496	1,240	990	759	559	359	159	0	0	2,893
13,000	13,200	2,179	1,847	1,547	1,282	1,032	793	593	393	193	0	0	2,961
13,200	13,400	2,238	1,898	1,598	1,325	1,075	827	627	427	227	27	0	3,029
13,400	13,600	2,298	1,949	1,649	1,367	1,117	867	661	461	261	61	0	3,097
13,600	13,800	2,357	2,007	1,700	1,410	1,160	910	695	495	295	95	0	3,165
13,800	4,000	2,417	2,067	1,751	1,452	1,202	952	729	529	329	129	0	3,233
14,000	4,200	2,476	2,126	1,802	1,502	1,245	995	763	563	363	163	0	3,301
14,200	4,400	2,536	2,186	1,853	1,553	1,287	1,037	797	597	397	197	0	3,369
14,400	4,600	2,603	2,245	1,904	1,604	1,330	1,080	831	631	431	231	31	3,437
14,600	4,800	2,671	2,305	1,955	1,655	1,372	1,122	872	665	465	265	65	3,505
14,800	15,000	2,739	2,364	2,014	1,706	1,415	1,165	915	699	499	299	99	3,577
15,000	15,200	2,807	2,424	2,074	1,757	1,457	1,207	957	733	533	333	133	3,653
15,200	15,400	2,875	2,483	2,133	1,808	1,508	1,250	1,000	767	567	367	167	3,730
15,400	15,600	2,943	2,543	2,193	1,859	1,559	1,292	1,042	801	601	401	201	3,806
15,600	15,800	3,011	2,611	2,252	1,910	1,610	1,335	1,085	835	635	435	235	3,883
15,800	16,000	3,079	2,679	2,312	1,962	1,661	1,377	1,127	877	669	469	269	3,959
16,000	16,200	3,147	2,747	2,371	2,021	1,712	1,420	1,170	920	703	503	303	4,036
16,200	16,400	3,215	2,815	2,431	2,081	1,763	1,433	1,212	962	737	537	337	4,112
16,400	16,600	3,283	2,883	2,491	2,140	1,814	1,514	1,255	1,005	771	571	371	4,189
16,600	16,800	3,351	2,951	2,551	2,200	1,865	1,565	1,297	1,047	805	605	405	4,265
16,800	17,000	3,427	3,027	2,627	2,266	1,922	1,622	1,345	1,095	845	643	443	4,351
17,000	17,200	3,507	3,107	2,707	2,336	1,986	1,682	1,395	1,145	895	693	493	4,441
17,200	17,400	3,593	3,187	2,787	2,406	2,056	1,742	1,445	1,195	945	723	523	4,531
17,400	17,600	3,683	3,267	2,867	2,476	2,126	1,802	1,502	1,245	995	763	563	4,621
17,600	17,800	3,773	3,347	2,947	2,547	2,196	1,862	1,562	1,295	1,045	803	603	4,711

イ 月 額 表 (三)

その月の 給与の金額	第三十八條第一項第一号の規定による税額												乙 第三十八條第一項第五号の規定による税額
	扶養親族及び不具者の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税 額											
17,800	18,000	3,863	3,427	3,027	2,627	2,266	1,922	1,622	1,345	1,095	845	643	4,801
18,000	18,200	3,953	3,507	3,107	2,707	2,336	1,986	1,682	1,395	1,145	895	683	4,891
18,200	18,400	4,043	3,593	3,187	2,787	2,406	2,056	1,742	1,445	1,195	945	723	4,981
18,400	18,600	4,133	3,683	3,267	2,867	2,476	2,126	1,802	1,502	1,245	995	763	5,071
18,600	18,800	4,223	3,773	3,347	2,947	2,547	2,196	1,862	1,562	1,295	1,045	803	5,161
18,800	19,000	4,313	3,863	3,427	3,027	2,627	2,266	1,922	1,622	1,345	1,095	845	5,251
19,000	19,200	4,403	3,953	3,507	3,107	2,707	2,336	1,986	1,682	1,395	1,145	895	5,341
19,200	19,400	4,493	4,043	3,593	3,187	2,787	2,406	2,056	1,742	1,445	1,195	945	5,431
19,400	19,600	4,583	4,133	3,683	3,267	2,867	2,476	2,126	1,802	1,502	1,245	995	5,521
19,600	19,800	4,673	4,223	3,773	3,347	2,947	2,547	2,196	1,862	1,562	1,295	1,045	5,611
19,800	20,000	4,763	4,313	3,863	3,427	3,027	2,627	2,266	1,922	1,622	1,345	1,095	5,701
20,000	20,200	4,853	4,403	3,953	3,507	3,107	2,707	2,336	1,986	1,682	1,395	1,145	5,791
20,200	20,400	4,943	4,493	4,043	3,593	3,187	2,787	2,406	2,056	1,742	1,445	1,195	5,881
20,400	20,600	5,033	4,583	4,133	3,683	3,267	2,867	2,476	2,126	1,802	1,502	1,245	5,971
20,600	20,800	5,123	4,673	4,223	3,773	3,347	2,947	2,547	2,196	1,862	1,562	1,295	6,061
20,800	21,000	5,213	4,763	4,313	3,863	3,427	3,027	2,627	2,266	1,922	1,622	1,345	6,151
21,000	21,200	5,303	4,853	4,403	3,953	3,507	3,107	2,707	2,336	1,986	1,682	1,395	6,241
21,200	21,400	5,393	4,943	4,493	4,043	3,593	3,187	2,787	2,406	2,056	1,742	1,445	6,331
21,400	21,600	5,491	5,033	4,583	4,133	3,683	3,267	2,867	2,476	2,126	1,802	1,502	6,421
21,600	21,800	5,581	5,123	4,673	4,223	3,773	3,347	2,947	2,547	2,196	1,862	1,562	6,511
21,800	22,000	5,691	5,213	4,763	4,313	3,863	3,427	3,027	2,627	2,266	1,922	1,622	6,601
22,000	22,200	5,791	5,303	4,853	4,403	3,953	3,507	3,107	2,707	2,336	1,986	1,682	6,691
22,200	22,400	5,891	5,393	4,943	4,493	4,043	3,593	3,187	2,787	2,406	2,056	1,742	6,781
22,400	22,600	5,991	5,491	5,033	4,583	4,133	3,683	3,267	2,867	2,476	2,126	1,802	6,871
22,600	22,800	6,091	5,591	5,123	4,673	4,223	3,773	3,347	2,947	2,547	2,196	1,862	6,961
22,800	23,000	6,191	5,691	5,213	4,763	4,313	3,863	3,427	3,027	2,627	2,266	1,922	7,051
23,000	23,200	6,291	5,791	5,303	4,853	4,403	3,953	3,507	3,107	2,707	2,336	1,986	7,141
23,200	23,400	6,391	5,891	5,393	4,943	4,493	4,043	3,593	3,187	2,787	2,406	2,056	7,231
23,400	23,600	6,491	5,991	5,491	5,033	4,583	4,133	3,683	3,267	2,867	2,476	2,126	7,321
23,600	23,800	6,591	6,091	5,591	5,123	4,673	4,223	3,773	3,347	2,947	2,547	2,196	7,411
23,800	24,000	6,691	6,191	5,691	5,213	4,763	4,313	3,863	3,427	3,027	2,627	2,266	7,501
24,000	24,200	6,791	6,291	5,791	5,303	4,853	4,403	3,953	3,507	3,107	2,707	2,336	7,591
24,200	24,400	6,891	6,391	5,891	5,393	4,943	4,493	4,043	3,593	3,187	2,787	2,406	7,681
24,400	24,600	6,991	6,491	5,991	5,491	5,033	4,583	4,133	3,683	3,267	2,867	2,476	7,771
24,600	24,800	7,091	6,591	6,091	5,591	5,123	4,673	4,223	3,773	3,347	2,947	2,547	7,861
24,800	25,000	7,191	6,691	6,191	5,691	5,213	4,763	4,313	3,863	3,427	3,027	2,627	7,951
25,000	25,200	7,291	6,791	6,291	5,791	5,303	4,853	4,403	3,953	3,507	3,107	2,707	8,041
25,200	25,400	7,391	6,891	6,391	5,891	5,393	4,943	4,493	4,043	3,593	3,187	2,787	8,131
25,400	25,600	7,491	6,991	6,491	5,991	5,491	5,033	4,583	4,133	3,683	3,267	2,867	8,221
25,600	25,800	7,591	7,091	6,591	6,091	5,591	5,123	4,673	4,223	3,773	3,347	2,947	8,311
25,800	26,000	7,691	7,191	6,691	6,191	5,691	5,213	4,763	4,313	3,863	3,427	3,027	8,401
26,000	26,200	7,791	7,291	6,791	6,291	5,791	5,303	4,853	4,403	3,953	3,507	3,107	8,491
26,200	26,400	7,891	7,391	6,891	6,391	5,891	5,393	4,943	4,493	4,043	3,593	3,187	8,581
26,400	26,600	7,991	7,491	6,991	6,491	5,991	5,491	5,033	4,583	4,133	3,683	3,267	8,671
26,600	26,800	8,091	7,591	7,091	6,591	6,091	5,591	5,123	4,673	4,223	3,773	3,347	8,761
26,800	27,000	8,191	7,691	7,191	6,691	6,191	5,691	5,213	4,763	4,313	3,863	3,427	8,851
27,000	27,200	8,291	7,791	7,291	6,791	6,291	5,791	5,303	4,853	4,403	3,953	3,507	8,941
27,200	27,400	8,391	7,891	7,391	6,891	6,391	5,891	5,393	4,943	4,493	4,043	3,593	9,031
27,400	27,600	8,491	7,991	7,491	6,991	6,491	5,991	5,491	5,033	4,583	4,133	3,683	9,121
27,600	27,800	8,591	8,091	7,591	7,091	6,591	6,091	5,591	5,123	4,673	4,223	3,773	9,211
27,800	28,000	8,691	8,191	7,691	7,191	6,691	6,191	5,691	5,213	4,763	4,313	3,863	9,301
28,000	28,200	8,791	8,291	7,791	7,291	6,791	6,291	5,791	5,303	4,853	4,403	3,953	9,391
28,200	28,400	8,891	8,391	7,891	7,391	6,891	6,391	5,891	5,393	4,943	4,493	4,043	9,481
28,400	28,600	8,991	8,491	7,991	7,491	6,991	6,491	5,991	5,491	5,033	4,583	4,133	9,571
28,600	28,800	9,091	8,591	8,091	7,591	7,091	6,591	6,091	5,591	5,123	4,673	4,223	9,661
28,800	29,000	9,191	8,691	8,191	7,691	7,191	6,691	6,191	5,691	5,213	4,763	4,313	9,751
29,000	29,200	9,291	8,791	8,291	7,791	7,291	6,791	6,291	5,791	5,303	4,853	4,403	9,841
29,200	29,400	9,391	8,891	8,391	7,891	7,391	6,891	6,391	5,891	5,393	4,943	4,493	9,931
29,400	29,600	9,491	8,991	8,491	7,991	7,491	6,991	6,491	5,991	5,491	5,033	4,583	10,021
29,600	29,800	9,591	9,091	8,591	8,091	7,591	7,091	6,591	6,091	5,591	5,123	4,673	10,111

イ 月 額 表 (四)

その月の 給與の金額		甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八條第五号の規定による税額
		扶養親族及び不具者の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上 未満		税 額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
29,800	30,000	9,691	9,191	8,691	8,191	7,691	7,191	6,691	6,191	5,691	5,213	4,763	10,733
30,000	30,200	9,791	9,291	8,791	8,291	7,791	7,291	6,791	6,291	5,791	5,303	4,853	10,833
30,200	30,400	9,891	9,391	8,891	8,391	7,891	7,391	6,891	6,391	5,891	5,393	4,943	10,933
30,400	30,600	9,991	9,491	8,991	8,491	7,991	7,491	6,991	6,491	5,991	5,491	5,033	11,033
30,600	30,800	10,091	9,591	9,091	8,591	8,091	7,591	7,091	6,591	6,091	5,591	5,123	11,133
30,800	31,000	10,191	9,691	9,191	8,691	8,191	7,691	7,191	6,691	6,191	5,691	5,213	11,233
31,000	31,200	10,291	9,791	9,291	8,791	8,291	7,791	7,291	6,791	6,291	5,791	5,303	11,333
31,200	31,400	10,391	9,891	9,391	8,891	8,391	7,891	7,391	6,891	6,391	5,891	5,393	11,433
31,400	31,600	10,491	9,991	9,491	8,991	8,491	7,991	7,491	6,991	6,491	5,991	5,491	11,533
31,600	31,800	10,591	10,091	9,591	9,091	8,591	8,091	7,591	7,091	6,591	6,091	5,591	11,633
31,800	32,000	10,691	10,191	9,691	9,191	8,691	8,191	7,691	7,191	6,691	6,191	5,691	11,733
32,000	32,200	10,791	10,291	9,791	9,291	8,791	8,291	7,791	7,291	6,791	6,291	5,791	11,833
32,200	32,400	10,891	10,391	9,891	9,391	8,891	8,391	7,891	7,391	6,891	6,391	5,891	11,933
32,400	32,600	10,991	10,491	9,991	9,491	8,991	8,491	7,991	7,491	6,991	6,491	5,991	12,033
32,600	32,800	11,091	10,591	10,091	9,591	9,091	8,591	8,091	7,591	7,091	6,591	6,091	12,133
32,800	33,000	11,191	10,691	10,191	9,691	9,191	8,691	8,191	7,691	7,191	6,691	6,191	12,233
33,000	33,200	11,291	10,791	10,291	9,791	9,291	8,791	8,291	7,791	7,291	6,791	6,291	12,333
33,200	33,400	11,391	10,891	10,391	9,891	9,391	8,891	8,391	7,891	7,391	6,891	6,391	12,433
33,400	33,600	11,491	10,991	10,491	9,991	9,491	8,991	8,491	7,991	7,491	6,991	6,491	12,533
33,600	33,800	11,591	11,091	10,591	10,091	9,591	9,091	8,591	8,091	7,591	7,091	6,591	12,633
33,800	34,000	11,691	11,191	10,691	10,191	9,691	9,191	8,691	8,191	7,691	7,191	6,691	12,733
34,000	34,200	11,791	11,291	10,791	10,291	9,791	9,291	8,791	8,291	7,791	7,291	6,791	12,833
34,200	34,400	11,891	11,391	10,891	10,391	9,891	9,391	8,891	8,391	7,891	7,391	6,891	12,933
34,400	34,600	11,991	11,491	10,991	10,491	9,991	9,491	8,991	8,491	7,991	7,491	6,991	13,033
34,600	34,800	12,091	11,591	11,091	10,591	10,091	9,591	9,091	8,591	8,091	7,591	7,091	13,133
34,800	35,000	12,191	11,691	11,191	10,691	10,191	9,691	9,191	8,691	8,191	7,691	7,191	13,233
35,000	35,200	12,291	11,791	11,291	10,791	10,291	9,791	9,291	8,791	8,291	7,791	7,291	13,333
35,200	35,400	12,391	11,891	11,391	10,891	10,391	9,891	9,391	8,891	8,391	7,891	7,391	13,433
35,400	35,600	12,491	11,991	11,491	10,991	10,491	9,991	9,491	8,991	8,491	7,991	7,491	13,533
35,600	35,800	12,591	12,091	11,591	11,091	10,591	10,091	9,591	9,091	8,591	8,091	7,591	13,633
35,800	36,000	12,691	12,191	11,691	11,191	10,691	10,191	9,691	9,191	8,691	8,191	7,691	13,733
36,000	36,200	12,791	12,291	11,791	11,291	10,791	10,291	9,791	9,291	8,791	8,291	7,791	13,833
36,200	36,400	12,891	12,391	11,891	11,391	10,891	10,391	9,891	9,391	8,891	8,391	7,891	13,933
36,400	36,600	12,991	12,491	11,991	11,491	10,991	10,491	9,991	9,491	8,991	8,491	7,991	14,033
36,600	36,800	13,091	12,591	12,091	11,591	11,091	10,591	10,091	9,591	9,091	8,591	8,091	14,133
36,800	37,000	13,191	12,691	12,191	11,691	11,191	10,691	10,191	9,691	9,191	8,691	8,191	14,233
37,000	37,200	13,291	12,791	12,291	11,791	11,291	10,791	10,291	9,791	9,291	8,791	8,291	14,333
37,200	37,400	13,391	12,891	12,391	11,891	11,391	10,891	10,391	9,891	9,391	8,891	8,391	14,433
37,400	37,600	13,491	12,991	12,491	11,991	11,491	10,991	10,491	9,991	9,491	8,991	8,491	14,533
37,600	37,800	13,591	13,091	12,591	12,091	11,591	11,091	10,591	10,091	9,591	9,091	8,591	14,633
37,800	38,000	13,691	13,191	12,691	12,191	11,691	11,191	10,691	10,191	9,691	9,191	8,691	14,733
38,000	38,200	13,791	13,291	12,791	12,291	11,791	11,291	10,791	10,291	9,791	9,291	8,791	14,833
38,200	38,400	13,891	13,391	12,891	12,391	11,891	11,391	10,891	10,391	9,891	9,391	8,891	14,933
38,400	38,600	13,991	13,491	12,991	12,491	11,991	11,491	10,991	10,491	9,991	9,491	8,991	15,033
38,600	38,800	14,091	13,591	13,091	12,591	12,091	11,591	11,091	10,591	10,091	9,591	9,091	15,133
38,800	39,000	14,191	13,691	13,191	12,691	12,191	11,691	11,191	10,691	10,191	9,691	9,191	15,233
39,000	39,200	14,291	13,791	13,291	12,791	12,291	11,791	11,291	10,791	10,291	9,791	9,291	15,333
39,200	39,400	14,391	13,891	13,391	12,891	12,391	11,891	11,391	10,891	10,391	9,891	9,391	15,433
39,400	39,600	14,491	13,991	13,491	12,991	12,491	11,991	11,491	10,991	10,491	9,991	9,491	15,533
39,600	39,800	14,591	14,091	13,591	13,091	12,591	12,091	11,591	11,091	10,591	10,091	9,591	15,633
39,800	40,000	14,691	14,191	13,691	13,191	12,691	12,191	11,691	11,191	10,691	10,191	9,691	15,733
40,000円		14,791	14,291	13,791	13,291	12,791	12,291	11,791	11,291	10,791	10,291	9,791	15,833
40,000円をこえる金額		40,000円の場合の税額に、給與の金額のうち40,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額											
		扶養親族及び不具者の数が10人をこえる場合には、扶養親族及び不具者の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる一人ごとに240円を控除した金額											

(備考 税額の求め方) まず給與の金額に応じて給與の金額欄に該当する行を求め、その行と扶養親族及び不具者の数に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第二 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八條第一項第一号及び第五号の規定による所得税源泉徴収額表）

口 週 額 表（一）

その週の 給与の金額		甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八條第一項第五号の規定による税額	
		扶養親族及び不具者の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税 額											額	
円 575	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	総額の17%に相当する金額 円
575	600	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	97
600	625	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	102
625	650	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	106
650	675	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	110
675	700	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	114
700	725	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	119
725	750	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	123
750	775	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	127
775	800	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	131
800	825	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	136
825	850	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	140
850	875	48	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	144
875	900	52	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	148
900	925	56	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	153
925	950	61	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	157
950	975	65	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	161
975	1,000	69	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	165
1,000	1,025	73	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	170
1,025	1,050	78	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	174
1,050	1,075	82	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	178
1,075	1,100	86	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	182
1,100	1,125	90	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	187
1,125	1,150	95	48	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	191
1,150	1,175	99	53	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	195
1,175	1,200	103	57	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200
1,200	1,225	107	61	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	206
1,225	1,250	112	65	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	211
1,250	1,275	116	70	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	216
1,275	1,300	120	74	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	221
1,300	1,325	124	78	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	227
1,325	1,350	129	82	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	232
1,350	1,375	133	87	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	237
1,375	1,400	137	91	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	243
1,400	1,425	141	95	49	3	0	0	0	0	0	0	0	0	248
1,425	1,450	146	99	53	7	0	0	0	0	0	0	0	0	253
1,450	1,475	150	104	57	11	0	0	0	0	0	0	0	0	259
1,475	1,500	154	108	62	15	0	0	0	0	0	0	0	0	264
1,500	1,525	158	112	66	20	0	0	0	0	0	0	0	0	269
1,525	1,550	163	116	70	24	0	0	0	0	0	0	0	0	275
1,550	1,575	167	121	74	28	0	0	0	0	0	0	0	0	280
1,575	1,600	171	125	79	32	0	0	0	0	0	0	0	0	285
1,600	1,625	175	129	83	37	0	0	0	0	0	0	0	0	291
1,625	1,650	180	133	87	41	0	0	0	0	0	0	0	0	296
1,650	1,675	184	138	91	45	0	0	0	0	0	0	0	0	301
1,675	1,700	188	142	96	49	3	0	0	0	0	0	0	0	306
1,700	1,725	192	146	100	54	8	0	0	0	0	0	0	0	312
1,725	1,750	197	150	104	58	12	0	0	0	0	0	0	0	317
1,750	1,775	202	155	108	62	16	0	0	0	0	0	0	0	322
1,775	1,800	207	159	113	66	20	0	0	0	0	0	0	0	328
1,800	1,825	213	163	117	71	25	0	0	0	0	0	0	0	333
1,825	1,850	218	167	121	75	29	0	0	0	0	0	0	0	339
1,850	1,875	223	172	125	79	33	0	0	0	0	0	0	0	345
1,875	1,900	229	176	130	83	37	0	0	0	0	0	0	0	352
1,900	1,925	234	180	134	88	42	0	0	0	0	0	0	0	358
1,925	1,950	239	184	138	92	46	0	0	0	0	0	0	0	364

口 週 額 表 (二)

その週の 給與の金額		第三十八條第一項第一号の規定による税額												乙 第三 十八 條第 一 項第 五 号の 規定 による 税額
		扶養親族及び不具者の数												
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以上	未満	税 額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1,950	1,975	245	189	142	96	50	4	0	0	0	0	0	371	
1,975	2,000	250	192	147	100	54	8	0	0	0	0	0	377	
2,000	2,025	255	198	151	105	59	12	0	0	0	0	0	384	
2,025	2,050	261	203	155	109	63	17	0	0	0	0	0	390	
2,050	2,075	266	208	159	113	67	21	0	0	0	0	0	396	
2,075	2,100	271	213	164	117	71	25	0	0	0	0	0	403	
2,100	2,125	277	219	168	122	76	29	0	0	0	0	0	409	
2,125	2,150	282	224	172	126	80	34	0	0	0	0	0	415	
2,150	2,175	287	229	176	130	84	38	0	0	0	0	0	422	
2,175	2,200	292	235	181	134	88	42	0	0	0	0	0	428	
2,200	2,225	298	240	185	139	93	46	0	0	0	0	0	435	
2,225	2,250	303	245	189	143	97	51	4	0	0	0	0	441	
2,250	2,275	308	251	193	147	101	55	9	0	0	0	0	447	
2,275	2,300	314	256	198	151	105	59	13	0	0	0	0	454	
2,300	2,350	319	261	204	156	110	63	17	0	0	0	0	462	
2,350	2,400	330	272	214	164	118	72	26	0	0	0	0	477	
2,400	2,450	341	283	225	173	127	80	34	0	0	0	0	492	
2,450	2,500	354	293	235	181	135	89	43	0	0	0	0	506	
2,500	2,550	367	304	246	190	144	97	51	5	0	0	0	521	
2,550	2,600	379	314	257	199	152	106	60	13	0	0	0	536	
2,600	2,650	392	325	267	210	161	114	68	22	0	0	0	551	
2,650	2,700	405	336	278	220	169	123	77	30	0	0	0	566	
2,700	2,750	418	348	289	231	178	131	85	39	0	0	0	581	
2,750	2,800	430	361	299	241	186	140	94	47	1	0	0	598	
2,800	2,850	443	374	310	252	194	148	102	56	10	0	0	615	
2,850	2,900	457	387	320	263	205	157	111	64	18	0	0	632	
2,900	2,950	472	399	331	273	216	165	119	73	27	0	0	649	
2,950	3,000	487	412	343	284	226	174	128	81	35	0	0	666	
3,000	3,050	502	425	356	295	237	182	136	90	44	0	0	683	
3,050	3,100	517	438	368	305	247	191	145	98	52	6	0	700	
3,100	3,150	531	450	381	316	258	200	153	107	61	15	0	717	
3,150	3,200	546	465	394	326	269	211	162	115	69	23	0	734	
3,200	3,250	561	480	407	337	279	222	170	124	78	32	0	751	
3,250	3,300	576	495	419	350	290	232	179	132	86	40	0	768	
3,300	3,350	592	510	432	363	301	243	187	141	95	49	2	785	
3,350	3,400	609	525	445	376	311	253	196	149	103	57	11	802	
3,400	3,450	626	540	459	388	322	264	206	158	112	66	19	819	
3,450	3,500	643	555	474	401	332	275	217	166	120	74	28	838	
3,500	3,550	660	570	489	414	345	285	228	175	129	83	36	857	
3,550	3,600	677	584	504	427	357	296	238	183	137	91	45	876	
3,600	3,650	694	602	518	439	370	307	249	192	146	100	53	896	
3,650	3,700	711	619	533	452	383	317	259	202	154	108	62	914	
3,700	3,750	728	636	548	467	396	328	270	212	163	117	70	934	
3,750	3,800	745	653	563	482	408	339	281	223	171	125	79	953	
3,800	3,850	762	670	578	497	421	352	291	234	180	134	87	972	
3,850	3,900	779	687	595	512	434	365	302	244	188	142	96	991	
3,900	3,950	799	707	615	530	449	380	315	257	199	152	106	1,014	
3,950	4,000	820	727	635	547	466	395	327	269	212	162	116	1,036	
4,000	4,050	842	747	655	565	484	410	340	282	224	172	126	1,059	
4,050	4,100	865	767	675	582	501	425	355	294	237	182	136	1,081	
4,100	4,150	887	787	695	602	519	440	370	307	249	191	146	1,104	
4,150	4,200	910	807	715	622	536	455	385	319	262	204	156	1,126	
4,200	4,250	932	828	735	642	554	473	400	332	274	216	166	1,149	
4,250	4,300	955	851	755	662	571	490	415	346	287	229	176	1,171	
4,300	4,350	977	873	775	682	590	508	430	361	299	241	186	1,194	
4,350	4,400	1,000	896	795	702	610	525	445	376	312	254	196	1,216	
4,400	4,450	1,022	918	815	722	630	543	462	391	324	266	209	1,239	
4,450	4,500	1,045	941	837	742	650	560	480	406	337	279	221	1,263	
4,500	4,550	1,067	963	860	762	670	578	497	421	352	291	234	1,288	
4,550	4,600	1,090	986	882	782	690	597	515	436	367	304	246	1,313	

口 週 額 表 (三)

その週の 給與の金額		甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額												乙 第三十八條第一項第五号の規定による税額
		扶養親族及び不具者の数												
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以上	未満	税 額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,600	4,650	1,112	1,008	905	802	710	617	532	451	382	316	259	1,338	
4,650	4,700	1,135	1,031	927	823	730	637	550	469	397	329	271	1,363	
4,700	4,750	1,157	1,053	950	846	750	657	567	486	412	342	284	1,388	
4,750	4,800	1,180	1,076	972	868	770	677	585	504	427	357	296	1,413	
4,800	4,850	1,202	1,098	995	891	790	697	605	521	442	372	309	1,438	
4,850	4,900	1,225	1,121	1,017	913	810	717	625	539	458	387	321	1,463	
4,900	4,950	1,247	1,143	1,040	936	832	737	645	556	475	402	334	1,488	
4,950	5,000	1,273	1,166	1,062	958	854	757	665	574	493	417	348	1,513	
5,000	5,050	1,298	1,188	1,085	981	877	777	685	593	510	432	363	1,538	
5,050	5,100	1,323	1,211	1,107	1,003	899	797	705	613	528	447	378	1,563	
5,100	5,150	1,348	1,233	1,130	1,026	922	818	725	633	545	465	393	1,588	
5,150	5,200	1,373	1,257	1,152	1,048	944	840	745	653	563	482	408	1,613	
5,200	5,250	1,398	1,282	1,175	1,071	967	863	765	673	580	500	423	1,638	
5,250	5,300	1,423	1,307	1,197	1,093	989	885	785	693	600	517	438	1,663	
5,300	5,350	1,448	1,332	1,220	1,116	1,012	908	805	713	620	535	454	1,688	
5,350	5,400	1,473	1,357	1,242	1,138	1,034	930	826	733	640	552	471	1,713	
5,400	5,450	1,498	1,382	1,265	1,161	1,057	953	849	753	660	570	489	1,738	
5,450	5,500	1,523	1,407	1,292	1,183	1,079	975	871	773	680	588	506	1,763	
5,500	5,550	1,548	1,432	1,317	1,206	1,102	998	894	793	700	608	524	1,788	
5,550	5,600	1,573	1,457	1,342	1,228	1,123	1,020	916	813	720	628	541	1,813	
5,600	5,650	1,598	1,482	1,367	1,251	1,147	1,043	939	835	740	648	559	1,838	
5,650	5,700	1,623	1,507	1,392	1,276	1,169	1,065	961	857	760	668	576	1,863	
5,700	5,750	1,648	1,532	1,417	1,301	1,192	1,088	984	880	780	688	595	1,888	
5,750	5,800	1,673	1,557	1,442	1,326	1,214	1,110	1,006	902	800	708	615	1,913	
5,800	5,850	1,698	1,582	1,467	1,351	1,237	1,133	1,029	925	821	728	635	1,938	
5,850	5,900	1,723	1,607	1,492	1,376	1,261	1,155	1,051	947	843	748	655	1,963	
5,900	5,950	1,748	1,632	1,517	1,401	1,286	1,178	1,074	970	866	768	675	1,988	
5,950	6,000	1,773	1,657	1,542	1,426	1,311	1,200	1,096	992	888	788	695	2,013	
6,000	6,050	1,798	1,682	1,567	1,451	1,336	1,223	1,119	1,015	911	808	715	2,038	
6,050	6,100	1,823	1,707	1,592	1,476	1,361	1,245	1,141	1,037	933	829	735	2,063	
6,100	6,150	1,848	1,732	1,617	1,501	1,386	1,270	1,164	1,060	956	852	755	2,088	
6,150	6,200	1,873	1,757	1,642	1,526	1,411	1,295	1,186	1,082	978	874	775	2,113	
6,200	6,250	1,898	1,782	1,667	1,551	1,436	1,320	1,209	1,105	1,001	897	795	2,138	
6,250	6,300	1,923	1,807	1,692	1,576	1,461	1,345	1,231	1,127	1,023	919	815	2,163	
6,300	6,350	1,948	1,832	1,717	1,601	1,486	1,370	1,255	1,150	1,046	942	838	2,188	
6,350	6,400	1,973	1,857	1,742	1,626	1,511	1,395	1,280	1,172	1,068	964	860	2,213	
6,400	6,450	1,998	1,882	1,767	1,651	1,536	1,420	1,305	1,195	1,091	987	883	2,238	
6,450	6,500	2,023	1,907	1,792	1,676	1,561	1,445	1,330	1,217	1,113	1,009	905	2,263	
6,500	6,550	2,048	1,932	1,817	1,701	1,586	1,470	1,355	1,240	1,136	1,032	928	2,288	
6,550	6,600	2,073	1,957	1,842	1,726	1,611	1,495	1,380	1,264	1,158	1,054	950	2,313	
6,600	6,650	2,098	1,982	1,867	1,751	1,636	1,520	1,405	1,289	1,181	1,077	973	2,338	
6,650	6,700	2,123	2,007	1,892	1,776	1,661	1,545	1,430	1,314	1,203	1,099	995	2,363	
6,700	6,750	2,148	2,032	1,917	1,801	1,686	1,570	1,455	1,339	1,226	1,122	1,018	2,388	
6,750	6,800	2,173	2,057	1,942	1,826	1,711	1,595	1,480	1,364	1,248	1,144	1,040	2,413	
6,800	6,850	2,198	2,082	1,967	1,851	1,736	1,620	1,505	1,389	1,274	1,167	1,063	2,438	
6,850	6,900	2,223	2,107	1,992	1,876	1,761	1,645	1,530	1,414	1,299	1,189	1,085	2,463	
6,900	6,950	2,248	2,132	2,017	1,901	1,786	1,670	1,555	1,439	1,324	1,212	1,108	2,488	
6,950	7,000	2,273	2,157	2,042	1,926	1,811	1,695	1,580	1,464	1,349	1,234	1,130	2,513	
7,000	7,050	2,298	2,182	2,067	1,951	1,836	1,720	1,605	1,489	1,374	1,258	1,153	2,538	
7,050	7,100	2,323	2,207	2,092	1,976	1,861	1,745	1,630	1,514	1,399	1,283	1,175	2,563	
7,100	7,150	2,348	2,232	2,117	2,001	1,886	1,770	1,655	1,539	1,424	1,308	1,198	2,588	
7,150	7,200	2,373	2,257	2,142	2,026	1,911	1,795	1,680	1,564	1,449	1,333	1,220	2,613	
7,200	7,250	2,398	2,282	2,167	2,051	1,936	1,820	1,705	1,589	1,474	1,358	1,243	2,638	
7,250	7,300	2,423	2,307	2,192	2,076	1,961	1,845	1,730	1,614	1,499	1,383	1,268	2,663	
7,300	7,350	2,448	2,332	2,217	2,101	1,986	1,870	1,755	1,639	1,524	1,408	1,293	2,688	
7,350	7,400	2,473	2,357	2,242	2,126	2,011	1,895	1,780	1,664	1,549	1,433	1,318	2,713	
7,400	7,450	2,498	2,382	2,267	2,151	2,036	1,920	1,805	1,689	1,574	1,458	1,343	2,738	
7,450	7,500	2,523	2,407	2,292	2,176	2,061	1,945	1,830	1,714	1,599	1,483	1,368	2,763	
7,500	7,550	2,548	2,432	2,317	2,201	2,086	1,970	1,855	1,739	1,624	1,508	1,393	2,788	
7,550	7,600	2,573	2,457	2,342	2,226	2,111	1,995	1,880	1,764	1,649	1,533	1,418	2,813	

口 週 額 表 (四)

その週の 給與の金額		第三十八條第一項第一号の規定による税額												乙 第三十八條第五号の規定による税額
		扶養親族及び不具者の数												
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以上	未満	税 額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
7,600	7,650	2,598	2,482	2,367	2,251	2,136	2,020	1,905	1,789	1,674	1,558	1,443	2,838	
7,650	7,700	2,623	2,507	2,392	2,276	2,161	2,045	1,930	1,814	1,699	1,583	1,468	2,863	
7,700	7,750	2,648	2,532	2,417	2,301	2,186	2,070	1,955	1,839	1,724	1,608	1,493	2,888	
7,750	7,800	2,673	2,557	2,442	2,326	2,211	2,095	1,980	1,864	1,749	1,633	1,518	2,913	
7,800	7,850	2,698	2,582	2,467	2,351	2,236	2,120	2,005	1,889	1,774	1,658	1,543	2,938	
7,850	7,900	2,723	2,607	2,492	2,376	2,261	2,145	2,030	1,914	1,799	1,683	1,568	2,963	
7,900	7,950	2,748	2,632	2,517	2,401	2,286	2,170	2,055	1,939	1,824	1,708	1,593	2,988	
7,950	8,000	2,773	2,657	2,542	2,426	2,311	2,195	2,080	1,964	1,849	1,733	1,618	3,013	
8,000	8,050	2,798	2,682	2,567	2,451	2,336	2,220	2,105	1,989	1,874	1,758	1,643	3,038	
8,050	8,100	2,823	2,707	2,592	2,476	2,361	2,245	2,130	2,014	1,899	1,783	1,668	3,063	
8,100	8,150	2,848	2,732	2,617	2,501	2,386	2,270	2,155	2,039	1,924	1,808	1,693	3,088	
8,150	8,200	2,873	2,757	2,642	2,526	2,411	2,295	2,180	2,064	1,949	1,833	1,718	3,113	
8,200	8,250	2,898	2,782	2,667	2,551	2,436	2,320	2,205	2,089	1,974	1,858	1,743	3,138	
8,250	8,300	2,923	2,807	2,692	2,576	2,461	2,345	2,230	2,114	1,999	1,883	1,768	3,163	
8,300	8,350	2,948	2,832	2,717	2,601	2,486	2,370	2,255	2,139	2,024	1,908	1,793	3,188	
8,350	8,400	2,973	2,857	2,742	2,626	2,511	2,395	2,280	2,164	2,049	1,933	1,818	3,213	
8,400	8,450	2,998	2,882	2,767	2,651	2,536	2,420	2,305	2,189	2,074	1,958	1,843	3,238	
8,450	8,500	3,023	2,907	2,792	2,676	2,561	2,445	2,330	2,214	2,099	1,983	1,868	3,263	
8,500	8,550	3,048	2,932	2,817	2,701	2,586	2,470	2,355	2,239	2,124	2,008	1,893	3,288	
8,550	8,600	3,073	2,957	2,842	2,726	2,611	2,495	2,380	2,264	2,149	2,033	1,918	3,313	
8,600	8,650	3,098	2,982	2,867	2,751	2,636	2,520	2,405	2,289	2,174	2,058	1,943	3,338	
8,650	8,700	3,123	3,007	2,892	2,776	2,661	2,545	2,430	2,314	2,199	2,083	1,968	3,363	
8,700	8,750	3,148	3,032	2,917	2,801	2,686	2,570	2,455	2,339	2,224	2,108	1,993	3,388	
8,750	8,800	3,173	3,057	2,942	2,826	2,711	2,595	2,480	2,364	2,249	2,133	2,018	3,413	
8,800	8,850	3,198	3,082	2,967	2,851	2,736	2,620	2,505	2,389	2,274	2,158	2,043	3,438	
8,850	8,900	3,223	3,107	2,992	2,876	2,761	2,645	2,530	2,414	2,299	2,183	2,068	3,463	
8,900	8,950	3,248	3,132	3,017	2,901	2,786	2,670	2,555	2,439	2,324	2,208	2,093	3,488	
8,950	9,000	3,273	3,157	3,042	2,926	2,811	2,695	2,580	2,464	2,349	2,233	2,118	3,513	
9,000	9,050	3,298	3,182	3,067	2,951	2,836	2,720	2,605	2,489	2,374	2,258	2,143	3,538	
9,050	9,100	3,323	3,207	3,092	2,976	2,861	2,745	2,630	2,514	2,399	2,283	2,168	3,563	
9,100	9,150	3,348	3,232	3,117	3,001	2,886	2,770	2,655	2,539	2,424	2,308	2,193	3,588	
9,150	9,200	3,373	3,257	3,142	3,026	2,911	2,795	2,680	2,564	2,449	2,333	2,218	3,613	
9,200	9,250	3,398	3,282	3,167	3,051	2,936	2,820	2,705	2,589	2,474	2,358	2,243	3,638	
9,250	9,300	3,423	3,307	3,192	3,076	2,961	2,845	2,730	2,614	2,499	2,383	2,268	3,663	
9,300	9,350	3,448	3,332	3,217	3,101	2,986	2,870	2,755	2,639	2,524	2,408	2,293	3,688	
9,350	9,400	3,473	3,357	3,242	3,126	3,011	2,895	2,780	2,664	2,549	2,433	2,318	3,713	
9,400	9,450	3,498	3,382	3,267	3,151	3,036	2,920	2,805	2,689	2,574	2,458	2,343	3,738	
9,450	9,500	3,523	3,407	3,292	3,176	3,061	2,945	2,830	2,714	2,599	2,483	2,368	3,763	
9,500	9,550	3,548	3,432	3,317	3,201	3,086	2,970	2,855	2,739	2,624	2,508	2,393	3,788	
9,550	9,600	3,573	3,457	3,342	3,226	3,111	2,995	2,880	2,764	2,649	2,533	2,418	3,813	
9,600	9,650	3,598	3,482	3,367	3,251	3,136	3,020	2,905	2,789	2,674	2,558	2,443	3,838	
9,650	9,700	3,623	3,507	3,392	3,276	3,161	3,045	2,930	2,814	2,699	2,583	2,468	3,863	
9,700	9,750	3,648	3,532	3,417	3,301	3,186	3,070	2,955	2,839	2,724	2,608	2,493	3,888	
9,750	9,800	3,673	3,557	3,442	3,326	3,211	3,095	2,980	2,864	2,749	2,633	2,518	3,913	
9,800	9,850	3,698	3,582	3,467	3,351	3,236	3,120	3,005	2,889	2,774	2,658	2,543	3,938	
9,850	9,900	3,723	3,607	3,492	3,376	3,261	3,145	3,030	2,914	2,799	2,683	2,568	3,963	
9,900	9,950	3,748	3,632	3,517	3,401	3,286	3,170	3,055	2,939	2,824	2,708	2,593	3,988	
9,950	10,000	3,773	3,657	3,542	3,426	3,311	3,195	3,080	2,964	2,849	2,733	2,618	4,013	
10,000円		3,798	3,682	3,567	3,451	3,336	3,220	3,105	2,989	2,874	2,758	2,643	4,038	
10,000 円をこえる金額		10,000 円の場合の税額に、給與の金額のうち 10,000 円をこえる金額の 50 % に相当する金額を加算した金額												
扶養親族及び不具者の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族及び不具者の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごとに 46 円を控除した金額														

(備考 税額の求め方) まず給與の金額に応じて給與の金額欄に該当する行を求め、その行と扶養親族及び不具者の数に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第二 給與所得の所得税源泉徴収額表（第三十八條第一項第一号、第五号及び第六号の規定による所得税源泉徴収額表）

ハ 日 額 表（一）

その日の 給與の金額		甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八條第五号の規定による税額	丙 第三十八條第六号の規定による税額
		扶養親族及び不具者の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税 額											給與の金額に 当する金額	給與の金額に 当する金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
90円未満	90円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
90	95	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0
95	100	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0
100	105	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0
105	110	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0
110	115	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0
115	120	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	0
120	125	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0
125	130	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	0
130	135	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	0
135	140	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	0
140	145	9	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	0
145	150	10	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	0
150	155	11	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	0
155	160	12	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	0
160	165	13	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	0
165	170	14	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	0
170	175	14	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	29	0
175	180	15	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0
180	185	16	9	3	0	0	0	0	0	0	0	0	31	0
185	190	17	10	3	0	0	0	0	0	0	0	0	32	0
190	195	18	11	4	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0
195	200	19	12	5	0	0	0	0	0	0	0	0	34	0
200	205	20	13	6	0	0	0	0	0	0	0	0	35	0
205	210	20	14	7	0	0	0	0	0	0	0	0	36	0
210	215	21	14	8	1	0	0	0	0	0	0	0	37	0
215	220	22	15	8	2	0	0	0	0	0	0	0	38	0
220	225	23	16	9	3	0	0	0	0	0	0	0	39	0
225	230	24	17	10	3	0	0	0	0	0	0	0	40	0
230	235	25	18	11	4	0	0	0	0	0	0	0	41	0
235	240	25	19	12	5	0	0	0	0	0	0	0	42	0
240	245	26	20	13	6	0	0	0	0	0	0	0	44	0
245	250	27	20	14	7	0	0	0	0	0	0	0	45	0
250	255	28	21	14	8	1	0	0	0	0	0	0	46	0
255	260	29	22	15	8	2	0	0	0	0	0	0	47	0
260	265	30	23	16	9	3	0	0	0	0	0	0	48	0
265	270	31	24	17	10	3	0	0	0	0	0	0	49	0
270	275	32	25	18	11	4	0	0	0	0	0	0	50	0
275	280	33	25	19	12	5	0	0	0	0	0	0	52	0
280	285	35	26	20	13	6	0	0	0	0	0	0	53	1
285	290	36	27	20	14	7	0	0	0	0	0	0	54	1
290	295	37	28	21	14	8	1	0	0	0	0	0	55	2
295	300	38	29	22	15	8	2	0	0	0	0	0	57	3
300	310	39	30	23	16	9	3	0	0	0	0	0	58	4
310	320	41	32	25	18	11	4	0	0	0	0	0	61	6
320	330	43	35	26	20	13	6	0	0	0	0	0	63	7
330	340	45	37	28	21	14	8	1	0	0	0	0	66	9
340	350	47	39	30	23	16	9	3	0	0	0	0	69	11
350	360	49	41	32	25	18	11	4	0	0	0	0	72	12
360	370	52	43	35	26	20	13	6	0	0	0	0	75	14
370	380	55	45	37	28	21	14	8	1	0	0	0	78	16
380	390	57	47	39	30	23	16	9	3	0	0	0	81	18
390	400	60	50	41	32	25	18	11	4	0	0	0	84	19
400	410	63	52	43	35	26	20	13	6	0	0	0	87	21
410	420	65	55	45	37	28	21	14	8	1	0	0	90	23
420	430	68	57	47	39	30	23	16	9	3	0	0	93	24

ハ 日 額 表 (二)

その日の 給與の金額		甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 十八 号の 額	第三 十五 條の 額	丙 十一 号の 額	第三 十六 條の 額
		扶養親族及び不具者の数													
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人				
以上	未満	税 額										額	額	額	額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円				
430	440	71	60	50	41	32	25	18	11	4	0	0	0	97	26
440	450	74	63	52	43	35	26	20	13	6	0	0	0	100	28
450	460	77	65	55	45	37	28	21	14	8	1	0	0	104	29
460	470	80	68	57	47	39	30	23	16	9	3	0	0	107	31
470	480	83	71	60	50	41	32	25	18	11	4	0	0	110	33
480	490	86	74	63	52	43	35	26	20	13	6	0	0	114	35
490	500	89	77	65	55	45	37	28	21	14	8	1	0	117	36
500	510	93	80	68	57	47	39	30	23	16	9	3	0	121	38
510	520	96	83	71	60	50	41	32	25	18	11	4	0	125	40
520	530	99	86	74	63	52	43	35	26	20	13	6	0	128	42
530	540	103	89	77	65	55	45	37	28	21	14	8	0	132	44
540	550	106	93	80	68	57	47	39	30	23	16	9	0	136	46
550	560	110	96	83	71	60	50	41	32	25	18	11	0	140	48
560	570	113	99	86	74	63	52	43	35	26	20	13	0	144	50
570	580	117	103	90	77	66	55	46	37	29	22	15	0	148	52
580	590	121	107	94	81	69	58	48	40	31	24	17	0	153	55
590	600	126	111	98	84	73	61	51	42	34	26	19	0	157	57
600	610	130	115	102	88	76	64	54	45	36	28	21	0	162	59
610	620	135	119	106	92	80	68	57	47	39	30	23	0	166	61
620	630	139	124	110	96	83	71	60	50	41	33	25	0	171	63
630	640	144	128	114	100	87	75	63	53	44	35	27	0	175	65
640	650	148	133	118	104	91	78	66	56	46	38	29	0	180	68
650	660	153	137	122	108	95	82	70	59	49	40	32	0	185	70
660	670	157	142	127	112	99	85	73	62	52	43	34	0	190	73
670	680	162	146	131	116	103	89	77	65	55	45	37	0	195	75
680	690	166	151	136	120	107	93	80	68	58	48	39	0	200	78
690	700	171	155	140	125	111	97	84	72	61	51	42	0	205	81
700	710	175	160	145	129	115	101	87	75	64	54	44	0	210	83
710	720	180	164	149	134	119	105	91	79	67	57	47	0	215	86
720	730	185	169	154	138	123	109	95	82	70	60	49	0	220	88
730	740	190	173	158	143	128	113	99	86	74	63	52	0	225	91
740	750	195	178	163	147	132	117	103	90	77	66	55	0	230	94
750	760	200	183	167	152	137	121	107	94	81	69	58	0	235	97
760	770	205	188	172	156	141	126	111	98	84	73	61	0	240	100
770	780	210	193	176	161	146	130	115	102	88	76	64	0	245	104
780	790	215	198	181	165	150	135	119	106	92	80	68	0	250	107
790	800	220	203	186	170	155	139	124	110	96	83	71	0	255	111
800	810	225	208	191	174	159	143	128	114	100	87	75	0	260	114
810	820	230	213	196	179	164	148	133	118	104	91	78	0	265	118
820	830	235	218	201	184	168	153	137	122	108	95	82	0	270	122
830	840	240	223	206	189	173	157	142	127	112	99	85	0	275	126
840	850	245	228	211	194	177	162	146	131	116	103	89	0	280	130
850	860	250	233	216	199	182	166	151	136	120	107	93	0	285	134
860	870	255	238	221	204	187	171	155	140	125	111	97	0	290	138
870	880	260	243	226	209	192	175	160	145	129	115	101	0	295	142
880	890	265	248	231	214	197	180	164	149	134	119	105	0	300	146
890	900	270	253	236	219	202	185	169	154	138	123	109	0	305	150
900	910	275	258	241	224	207	190	173	158	143	128	113	0	310	154
910	920	280	263	246	229	212	195	178	163	147	132	117	0	315	158
920	930	285	268	251	234	217	200	183	167	152	137	121	0	320	161
930	940	290	273	256	239	222	205	188	172	156	141	126	0	325	166
940	950	295	278	261	244	227	210	193	176	161	146	130	0	330	170
950	960	300	283	266	249	232	215	198	181	165	150	135	0	335	175
960	970	305	288	271	254	237	220	203	186	170	155	139	0	340	179
970	980	310	293	276	259	242	225	208	191	174	159	144	0	345	184
980	990	315	298	281	264	247	230	213	196	179	164	148	0	350	188
990	1,000	320	303	286	269	252	235	218	201	184	168	153	0	355	193
1,000	1,010	325	308	291	274	257	240	223	206	189	173	157	0	360	197
1,010	1,020	330	313	296	279	262	245	228	211	194	177	162	0	365	202
1,020	1,030	335	318	301	284	267	250	233	216	199	182	166	0	370	206

ハ 日 額 表 (三)

その日の 給與の金額		甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八條第五号の規定による税額	丙 第三十八條第六号の規定による税額	
		扶養親族及び不具者の数													
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人			
以上	未満	税 額											額	額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,030	1,040	340	323	306	289	272	255	238	221	204	187	171	375	211	
1,040	1,050	345	328	311	294	277	260	243	226	209	192	175	380	215	
1,050	1,060	350	333	316	299	282	265	248	231	214	197	180	385	220	
1,060	1,070	355	338	321	304	287	270	253	236	219	202	185	390	224	
1,070	1,080	360	343	326	309	292	275	258	241	224	207	190	395	229	
1,080	1,090	365	348	331	314	297	280	263	246	229	212	195	400	233	
1,090	1,100	370	353	336	319	302	285	268	251	234	217	200	405	238	
1,100	1,110	375	358	341	324	307	290	273	256	239	222	205	410	242	
1,110	1,120	380	363	346	329	312	295	278	261	244	227	210	415	247	
1,120	1,130	385	368	351	334	317	300	283	266	249	232	215	420	252	
1,130	1,140	390	373	356	339	322	305	288	271	254	237	220	425	257	
1,140	1,150	395	378	361	344	327	310	293	276	259	242	225	430	262	
1,150	1,160	400	383	366	349	332	315	298	281	264	247	230	435	267	
1,160	1,170	405	388	371	354	337	320	303	286	269	252	235	440	272	
1,170	1,180	410	393	376	359	342	325	308	291	274	257	240	445	277	
1,180	1,190	415	398	381	364	347	330	313	296	279	262	245	450	282	
1,190	1,200	420	403	386	369	352	335	318	301	284	267	250	455	287	
1,200	1,210	425	408	391	374	357	340	323	306	289	272	255	460	292	
1,210	1,220	430	413	396	379	362	345	328	311	294	277	260	465	297	
1,220	1,230	435	418	401	384	367	350	333	316	299	282	265	470	302	
1,230	1,240	440	423	406	389	372	355	338	321	304	287	270	475	307	
1,240	1,250	445	428	411	394	377	360	343	326	309	292	275	480	312	
1,250	1,260	450	433	416	399	382	365	348	331	314	297	280	485	317	
1,260	1,270	455	438	421	404	387	370	353	336	319	302	285	490	322	
1,270	1,280	460	443	426	409	392	375	358	341	324	307	290	495	327	
1,280	1,290	465	448	431	414	397	380	363	346	329	312	295	500	332	
1,290	1,300	470	453	436	419	402	385	368	351	334	317	300	505	337	
1,300円		475	458	441	424	407	390	373	356	339	322	305	510	342	
1,300円をこえる金額		1,300円の場合の税額に、給與の金額のうち1,300円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額													
		扶養親族及び不具者の数が10人をこえる場合には、扶養親族及び不具者の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに7円を控除した金額													

(備考 税額の求め方) まず給與の金額に応じて給與の金額欄に該当する行を求め、その行と扶養親族及び不具者の数に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

附則

- 1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。但し、改正後の所得税法第四十九條第七項の規定は、同年七月一日から施行する。
- 2 この附則において、「新法」とは、この法律による改正後の所得税法の規定をいい、「旧法」とは、従前の所得税法の規定をいう。
- 3 新法第五條、第十條の二、第十條の三及び第六十一條の三の規定のうち、法人の解散又は合併の場合に係る部分は、昭和二十五年四月一日以後における法人の解散又は合併に因る分から適用する。
- 4 新法第五條の二及び第十條第四項の規定は、昭和二十五年四月一日以後に相続、遺贈又は贈與に因る財産の移転があつた分から適用する。
- 5 旧法第一條第二項の規定に該当する個人又は法人が支拂を受ける旧法第九條第一項第二号、第三号又は第五号に規定する配当所得若しくは臨時配当所得（無記名株式に係るものを除く）又は退職所得で、昭和二十五年三月三十一日以前に支拂を受くべきものに対する所得税については、なお旧法第十七條及び第十八條の規定による。
- 6 昭和二十五年三月三十一日以前に支拂を受くべき旧法第九條第一項第二号又は第三号に規定する配当所得又は臨時配当所得（無記名株式に係るものを除く）に対する所得税の源泉徴収については、なお旧法第三十七條第一項の規定による。
- 7 新法別表第二から第四までの規

定は、昭和二十五年四月一日以後に支給期が到来する給與から適用する。

8 支給期が昭和二十五年三月三十一日以前である給與については、なお旧法別表第二から第四までの例による。但し、所得税法の臨時特例等に関する法律（昭和二十四年法律第二百六十九号）第一條の規定の適用を妨げない。

9 所得税法の臨時特例等に関する法律第一條の規定の適用を受ける給與で支給期が昭和二十五年三月三十一日以前であるものに対する同條に規定する所得税額が当該給與に対する新法第三十八條第一項に規定する所得税額に比し過不足額があるときは、超過額は、この法律施行後給與の支拂の際徴収すべき同項に規定する所得税額に順次充当し（徴収すべき税額がないときは、還付し）、不足額は、この法律施行後支拂をなす給與から順次徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、政府に納付しなければならぬ。この場合において、第二十八項の規定による申告書の提出があつたときは、当該申告書に記載された扶養親族又は不具者について、昭和二十五年において、最初に給與の支拂を受ける日の前日（昭和二十五年一月一日から同年三月三十一日までの間に扶養親族又は不具者に異動があつたときは、その異動のあつた日後最初に給與の支拂を受ける日の前日）までに、新法第三十九條に規定する申告書の提出があつたものとみなして、新法第三十八條第一

項に規定する所得税額を計算する。

10 新法第六章の規定は、昭和二十五年四月一日以後あつた新法第四十八條第一項又は第三項に規定する通知に係るものから適用し、同年三月三十一日以前にあつた旧法第四十八條第一項若しくは第二項又は第四十九條第一項若しくは第二項に規定する通知に係るものについては、なお従前の例による。

11 新法第六章の規定は、昭和二十五年四月一日以後あつた旧法第四十八條第一項若しくは第二項又は第四十九條第一項若しくは第二項に規定する通知に係るものから適用し、同年三月三十一日以前にあつた旧法第四十八條第一項又は第四十九條第一項に規定する通知に係る事項は、新法第四十九條第七項の規定の適用については、新法第四十八條第一項に規定する事項とみなす。

12 旧法第三十七條第一項、第三十八條第一項又は第四十條乃至第四十二條の規定により所得税を徴収すべき義務がある者が、昭和二十五年三月三十一日以前に提出すべき計算書については、なお旧法第五十三條第二項の規定による。

13 新法第五十四條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和二十五年四月一日以後政府に報告があつた分から適用する。

14 昭和二十四年分以前の所得税に係る旧法第五十五條の規定により納付し、又は徴収すべき税額で昭和二十五年三月三十一日以前の期

間に対応するものについては、なお従前の例による。

15 旧法第三十二條から第三十四條まで、第四十五條又は第四十七條の規定により納付し、又は徴収すべき所得税でこの法律施行の際未納であるもの及び昭和二十五年四月一日以後においてこれらの規定により納付し、又は徴収すべき所得税については、同日を新法第五十五條第一項各号に掲げる期間の起算日として同條の規定を適用する。

16 昭和二十五年三月三十一日以前に旧法第三十七條第一項、第三十八條第一項又は第四十條から第四十二條までの規定により徴収して納付すべき所得税を納付しなかつた場合において、この法律施行の際未納である所得税額に係る旧法第五十六條の規定により納付すべき税額で同年三月三十一日以前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

17 旧法第三十七條第一項、第三十八條第一項又は第四十條から第四十二條までの規定により徴収して納付すべき所得税でこの法律施行の際未納であるものについては、昭和二十五年四月一日を新法第五十六條第一項に規定する期間の起算日として同條の規定を適用する。

18 昭和二十五年三月三十一日までに旧法第三十七條第一項、第三十八條第一項又は第四十條から第四十二條までの規定により徴収すべき所得税については、なお旧法第五十七條第二項から第五項までの規定による。

19 昭和二十五年三月三十一日以前に支拂を受ける旧法附則第五條に規定する所得に対する所得税の課税については、なお従前の同條の規定による。

20 旧法附則第五條の規定の適用を受ける定期預金の利子又は金銭信託の利益（大蔵大臣の指定するものに限り）で、昭和二十五年九月三十日以前に支拂を受けるものに対する所得税の課税については、前項の規定にかかわらず、同條の規定は、なおその効力を有する。

21 この法律施行前（前項の規定によりなおその効力を有する旧法附則第五條に係るものについては、昭和二十五年九月三十日まで）になした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

22 前十九項に定めるものを除く外、新法の規定（第十七條、第十八條、第三十七條から第四十條まで、第四十二條、第四十三條、第五十四條第三項、第五十六條、第五十七條第四項、第五十七條の二、第六十條、第六十一條の二及び第六十六條の二の規定、罰則並びに別表第一及び第二の規定を除く）は、昭和二十五年分以後の所得税につき適用し、昭和二十四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

23 この法律施行の際新法第十條の四第一項に規定する事業を営む個人は、政令の定めるところにより、同項に規定する資産について、同項の評価の方法のうちそのよるべき方法を選定して、昭和二

十五年五月十五日までに納税地の所轄税務署長に届け出なければならぬ。同條第二項但書の規定は、この場合について準用する。

24 この法律施行の際新法第十條の五第一項の規定に該当する個人は、同項の命令により、二以上の償却の方法が定められた場合においては、政令の定めるところにより、その償却の方法のうちそのよりべき方法を選定して、昭和二十五年五月十五日までに納税地の所轄税務署長に届け出なければならぬ。同條第二項但書の規定は、この場合について準用する。

25 昭和二十五年分の所得税について新法第二十一條の三の規定を適用する場合における同條第十二項の規定の適用については、同項の規定により前年分の總所得金額から控除する所得の金額は、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得の金額の外、臨時配当所得の金額とする。

26 所得税法の臨時特例等に関する法律第二條第二項の規定による届出をした者は、新法第二十六條の四第四項の規定による申請書を政府に提出したものとなす。

27 前項の規定に該当する者を除く外、所得税法の臨時特例等に関する法律第二條第一項に規定する帳簿を昭和二十五年一月一日から備え付けており、且つ、同項の規定に準拠している個人は、昭和二十五年分については、新法第二十六條の四第四項の規定にかかわらず、この法律施行後二箇月以内に、同項の規定による申請書を納

税地の所轄税務署長に提出することができ。

28 この法律施行の際に新法第八條第一項の規定に該当する扶養親族とこの法律施行前に旧法第三十九條の規定により提出された申告書に記載された扶養親族とが異なる場合又はこの法律施行の際に新法第八條第二項の規定に該当する不具者がある場合においては、給與の支拂を受ける者は、この法律施行後最初に給與の支拂を受ける日の前日までに、新法第三十九條第二項の規定に準じて、申告書を政府に提出しなければならない。

29 旧法第三十九條第三項の規定は、前項の場合について準用する。

富裕税法案 富裕税法

目次	
第一章 總則(第一條—第六條)	
第二章 課税価格及び税率(第七條—第十一條)	
第三章 財産の評価(第十二條—第十七條)	
第四章 申告及び納付(第十八條—第二十二條)	
第五章 更正及び決定(第二十三條—第二十五條)	
第六章 再調査審査及び訴訟(第二十六條—第三十條)	
第七章 雑則(第三十一條—第四十一條)	
第八章 罰則(第四十二條—第四十八條)	
附則	

第一章 總則

(納税義務者)
第一條 左に掲げる者は、この法律により、富裕税を納める義務がある。

一 課税時期(毎年十二月三十一日午後十二時をいう。以下同じ)においてこの法律の施行地に住所を有し、又は一年以上居所を有する個人

二 前号の規定に該当しない個人で課税時期においてこの法律の施行地にある財産を有するもの(課税財産の範囲)

第二條 前條第一号の規定に該当する者については、その者の有する財産の全部に対し富裕税を課する。

2 前條第二号の規定に該当する者については、その者の有するこの法律の施行地にある財産に対し、富裕税を課する。

(財産の所在)
第三條 左の各号に掲げる財産の所在については、当該各号に規定する場所による。

一 不動産若しくは不動産又は不動産の上に存する権利については、その不動産又は不動産の所在。但し、船舶については、船籍の所在

二 鉱業権又は砂鉱権については、鉱区又は砂鉱区の所在

三 漁業権又は入漁権については、漁業権又はこれに近い沿岸の属する市町村又はこれに相当する行政区画

四 金融機関に対する預金、貯金、積金又は寄託金で政令で定めるものについては、その預

金、貯金、積金又は寄託金の受入をした営業所又は事務所の所在

五 合同運用信託(信託会社又は信託業務を兼営する銀行が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。以下同じ。)に関する権利については、その信託の引受をした営業所の所在

六 特許権、実用新案権、意匠権又は商標権については、その登録をした機関の所在

七 前各号に掲げる財産を除く外、営業所又は事業所を有する者の当該営業所又は事業所に係る営業上又は事業上の権利については、その営業所又は事業所の所在

2 前項各号に掲げる財産以外の財産の所在については、権利者の住所(この法律の施行地に住所を有せず、一年以上居所を有する者については、当該居所)の所在による。

(信託財産及び信託に関する権利)
第四條 課税時期において現に存する信託については、その時ににおける受益者が信託財産(合同運用信託にあつては、信託に関する権利)を有するものとみなして、この法律を適用する。

2 前項の場合において、課税時期までに、元本若しくは収益の受益者がその元本若しくは収益を全然受けていないとき又は受益者が特定していないとき若しくはまだ存在していないときは、委託者又は

その相續人を受給者とみなす。

3 前二項の場合において、受益者が二人以上あるときは、これらの受益者が、それぞれその受けるべき利益の価額の割合に応じて、信託財産又は信託に関する権利を有するものとみなす。

(定期金給付契約及び生命保険契約に関する権利)
第五條 課税時期において現に存する郵便年金契約その他の定期金給付契約でその時までまだ定期金給付事由が発生していないもの又は課税時期において現に存する生命保険契約(一定期間内に保険事故が発生しなかつた場合において返還金その他これに準ずるものの支拂がない生命保険契約を除く。以下同じ。)でその時までまだ保険事故が発生していないものについては、その掛金又は保険料の全部又は一部を負担している者がその掛金又は保険料を負担している割合に応じて、その契約に関する権利を有するものとみなして、この法律を適用する。

2 前項に規定する定期金給付契約又は生命保険契約で左の各号の一に該当するものについては、同項の規定にかかわらず、当該各号に規定する被雇用者がその契約に関する権利の全部を有するものとみなして、この法律を適用する。

一 雇用者が契約者となり、被雇用者を年金受取人及び返還金受取人又は被保険者及び保険金受取人としているもの

二 雇用者が契約者となり、被雇用者を年金受取人又は被保険者

とし、その親族を返還金受取人又は保険金受取人としているもの

三 雇用者が契約者となり、被雇用者を年金受取人又は被保険者とし、被雇用者が退職するときは当該契約者の権利義務を無償で被雇用者が承継する旨を約しているもの

(同居親族)

第六條 この法律において「同居親族」とは、課税時期において生計を一にする親族で左に掲げる関係にあるものをいう。但し、その関係にある者が第一條第一号の規定に該当する者でない場合には、その者を除く。

一 夫婦

二 親と未成年の子（その子に配偶者又は子のない場合に限る。）

三 祖父母と未成年の孫（その孫に配偶者又は子のない場合であつて、その孫に親のない場合又はその孫と親が生計を一にしている場合に限る。）

2 前項第二号及び第三号の場合において、その子又はその孫が養子である場合には、当該各号中親とあるのは、養親とする。

3 第一項第二号及び第三号の場合において、その子又はその孫とその父又は母の配偶者又は配偶者であつた者との間に親子の関係がない場合又はなかつた場合において、その子又はその孫とこれらの者との間に親子の関係があり、又はあつたものとみなす。

4 前二項に規定するものの外、同居親族の範囲の決定に關し必要な事項は、政令で定める。

第二章 課税価格及び税率

(課税価格)

第七條 第一條第一号の規定に該当する者については、課税時期において有する財産の価額から、課税時期において現に存する債務（公租公課を含む。以下同じ。）の金額を控除した金額を課税価格とする。

2 第一條第一号の規定に該当する者で日本の国籍を有しないものについては、前項の規定にかかわらず、課税時期において有するこの法律の施行地にある財産の価額から、課税時期において現に存する債務で左に掲げるものの金額を控除した金額を課税価格とする。

一 この法律の施行地において納付すべき公租公課

二 課税時期においてこの法律の施行地にある財産を目的とする留置権、特別の先取特権、質権又は抵当権で担保される債務

三 前二号に掲げる債務を除く外、課税時期においてこの法律の施行地にある財産の取得、維持又は管理のために生じた債務

四 前三号に掲げる債務を除く外、その者が課税時期においてこの法律の施行地に営業所又は事業所を有している場合において、当該営業所又は事業所に係る営業上又は事業上の債務

五 前四号に掲げる債務を除く外、課税時期においてこの法律の施行地に住所又は居所を有する個人に対する債務及び課税時期においてこの法律の施行地に

営業所又は事業所を有する法人に対する債務で当該営業所又は事業所との間に生じたもの

3 同居親族については、前二項の規定により課税価格を計算する場合において、同居親族のうち、その債務の金額がその財産の価額を超過する者があるときは、前二項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、その超過額を他の一人又は数人の同居親族の課税価格から控除し、その控除後の金額を、それぞれその同居親族の課税価格とする。

4 第一條第二項の規定に該当する者については、課税時期において有するこの法律の施行地にある財産の価額から、課税時期において現に存する債務で左に掲げるものの金額を控除した金額を課税価格とする。

一 課税時期においてこの法律の施行地にある財産に係る公租公課

二 第二項第二号から第四号までに掲げる債務

(控除すべき債務)

第八條 前條の規定により課税価格を計算する場合において、その金額を控除すべき債務は、確定と認められるものに限る。

2 前條の規定により課税価格を計算する場合において、その金額を控除すべき公租公課の金額は、課税時期において債務の確定しているものの金額の外、当該課税時期を含む年における所得（所得税額計算の際当該所得に加算される前年以前の所得を含む。）、相続、贈與その他の行為及び附加価値に

つき所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）、相続税法（昭和二十五年法律第 号）、資産再評価法（昭和二十五年法律第 号）、砂糖消費税法（明治三十四年法律第三十号）、骨牌税法（明治三十五年法律第四十四号）、酒税法（昭和十五年法律第三十五号）、物品税法（昭和十五年法律第四十号）、揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）又は地方税法（昭和二十五年法律第 号）の規定により課せられるべき税額で政令で定めるものを含むものとする。

(非課税財産)

第九條 左に掲げる財産の価額は、第七條の規定による課税価格の計算上、財産の価額に算入しない。

一 皇室経済法（昭和二十二年法律第四号）第七條の規定により皇位とともに皇嗣が受ける物

二 国又は地方公共団体若しくは政令で定めるその他の公共団体において公用又は公共の用に供する土地、家屋及び物件

三 墓所、靈廟及び祭具並びにこれらに準ずるもの

四 国宝保存法（昭和四年法律第十七号）又は史蹟名勝天然紀念物保存法（大正八年法律第四十四号）の規定により国宝又は史蹟、名勝若しくは天然紀念物として指定されたもの及び重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定により重要美術品として認定されたもの

五 もつばら學術の研究の用に供する書籍、標本及び機械器具

六 生活に通常必要な家具、什器、衣服その他の動産で大蔵省令で定めるもの

2 前項第二号、第四号又は第五号に掲げる財産が、その所有者において当該財産から所得その他の経済的利益を得ているものである場合（その利益が著しく少く大蔵省令で定める基準以下のものである場合を除く。）においては、当該財産の価額は、同項の規定にかかわらず、第七條の規定による課税価格の計算上、財産の価額に算入する。

3 第一項第四号に掲げる財産（前項の規定の適用を受ける財産を除く。）については、同一人の有するこれらの財産の価額の合計額（同居親族については、その有するこれらの財産の価額の合計額）が百万円をこえる場合においては、その百万円をこえる部分の価額は、第一項の規定にかかわらず、第七條の規定による課税価格の計算上、財産の価額に算入する。

4 第一項各号に掲げる財産の取得、維持又は管理のために生じた債務の金額（第二項の規定の適用を受ける財産に係るこれらの債務の金額及び前項の規定の適用を受ける財産に係るこれらの債務の金額のうち同項の規定により課税価格の計算上財産の価額に算入する部分の価額に対応する部分の金額を除く。）は、第七條の規定による課税価格の計算上、債務の金額に算入しない。

(免稅品)

第十條 富裕税は、課税価格が五百

万円以下であるときは、これを課さない。

2 同居親族については、その課税価格を合算し、その総額について、前項の規定を適用する。

(税率)

第十一條 富裕税は、課税価格を左の各級に区分し、遞次に各税率を適用して、これを課する。

五百万円をこえる金額

千分の五

千万円をこえる金額

千分の十

二千万円をこえる金額

千分の二十

五千万円をこえる金額

千分の三十

2 同居親族については、その課税価格を合算し、その総額について前項の規定を適用して算出した金額を、各々の課税価格に按分して、各々の税額を定める。

第三章 財産の評価

(評価の原則)

第十二條 この章で特別の定のあるものを除く外、課税時期における財産の価額は、その時における時価により、課税時期における財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による。

(地上権及び永小作権の評価)

第十三條 地上権(借地法(大正十年法律第四十九号)に規定する借地権に該当するものを除く。以下同じ。)及び永小作権の価額は、その残存期間に応じ、その目的となつて土地の課税時期におけるこれらの権利が設定されてない場合の時価に、左に掲げる割合を

乗じて算出した金額による。

残存期間が十年以下のもの

百分の五

残存期間が十年をこえ十五年以下のもの

百分の十

残存期間が十五年をこえ二十年以下のもの

百分の二十

残存期間が二十年をこえ三十年以下のもの

百分の三十

残存期間が三十年をこえ四十年以下のもの

百分の四十

残存期間が四十年をこえ四十五年以下のもの

百分の五十

残存期間が四十五年をこえ五十年以下のもの

百分の六十

残存期間が五十年をこえ五十五年以下のもの

百分の七十

残存期間が五十五年をこえ六十年以下のもの

百分の八十

残存期間が六十年をこえ六十五年以下のもの

百分の九十

残存期間が六十五年をこえ七十年以下のもの

百分の九十五

残存期間が七十年をこえ七十五年以下のもの

百分の九十九

残存期間が七十五年をこえ八十年以下のもの

百分の九十九

残存期間が八十年をこえ八十五年以下のもの

百分の九十九

残存期間が八十五年をこえ九十年以下のもの

百分の九十九

残存期間が九十年をこえ九十五年以下のもの

百分の九十九

残存期間が九十五年をこえ一千年以下のもの

百分の九十九

残存期間が一千年をこえるもの

百分の九十九

残存期間が一千年をこえるもの

百分の九十九

による。

一 有期定期金については、その残存期間に応じ、その残存期間に受けるべき給付金額の総額に、左に掲げる割合を乗じて算出した金額。但し、一年間に受けるべき金額の十五倍をこえることができない。

残存期間が五年以下のもの

百分の七十

残存期間が五年をこえ十年以下のもの

百分の六十

残存期間が十年をこえ十五年以下のもの

百分の五十

残存期間が十五年をこえ二十年以下のもの

百分の四十

残存期間が二十年をこえ三十年以下のもの

百分の三十

残存期間が三十年をこえ三十五年以下のもの

百分の二十

残存期間が三十五年をこえ四十年以下のもの

百分の二十

残存期間が四十年をこえ四十五年以下のもの

百分の二十

残存期間が四十五年をこえ五十年以下のもの

百分の二十

残存期間が五十年をこえ五十五年以下のもの

百分の二十

残存期間が五十五年をこえ六十年以下のもの

百分の二十

残存期間が六十年をこえ六十五年以下のもの

百分の二十

残存期間が六十五年をこえ七十年以下のもの

百分の二十

残存期間が七十年をこえ七十五年以下のもの

百分の二十

残存期間が七十五年をこえ八十年以下のもの

百分の二十

残存期間が八十年をこえ八十五年以下のもの

百分の二十

残存期間が八十五年をこえ九十年以下のもの

百分の二十

残存期間が九十年をこえ九十五年以下のもの

百分の二十

残存期間が九十五年をこえ一千年以下のもの

百分の二十

残存期間が一千年をこえるもの

百分の二十

残存期間が一千年をこえるもの

に關する権利で同項第三号の規定の適用を受けるものにつき、その目的とされた者が課税時期後第十八條第一項から第三項までに規定する申告書の提出期限(同條第七項の規定の適用がある場合には、同項の規定により延長された期限)までに死亡し、その死亡に因りその給付が終了した場合において

は、当該定期金給付契約に關する権利の価額は、前項第三号の規定にかかわらず、その権利者が課税時期後給付を受けた又は受けるべき金額(当該権利者の遺族その他の第三者が当該権利者の死亡に因り給付を受けるときは、その給付を受けた又は受けるべき金額を含む。)による。

3 第一項に規定する定期金給付契約に關する権利で、その権利者に對し、一定期間、且つ、その目的とされた者の生存中、定期金を給付する契約に基くもの価額は、同項第一号に規定する有期定期金として算出した金額又は同項第三号に規定する終身定期金として算出した金額のいずれか低い方の金額による。

4 第一項に規定する定期金給付契約に關する権利で、その目的とされた者の生存中定期金を給付し、且つ、一定期間内にその者が死亡したときはその権利者又はその遺族その他の第三者に對し当該期間中継続して定期金を給付する契約に基くものの価額は、同項第一号に規定する有期定期金として算出した金額又は同項第三号に規定する終身定期金として算出した金額

のいずれか高い方の金額による。

5 前各項の規定は、恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定による恩給に關する権利その他定期金に關する権利で契約に基くもの以外のものの価額の評価について適用する。

第十六條 課税時期において現に存する郵便年金契約その他の定期金給付契約でその時までに定期金給付事由が発生していないものに関する権利の価額は、その掛金の拂込開始の時から課税時期までの経過期間に応じ、課税時期までに拂込まれた掛金の合計金額に、左に掲げる割合を乗じて算出した金額による。

経過期間が五年以下のもの

百分の九十

経過期間が五年をこえ十年以下のもの

百分の百

経過期間が十年をこえ十五年以下のもの

百分の百

経過期間が十五年をこえるもの

百分の百

経過期間が十五年をこえるもの

百分の百

経過期間が十五年をこえるもの

百分の百

経過期間が十五年をこえるもの

百分の百

経過期間が十五年をこえるもの

百分の百

経過期間が十五年をこえるもの

百分の百

経過期間が十五年をこえるもの

百分の百

経過期間が十五年をこえるもの

百分の百

経過期間が十五年をこえるもの

百分の百

経過期間が十五年をこえるもの

百分の百

経過期間が十五年をこえるもの

百分の百

経過期間が十五年をこえるもの

百分の百

経過期間が十五年をこえるもの

百分の百

経過期間が十五年をこえるもの

百分の百

経過期間が十五年をこえるもの

百分の百

またた生命保険契約に関する権利の価額は、拂込保険料の全額に相当する金額による。

第四章 申告及び納付
(申告)

第十八條 第一條の規定に該当する者は、課税価格が五百万円をこえる場合(同居親族については、その課税価格を合算した金額が五百万円をこえる場合)においては、翌年二月一日から同月末日までに、課税価格、富裕税額その他政令で定める事項を記載した申告書を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 課税時期を含む年において相続に因り財産又は債務を承継した者が、当該財産の価額又は債務の金額をその課税価格計算の基礎に算入しない前項の規定に該当する者である場合において、その年十一月一日から同項の申告書の提出期限までに当該相続の開始があつたことを知り、且つ、当該財産の価額又は債務の金額をその課税価格計算の基礎に算入した場合においては、その申告書に第一項又は前項の規定により政令で定める事項を記載した申告書を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

入することに因り第一項の規定に該当する者となつた場合において、その年十一月一日以後当該相続の開始があつたことを知つたときは、その者(その者に同居親族があるときは、その同居親族を含む。)は、当該相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月以内に、第一項の規定により政令で定める事項を記載した申告書を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4 第一項の規定に該当する者が課税時期後申告書の提出前に死亡した場合においては、その相続人は、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月以内に、被相続人に係る富裕税について申告書を被相続人の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合における申告書の記載事項、相続人が二人以上ある場合の申告書の要領その他必要な事項については、政令で定める。

5 同居親族のうち第一項の規定に該当する者が二人以上ある場合においては、前四項の規定による申告書に第一項又は前項の規定により政令で定める事項を各別に区分して記載し、これを通算で提出しなければならない。但し、他の同居親族の氏名を附記して、各別に提出することを妨げない。

6 前項の規定の適用については、第四項に規定する相続人相互及び当該相続人とその被相続人の同居親族との関係については、これを互に他の同居親族とみなす。

事由に因り、第一項から第四項までに規定する申告書の提出期限内に当該各項の規定による申告書を提出することができない者については、政令の定めるところにより、国税庁長官又は税務署長は、その期限を延長することができる。

8 第二項から第四項までの規定は、当該各項に規定する申告書の提出期限前に第二十四條の規定による決定の通知があつた場合には、適用しない。

9 第一項の規定に該当する者又は第四項に規定する相続人は、第一項から第四項までに規定する申告書の提出期限(第七項の規定の適用がある場合には、同項の規定により延長された期限。以下「申告書の提出期限」という。)後においても、第二十四條の規定による決定の通知があるまでは、第一項又は第四項の規定により政令で定める事項を記載した申告書を、納税地又は被相続人の納税地の所轄税務署長に提出することができる。第五項及び第六項の規定は、この場合における申告書の提出について準用する。

10 第一項から第四項までの規定による申告書を「期限内申告書」といい、前項の規定による申告書を「期限後申告書」という。

(修正申告)

第十九條 期限内申告書又は期限後申告書を提出した者は、当該申告に係る課税価格又は富裕税額に不足額があるときは、第二十四條の規定による更正の通知があるまで

は、当該申告に係る課税価格又は富裕税額について修正すべき事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、先に申告書を提出した税務署長に提出することができる。

2 第二十三條の規定による更正又は決定を受けた者は、当該更正又は決定に係る課税価格又は富裕税額に不足額があるときは、当該更正又は決定に係る課税価格又は富裕税額について修正すべき事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、当該更正又は決定をした税務署長に提出することができる。

3 前二項の規定による申告書(この申告書を「修正申告書」という。)を提出することができる者が死亡した場合においては、その者の相続人は、その被相続人に係る富裕税について、修正申告書を提出することができる。

(更正の請求)

第二十條 期限内申告書又は当該申告書に係る修正申告書を提出した者は、当該申告に係る課税価格若しくは富裕税額又は当該修正申告に因り増加した課税価格若しくは富裕税額が過大であることを知つたときは、当該申告書の提出期限又は当該修正申告書を提出した日から一月以内に限り、当該申告書又は修正申告書を提出した税務署長に対し、その課税価格又は富裕税額につき第二十三條第一項の規定による更正をすべき旨の請求をすることができる。

当該申告書を提出した後、当該申告書に係る課税時期を含む年において相続の開始があつたことを知り、且つ、当該相続に因り承継した財産の価額又は債務の金額をその課税価格計算の基礎に算入することに因り当該申告に係る課税価格又は富裕税額(当該申告書を提出した後修正申告書を提出した場合又は第二十三條第一項若しくは第四項の規定による更正があつた場合には、当該修正申告又は更正に係る課税価格又は富裕税額)が過大となつたときは、当該相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月以内に限り、当該申告書を提出した税務署長に対し、その課税価格又は富裕税額につき第二十三條第一項又は第四項の規定による更正をすべき旨の請求をすることができる。

3 前二項の規定による更正の請求をしようとする者は、当該更正の目的となる課税価格又は富裕税額、その請求しようとする更正後の課税価格又は富裕税額、当該更正の請求をする理由その他政令で定める事項を記載した書類を、税務署長に提出しなければならない。

4 税務署長は、第一項又は第二項の規定による更正の請求があつた場合においては、当該請求に係る課税価格又は富裕税額の更正をすべき否かを調査し、その調査に基づき、これを更正し、又はその請求の理由がない旨を当該請求をした者に通知する。

5 この法律の施行地に住所及び居

所を有しない者が第三十九條に規定する納税管理人の申告をしていないときは、前項の通知に代え、官報に掲載して公告をすることができ、この場合においては、公告の初日から七日を経過した日において同項の通知があつたものとみなす。

6 第一項又は第二項の規定による更正の請求があつた場合においても、税務署長は、税金の徴収を猶予しない。但し、税務署長において相当の事由があると認めるときは、税金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

7 第十八條第四項前段及び第七項の規定は、第一項又は第二項の規定による更正の請求について準用する。

(納付)

第二十一條 期限内申告書を提出した者は、当該申告書に記載した富裕税額に相当する富裕税を、申告書の提出期限までに、国に納付しなければならない。

2 期限後申告書に記載した者は、当該申告書に記載した富裕税額に相当する富裕税を、当該申告書を提出した日に、国に納付しなければならない。

3 修正申告書を提出した者は、当該修正申告書に因り増加した富裕税額に相当する富裕税を、当該修正申告書を提出した日に、国に納付しなければならない。

4 第十八條第四項の規定に該当する場合において、相続人が二人以上あるときは、当該相続人が同項又は同條第九項の規定による申告

書に記載し、第一項又は第二項の規定により納付すべき富裕税額は、相続に因り各相続人が受ける利益の価額に按分して計算した額とする。

5 第一項から第三項までの規定により富裕税を納付すべき者が第一項に規定する納期限までに、又は第二項若しくは第三項に規定する納付の期日に富裕税を完納しなかつたときは、税務署長は、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第九條の規定により、これを督促する。

6 第一項から第三項までの規定による富裕税の納付の手続については、政令で定める。

(連帯納付の義務)

第二十二條 同居親族は、互に他の同居親族の納付すべき富裕税について、連帯納付の責に任ずる。第十八條第六項の規定は、この場合について準用する。

2 富裕税の課税価格計算の基礎となつた財産につき、贈與、遺贈又は寄附行為に因る移転があつた場合においては、当該贈與若しくは遺贈を受けた者又は当該寄附行為に因り設立された法人は、その受けた利益の価額の限度において、当該行為のあつた日を含む年の前年分の富裕税について、連帯納付の責に任ずる。

第五章 更正及び決定

(更正及び決定)

第二十三條 税務署長は、期限内申告書、期限後申告書又は修正申告書の提出があつた場合において、当該申告書又は修正申告に係る課税

価格又は富裕税額がその調査したところと異なるときは、その調査により、課税価格又は富裕税額を更正する。

2 税務署長は、第十八條第一項の規定に該当すると認められる者が申告書を提出していない場合においては、その調査により、その課税価格及び富裕税額を決定する。

3 税務署長は、第十八條第一項に規定する申告書の提出期限(同條第七項の規定の適用がある場合には、同項の規定により延長された期限)後においては、同條第二項から第四項までの規定に該当する場合においても、前項の決定をすることが出来る。

4 税務署長は、課税価格又は富裕税額の更正又は決定後その更正又は決定に係る課税価格又は富裕税額について過不足額があることを知つたときは、その調査により、その課税価格又は富裕税額を更正することが出来る。

5 前四項の場合において国税庁又は国税局の当該職員が調査があつたときは、税務署長は、当該調査に基づき、前四項の規定による課税価格又は富裕税額の更正又は決定をすることが出来る。

(通知)

第二十四條 税務署長は、前條の規定により課税価格又は富裕税額を更正し、又は決定したときは、その理由、第三十三條第三項の規定により徴収すべき利子税額及び前條第五項の規定に該当する場合に、これを納税義務者に通知する。

2 第二十條第五項の規定は、前項の場合について準用する。

(追徴税額の徴収)

第二十五條 税務署長は、第二十三條の規定により課税価格又は富裕税額を更正して、又は決定した場合においては、前條の通知をした日から一月後を納期限として、その追徴税額(その不足税額又はその決定に係る税額をいう。以下同じ。)を徴収する。

第六章 再調査、審査及び訴訟

(再調査)

第二十六條 第二十四條又は第三十四條第五項(第三十五條第四項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けた者は、その通知を受けた課税価格、富裕税額若しくは利子税額又は過少申告加算税額、無申告加算税額若しくは重加算税額に対して異議があるときは、これらの通知を受けた日から一月以内に、政令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、当該通知をした税務署長に対し、再調査の請求をすることが出来る。但し、当該通知に係る事項に関する調査が国税庁又は国税局の当該職員によつてなされた旨の記載がある書面により当該通知を受けた者については、この限りでない。

2 第十八條第七項及び第二十條第六項の規定は、前項の場合について準用する。

3 前二項の規定は、第二十條第四項又は第三十八條第二項の規定による通知を受けた者が当該通知に係る事項に対して異議がある場合について準用する。

係る事項に対して異議がある場合について準用する。

4 税務署長は、第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定による再調査の請求(以下「再調査の請求」という。)があつた場合において、当該請求の方式又は手続に欠陥があるときは、相当の期間を定めて、その欠陥を補正させることが出来る。

5 税務署長は、再調査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、当該各号に定める決定をし、その理由を附記した書面により、これを当該請求をした者に通知しなければならない。

一 再調査の請求が第一項の期間経過後になされたとき又は前項の規定により欠陥の補正を求めた場合においてその欠陥が補正されなかつたときは、当該請求を却下する決定

二 再調査の請求の全部についてその理由がないと認めるときは、当該請求を棄却する決定

三 再調査の請求の全部又は一部についてその理由があると認めるときは、再調査の請求の目的となつた処分全部又は一部を取り消す決定

6 第二十條第五項の規定は、前項の場合について準用する。

(審査)

第二十七條 前條第一項但書(同條第三項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者又は同條第五項の規定による通知を受けた者は、同條第一項若しくは第三項に規定する通知に係る事項又は

- 同條第五項の規定による決定（以下「再調査の決定」という。）に対して異議があるときは、同條第一項若しくは第三項に規定する通知又は同條第五項の規定による通知を受けた日から一月以内に、政令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、当該通知をした税務署長を経由し、国税庁長官又は国税局長に対し、審査の請求をすることができ、この場合において、当該審査の請求が再調査の決定に対するものであるときは、当該再調査の目的となつた処分に対する審査の請求があつてなされたものとみなす。
- 2 第十八條第七項及び第二十條第六項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 再調査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、各当該各号に規定する日において、当該各号に規定する税務署長の管轄区域を所轄する国税局長に対し、第一項の規定による審査の請求（以下「審査の請求」という。）があつたものとみなす。
- 一 税務署長において再調査の請求を審査の請求として取り扱うことを適当と認め、且つ、再調査の請求をした者がこれに同意したときは、当該同意があつた日
- 二 再調査の請求があつた日から三月以内に前條第五項の規定による通知がなされず、且つ、再調査の請求をした者が当該請求を審査の請求として取り扱うことを税務署長に申し出たときは、当該申出のあつた日
- 4 前條第四項の規定は、審査の請求があつた場合について準用する。
- 5 国税庁長官又は国税局長は、審査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、当該各号に定める決定をし、その理由を附記した書面により、これを当該請求をした者（第三項の再調査の請求をした者を含む。）に通知しなければならない。この場合において、第一項後段の規定により再調査の目的となつた処分に対する審査の請求があつてなされたものとみなされる場合には、第二号又は第三号の規定による決定は、その各々の請求についてしなければならない。
- 一 審査の請求が第一項の期間経過後になされたときは又は前項において準用する前條第四項の規定により欠陥の補正を求めた場合においてその欠陥が補正されなかつたときは、当該請求を却下する決定
- 二 審査の請求の全部についてその理由がないと認めるときは、当該請求を棄却する決定
- 三 審査の請求の全部又は一部についてその理由があると認めるときは、審査の請求の目的となつた処分の全部又は一部を取り消す決定
- 6 国税庁長官又は国税局長が、前條第五項第一号の規定による再調査の決定に対する審査の請求について前項第二号の規定による決定をしたときは、同項後段の規定にかかわらず、第一項後段の規定によりあつてなされたものとみなされた再調査の目的となつた処分に対する審査の請求は、棄却されたものとみなす。
- 7 国税庁長官又は国税局長は、第五項第二号又は第三号の規定による決定をする場合（当該決定が第三十八條第二項に規定する事項に係るものである場合を除く。）においては、国税庁又は国税局に所属する協議団の協議を経なければならない。
- 8 第二十條第五項の規定は、第五項の場合について準用する。
- 9 第七項に規定する協議団に關し必要な事項は、政令で定める。（訴訟法の適用）
- 第二十八條 再調査の請求又は審査の請求の目的となる処分に關する事件については、訴訟法（明治二十三年法律第五号）の規定は、適用しない。
- （訴訟）
- 第二十九條 再調査の請求又は審査の請求の目的となる処分の取消又は変更を求める訴は、第二十七條第五項の規定による決定（以下「審査の決定」という。）を経た後でなければ、提起することができない。但し、再調査の請求があつた日から六月を経過して、なお再調査の決定の通知がないとき、審査の請求があつた日から三月を経過したとき又は再調査の決定若しくは審査の決定を経ることにより著しい損害を生ずる虞のあるときその他正当な事由があるときは、再調査の決定又は審査の決定を経ないで訴を提起することができ、再調査の請求若しくは審査の請求の目的となる処分又は審査の決定の取消又は変更を求める訴は、前項但書の場合を除く外、行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）第五條第一項又は第四項の規定にかかわらず、審査の決定の通知を受けた日から三月以内に、提起しなければならない。
- 3 第一項但書の規定により再調査の請求があつた日から六月を経過した後に当該再調査の目的となつた処分の取消又は変更を求める訴を提起する場合においては、当該再調査の請求があつた日から九月以内に、当該訴を提起しなければならない。
- 4 前二項の期間は、不変期間とする。
- 5 第二項に規定する訴が提起された場合においては、国税庁又は国税局の職員は、国の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）第五條第一項の規定の適用については、当事者又は参加人となつた税務署長又は国税局長の所部の職員とみなす。
- 6 第一項但書の規定により訴が提起された場合においても、再調査の請求又は審査の請求がなされてゐる場合には、これらの請求に対して決定をすることを妨げない。
- （証拠申出の順序）
- 第三十條 前條第二項に規定する訴においては、裁判所が相手方当事者となつた国税庁長官、国税局長又は税務署長の主張を合理的に認めたときは、当該訴を提起した者がまず証拠の申出をし、その後相手方当事者が証拠の申出をするものとする。
- 2 相手方当事者は、前項の規定にかかわらず、隨時証拠の申出をすることができ、
- 第七章 雜則
- （申告書の公示）
- 第三十一條 税務署長は、申告書の提出があつたときは、当該申告書の記載に従ひ、納税義務者の氏名、第三十八條に規定する納税地及び課税価格を、当該申告書を提出した日から四月以内に、少くとも一月間公示しなければならない。
- （第三者通報）
- 第三十二條 納税義務があると認められる者が申告書を提出しなかつた事実又は課税価格若しくは富裕税額に不足額があると認められる事実を、政令の定めるところにより、国税庁長官又は国税局長に報告した者がある場合において、税務署長がその報告に因つて課税価格又は富裕税額を決定し、又は更正したときは、国税局長は、その報告者に対し、その報告が当該決定又は更正に寄與した程度等に應じ、当該決定又は更正に因り徴収することができた富裕税額（利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び重加算税額を除く。）の百分の十以下に相当する金額を報償金として交付することができ、但し、報償金の金額は、五十万円をこえることができない。
- 2 前項の規定は、その報告が不法の行為に因り知り得た事実又は国若しくは地方公共団体の職員がそ

の職務の遂行に伴い知り得た事実
に基くものであるときは、適用し
ない。

(利子税額)

第三十三條 左の各号の一に該当す
る場合においては、当該各号に規
定する申告書又は修正申告書を提
出した者は、当該各号に掲げる富
裕税額については、当該各号に掲
げる日数に應じ、当該税額百円に
つき一日四銭の割合を乗じて算出
した金額に相当する利子税額をあ
わせて納付しなければならない。

一 第十八條第四項に規定する相
続人が同項の規定による期限内
申告書を提出した場合において、
その被相続人が申告書の提出
期限後に死亡していたときは、
当該申告に係る富裕税額に
ついて、当該申告書の提出期限
の翌日から当該被相続人の死亡
の日までの日数

二 期限内申告書を提出した者が
第二十一條第一項に規定する納
期限までに富裕税額を完納しな
かつた場合においては、その未納
に係る富裕税額について、当該
納期限の翌日からその納付の日
までの日数

三 期限後申告書又は修正申告書
を提出した場合においては、当
該申告に係る富裕税額又は当該
修正申告に因り増加した富裕税
額について、第二十一條第一項
に規定する納期限の翌日からそ
の納付の日までの日数

2 左の各号の一に該当する場合に
おいては、利子税額計算の基礎と
なるべき日数は、前項第三号の規

定にかかわらず、当該各号に掲げ
る日数による。

一 第十八條第四項に規定する相
続人がその被相続人に係る富裕
税額について期限後申告書を提出
した場合（当該被相続人が当該申
告書を提出した後修正申告書を
提出した場合を含む。）におい
て、被相続人が申告書の提出期
限後に死亡していたときは、前
項第三号に掲げる日数と申告書
の提出期限の翌日から当該被相
続人の死亡の日までの日数との
合計日数

二 期限内申告書を提出した者が
当該申告書を提出した後、当該
申告書に係る課税時期を含む年
に於いて相続の開始があつたこ
とを知り、且つ、当該相続に因
り承継した財産の価額又は債務
の金額をその課税価格計算の基
礎に算入することにより当該年
分の富裕税額として納付した又は
納付すべき富裕税額に不足額が
生じたため修正申告書を提出し
た場合においては、当該相続の
開始があつたことを知つた日の
翌日から四月を経過した日から
当該修正申告に因り増加した富
裕税額の納付の日までの日数

3 税務署長は、第二十五條の規定
による追徴税額を徴収する場合に
おいては、当該追徴税額について
は、第二十一條第一項に規定する
納期限の翌日からその納付の日ま
での日数に應じ、当該税額百円に
つき一日四銭の割合を乗じて算出
した金額に相当する利子税額をあ
わせて徴収する。但し、左の各号

の一に該当する場合においては、
利子税額計算の基礎となるべき日
数は、当該各号に掲げる日数によ
る。

一 第十八條第四項に規定する相
続人の被相続人が申告書の提出
期限後に死亡していた場合にお
いて、当該被相続人に係る富裕
税額について、第二十三條の規
定による更正又は決定があつた
ときは、本文に規定する日数と
申告書の提出期限の翌日から当
該被相続人の死亡の日までの日
数との合計日数

二 期限内申告書の提出があつた
場合において、前項第二号に規
定する事由に因る富裕税額の不
足額について、第二十三條第一
項又は第四項の規定による更正
があつたときは、当該申告書を
提出した者が前項第二号に規定
する相続の開始があつたことを
知つた日の翌日から四月を経過
した日から当該更正に係る第二
十五條の規定による追徴税額の
納付の日までの日数

4 第一項及び前項の場合におい
て、納税義務者が第一項各号に掲
げる富裕税額又は前項に規定する
追徴税額の一部を納付したとき
は、その納付の日以後の期
限に係る利子税額計算の基礎とな
る税額は、第一項各号に掲げる富
裕税額又は前項に規定する追徴税
額からその一部納付に係る税額を
控除した税額による。

5 第一項及び第三項の規定は、利
子税額計算の基礎となる富裕税額
又は追徴税額が千円未満であると
きは、適用しない。当該税額に千
円未満の端数があるときは、これ
を切り捨てて計算する。

6 前五項の規定により計算した利
子税額が百円未満であるときは、
これを納付することを要しない。

7 第一項第二号の規定に該当する
場合及び同項第三号の規定に該
当する場合で同号に規定する期限
後申告書又は修正申告書を提出し
た者が第二十一條第二項又は第三
項に規定する納付の期日に利子税
額を完納しなかつた場合において
は、税務署長は、国税徴収法第九
條の規定により、その納付すべき
利子税額の納付を督促する。

8 納税義務者が第一項の規定によ
り利子税額をあわせて納付すべき
場合又は第三項の規定により利子
税額をあわせて徴収される場合に
おいて、当該納税義務者が納付し
た税額が第二十一條第一項から第
三項までの規定により納付すべき
富裕税額又は第二十五條の規定に
より徴収される追徴税額に達する
までは、その納付した税額は、こ
れらの規定により納付すべき富裕
税額又は徴収される追徴税額に充
てられたものとする。但し、国税
徴収法第二十八條の規定の適用を
妨げない。

（過少申告加算税額及び無申告加
算税額）
第三十四條 期限内申告書の提出が
あつた場合において、第二十三條
第一項若しくは第四項の規定によ
る更正があつたときは、税務署
長は、当該更正又は修正申告前

の申告又は修正申告に係る課税価格
又は富裕税額に誤があつたこと
について正当な事由がないと認める
場合には、当該更正に係る第二十
五條の規定による追徴税額又は当
該修正申告に因り増加した富裕税
額に百分の五の割合を乗じて算出
した金額に相当する過少申告加算
税額を徴収する。

2 左の各号の一に該当する場合に
おいては、税務署長は、第一号及
び第三号の場合にあつては期限内
申告書の提出がなかつたことにつ
いて、第二号及び第四号の場合に
あつては更正又は修正申告前の申
告又は修正申告に係る課税価格又
は富裕税額に誤があつたことにつ
いて正当な事由がないと認める場
合には、当該各号に掲げる富裕税
額に、当該各号に掲げる期間に応
じ、その期間が一月以内のときは
百分の十の割合、一月をこえ二月
以内のときは百分の十五の割合、
二月をこえ三月以内のときは百分
の二十の割合、三月をこえるとき
は百分の二十五の割合を乗じて算
出した金額に相当する無申告加算
税額を徴収する。

一 期限後申告書の提出があつた
場合においては、当該申告に係
る富裕税額について、申告書の
提出期限の翌日から当該申告書
の提出の日までの期間
二 前号の規定に該当する場合に
おいて、第二十三條第一項若し
しくは第四項の規定による更正が
あつたときは修正申告書の提出
があつたときは、当該更正に

係る第二十五條の規定による追徴税額又は当該修正申告に因り増加した富裕税額について、前号に掲げる期間

三 第二十三條第二項の規定による決定があつた場合においては、当該決定に係る第二十五條

の規定による追徴税額について、申告書の提出期限の翌日から当該決定に係る第二十四条の規定による通知の日までの期間

四 前号の規定に該当する場合に
おいて、第二十三條第一項若し
くは第四項の規定による更正が
あつたとき又は修正申告書の提

出があつたときは、当該更正に係る第二十五條の規定による追徴税額又は当該修正申告に因り増加した富裕税額について、申告書の提出期限の翌日から当該更正に係る第二十四條の規定による通知の日又は当該修正申告書の提出の日までの期間

期限後申告書又は修正申告書の提出があつた場合において、その提出が、当該申告書又は修正申告書を提出した納税義務者に係る当該職員の見査に因り第二十三條の規定による決定又は更正があるべきことを予知してなされたものでなかつたときは、税務署長は、当該修正申告に因り増加した富給税額に係る過少申告加算税額又は当該申告に係る富給税額若しくは当該修正申告に因り増加した富給税額に百分の五の割合を乗じて算出した金額に相当する無申告加算税額を徴収しない。

は、過少申告加算税額又は無申告加算税額を徴収する場合について準用する。

税務署長は、過少申告加算税額又は無申告加算税額を決定したときは、これを納税義務者に通知する。

第二十條第五項の規定は、前項の場合について準用する。

第三十五條 前條第一項の規定に該

新和章務科
當する場合には、
が課税価格計算の基礎となるべき
財産又は債務を隠べし、又は仮
装し、その隠べし、又は仮装し
たところに基いて期限内申告書き
は修正申告書を提出していたと告
は、税務署長は、同項の過少申告
加算税額に代え、過少申告加算税
額計算の基礎となるべき追徴税額
又は富裕税額に百分の五十の割合
を乗じて算出した金額に相当する
重加算税額を徴収する。

当する場合においては、納税義務者が課税価格計算の基礎となるべき財産又は債務を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基いて期限後申告書又は修正申告書を提出したこと。

三 前條第二項第四号の規定に該當する場合においては、納税義務者が課税価格計算の基礎となすべき財産又は債務を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基いて期限内申告書を提出せず、又は修正申告書を提出したことを。

前二項の規定に該当する場合に於いて、期限後申告書又は修正申告書の提出について前條第三項に規定する事由があるときは、税務署長は、当該申告に係る富裕税額又は当該修正申告に因り増加した富裕税額に係る重加算税額を徴收しない。

前條第四項から第六項までの規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。

二十六條 左の各号に掲げる者で

る額に達しないもの並びに国、地方公共団体その他法人の所有に属する財産及びこれらの者に対する債務は、当該調書に記載すること
を要しない。

一 法人 その株式又は出資に關する各人別の調書及びその債務に關する債權者別の調書

二 信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む）信託財産又は信託に関する権利に関する受益者別の調書

三 生命保險会社及び無盡會社
拂い込まれた生命保險料又は無
盡料金に関する各人別の調書

四 信託会社及び保険会社以外の
金融機関 預金、貯金、積金又
は寄託金で政令で定めるものに

関する各人別の調書
前項各号に掲げる者、富裕税の
納税義務者又は納税義務があると

認められる者の納税地の所轄税務署長の請求があつた場合においては、これらの者の財産又は債務と

ついでに当該請求に係る調書を作製して提出しなければならない。

〔当該職員の質問検査権〕

第三十七條 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、富裕税に関する調査について必要があるときは

は、左の各号に掲げる者に質問
し、又は第一号に掲げる者の財産

三 納税義務者又は納税義務がある
と認められる者に対し、債権
若しくは債務を有していたと認
められる者又は債権若しくは債
務を有すると認められる者

四 納税義務者又は納税義務がある
と認められる者が株主若しくは
は出資者であつたと認められる

法人又は株主若しくは出資者である
と認められる法人

五 納税義務者又は納税義務があ

ると認められる者に対し、財産を譲渡したと認められる者又は財産を譲渡する義務があると認

六 納税義務者又は納税義務がある
と認められる者から、財産を

譲り受けたと認められる者又は財産を譲り受ける権利があると認められる者

七 納税義務者又は納税義務がある者との認められる者の財産を保管したと認められる者又はその財

産を保管すると認められる者
2 当該職員は、前項の規定による
質問又は検査をする場合において

は、その身分を示す証票を携携し、利害関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならぬ。

ない。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められ

められたものと解してはならぬ。
い。

第三十八條 富裕税は、第一條第
号の規定に該当する者について

いときは、居所地）をもつて、その納税地とする。但し、住所地の所轄税務署長及び居所地の所轄税務署長に申告してその居所地をもつて、納税地とすることができ

3 第一項但書の規定は、前項の規定による納税地の申告又は指定があつた場合においては、その変更について旧納税地の所轄税務署長及び新納税地の所轄税務署長に対して申告がない限り、当該納税地をもつて、翌年以後の富裕税に關する納税地とする。

(納税管理) 第三十九條 第一條第二号の規定に該當する者は、申告書の提出その他富裕税に關する一切の事項を処理させるため、この法律の施行地に住所を有する者のうちから納税管理人を定め、納税地の所轄税務署長にその氏名及び住所を申告しなければならない。第一條第一号の規定に該當する者がこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときも、また同様とする。

2 前項の規定により申告した納税管理人は、その変更について納税地の所轄税務署長に対して申告がない限り、その者をもつて、翌年以後の富裕税に關する納税管理人とする。

(同族会社の行為又は計算の否認) 第四十條 同族会社の行為又は計算で、これを否認した場合においては、その株主若しくは社員又はその親族その他これらの者と政令で定める特殊の關係がある者の富裕税の負担を不当に減少させる結果となつたと認められるものがある場合においては、税務署長は、第二十三條の規定による更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、その認めるところにより、課税価格を計算することができ

2 前項の「同族会社」とは、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第七條の二に規定する同族会社をいう。

(附加税の禁止) 第四十一條 地方公共団体は、富裕税の附加税を課することができない。

第八章 罰則

第四十二條 詐偽その他不正の行為により富裕税を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた富裕税額が五百万円をこえるときは、情状に因り、同項の罰金は、五百万円をこえるの免れた富裕税額に相當する金額以下とすることができる。

3 第一項の場合においては、税務署長は、直ちに、その免れた富裕税を徴収する。

役又は二十万円以下の罰金に処する。但し、情状に因り、その刑を免除することができる。

第四十四條 左の各号の一に該當する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第三十六條の規定による調査を提出せず、又はその調査に虚偽の記載をして提出した者

二 第三十七條の規定による財産又はその財産に關する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 前号の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを呈示した者

四 第三十七條の規定による質問に對し答弁をしない者

下の罰金に処する。

第四十八條 第四十二條第一項の罪を犯した者には、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、適用しない。但し、懲役刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

附則 1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、本州、北海道、四国、九州及びその附屬の島(政令で定める地域を除く。)に、施行する。

通行税法の一部を改正する法律案 通行税法の一部を改正する法律案 通行税法(昭和十五年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

号ニ依リ等級ヲ定メタルモノト看做シテ前項ノ規定ヲ適用ス

一 等級ヲ分タザルモノニ在リテハ三等

二 二等ニ分タザルモノニ在リテハ二等及三等

三 一等ノ上ニ更ニ等級ヲ設ケタルモノニ在リテハ一等

四 三等ノ下ニ更ニ等級ヲ設ケタルモノニ在リテハ三等

第七條を次のように改める。

第七條 削除

第八條中「旅客運賃、」の下に「特別急行料金、」を加える。

第十一條中「徴收スベキ通行税ヲ徴收セザルトキ又ハ其ノ徴收シタル税金ヲ」を「徴收シタル税金ヲ」に改める。

第十一條ノ二第二項中「徴收スベキ通行税ヲ徴收セザルトキ又ハ其ノ徴收シタル税金ヲ」を「徴收シタル税金ヲ」に改める。

第十一條ノ二第二項中「徴收スベキ通行税ヲ徴收セザルトキ又ハ其ノ徴收シタル税金ヲ」を「徴收シタル税金ヲ」に改める。

第十一條ノ二第二項中「徴收スベキ通行税ヲ徴收セザルトキ又ハ其ノ徴收シタル税金ヲ」を「徴收シタル税金ヲ」に改める。

シテ納付すべき税額ニ達スルマデハ之ヲ同條ノ規定ニ依リ徴收シテ納付すべき通行税ニ充ツルモノトス但シ同條徴收法第二十八條ノ規定ノ適用ヲ妨グズ

第十一條ノ三第一項中「徴收すべき通行税ヲ徴收セザル場合又ハ其ノ徴收シタル税金を徴收シテ納付すべき通行税に改め、徴收すべき通行税ヲ徴收セザルコト又ハ其ノ徴收シタル税金を徴收セザルコトヲ正當ナル事由ナシト認ムルコトキハ」に改め、「徴收セザル通行税ノ税額又ハ」を削り、「百分ノ二十五ノ割合を」納期限ノ翌日ヨリ納付ノ日マデノ期間ニ応ジ当該期間ガ一箇月以内ナルトキハ百分ノ十ノ割合、一箇月ヲ超エ二箇月以内ナルトキハ百分ノ十五ノ割合、二箇月ヲ超エ三箇月以内ナルトキハ百分ノ二十ノ割合、三箇月ヲ超ユルトキハ百分ノ二十五ノ割合」に、「通行税ヲ徴收ス」を「輕加算税額ヲ當該通行税ヲ徴收スル義務アル者ヨリ徴收ス」に改め、同項の次に次の一項を加ふる。

第八條ノ規定ニ依リ通行税ヲ徴收スル義務アル者同條ノ規定ニ依リ徴收シテ納付すべき通行税ヲ納期限後ニ納付シタル場合ニ於テ當該納付ガ第十一條ノ規定ニ依リ徴收ガアルベキコトヲ予知シテ為サレタルモノニ非ザルトキハ當該納付ニ係ル通行税ノ税額ニ百分ノ五ノ割合ヲ乗ジテ計算シタル金額ニ相當スル輕加算税額ハ之ヲ徴收セズ

同條第二項中「前項」を「第一項」に改める。

第十一條ノ三の次に次の一條を加ふる。

第十一條ノ四 前條ノ規定ニ該當スル場合ニ於テ第八條ノ規定ニ依リ通行税ヲ徴收スル義務アル者事實ノ全部又ハ一部ヲ隠蔽又ハ偽装シ其ノ隠蔽又ハ偽装シタル所ニ基キ徴收シテ納付すべき通行税ヲ納期限内ニ納付セザル場合ニ於テハ政府ハ納付セザル通行税ノ税額ニ百分ノ五十ノ割合ヲ乗ジテ計算シタル金額ニ相當スル輕加算税額ヲ當該通行税ヲ徴收スル義務アル者ヨリ徴收ス

前項ノ規定ニ該當スル場合ニ於テ第八條ノ規定ニ依リ通行税ヲ徴收スル義務アル者前條第二項ノ規定ニ該當スルトキハ當該納付ニ係ル通行税ノ税額ニ百分ノ五十ノ割合ヲ乗ジテ計算シタル金額ニ相當スル輕加算税額ハ之ヲ徴收セズ

第十三條ノ三第一項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第十三條ノ二 第八條ノ規定ニ依リ徴收すべき通行税ヲ徴收セザル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二十万円以下ノ罰金ニ処ス但シ當該通行税ニ付前納ノ規定ニ該當スルに至リタルトキハ同條ノ例ニ依ル

第十五條中第三十八條第三項但書第三十九條第二項、第四十條、第四十一條を削り、「懲役ノ刑ニ処スルトキハ」を「懲役ノ刑ニ処スル場合又ハ懲役及罰金ヲ併科スル場合ニ於ケル懲役ノ刑ニ付テハ」に改める。附則第三項を次のように改め、附則第五項を削る。

日本国有鉄道ノ経営スル汽車、電車、乗合自動車及汽船ノ乗客ニ對スル第二條ノ通行税ノ税額ハ當分ノ間國有鉄道運賃法第三條乃至第六條ノ規定ニ依リ旅客運賃、特別急行料金、急行料金若ハ準急行料金又ハ同法第九條ノ規定ニ依リ日本國有鉄道ノ定ムル乗合料金ニ百分ノ二十ノ割合ヲ乗ジテ計算シタル金額ヲ當該運賃又ハ料金ニ夫々加算シタル金額ニ付命令ノ定ムル方法ニ依リ端數ヲ整理シタル金額ノ百二十分ノ二十二ニ相當スル金額トス

附則
1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。
2 この法律施行前に課した、又は課すべきであつた通行税については、なお従前の例による。
3 昭和二十五年三月三十一日以前に通行税法第八條の規定により徴收して納付すべき通行税を納付しなかつた場合において、この法律施行の際未納である通行税の税額

に係る改正前の同法第十一條ノ二の規定により加算して納付すべき税額で同年三月三十一日以前の期間に對應するものについては、なお従前の例による。

4 通行税法第八條の規定により徴收して納付すべき通行税でこの法律施行の際未納であるものについては、昭和二十五年四月一日を改正後の同法第十一條ノ二第一項に規定する期間の起算日として同條の規定を適用する。

5 昭和二十五年三月三十一日まで通行税法第八條の規定により徴收すべき通行税については、なお改正前の同法第十一條ノ三の規定による。

6 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

○池田國務大臣 所得税の一部を改正する法律案外五法律案の提案理由の説明をいたします。
政府は昭和二十五年を期して国税、地方税を通ずる税制の根本的改正を断行することとしたのであります。すなわち、さきに公表を見たシャウプ税制使節團の勧告は、御承知の通り税制全般にわたる画期的改正を提案いたしておるのであります。政府といたしましては、おおむねシャウプ勧告の基本原則に即応し、さらにわが國現下の財政経済諸事情に適合するよう、これに適切と認められる調整を加えて、現行税制の全般にわたる改正を行わんとするものであります。しかしてさきに第六国会を通過して、本年一月から実施を見た所得税の暫定的軽減、取引

高税及び織物消費税の廃止、物品税の改正等は今回の根本的税制改正の一環をなすものであります。今回ここに所得税法、法人税法等の改正案、富裕税法等関係法律案を提案する運びとなつた次第であります。

まず今回の税制改正の基本方針につきまして申し上げます。第一に、昭和二十五年年度予算におきましては、總合予算の均衡を確保し、経済安定をはかる方針を堅持いたしますとともに、他面価格調整費その他の経費について相当大巾な節減を行ひまして、歳出規模の縮減による財源をもつて、国民租税負担の軽減合理化をはかることとしたのであります。これにより昭和二十四年度に比して、国税の軽減額は相當額に達するのであります。

第二に地方自治を強化助長するため、地方財政を極力充実せしめることとし、従ひまして、地方税負担は勢いある程度増加することとなるのであります。なお新たに地方財政平衡交付金制度を創設して、比較的財政力の乏しい地方団体に対し、健全な活動を可能ならしめるに必要な財源を付與することとしたのであります。

第三に負担の公平化をはかる点に重点を置いたのであります。まず所得税制度につきましては徹底した合理化をはかり、各種納税者間の負担の公平化と、各納税者の個人的事情に適應した課税を実現して、所得税を租税收入の根幹たらしめることといたしました。所得税の補完税として富裕税を創設することとしたのであります。また現行相続税制度を根本的に改正して、相続及び贈與による財産の取得者に対し、取得者ごとに分割して、その一生を通ずる

財産の累積額を標準として、課税することにしたのであります。次に、事業投資の促進、生産の増加等との関連を考慮いたしまして、法人から生ずる所得に対する課税につき調整を加え、個人及び法人を通じて、その負担の均衡をはかつたのであります。さらに今回個人及び法人を通じて資産の再評価を実施し、企業をして適正な減価償却を可能ならしめて、企業経営の合理化をはかるとともに、資産譲渡の場合における課税を適正化することにしたのであります。間接税その他につきましては、その大體課税の性質にかんがみ、極力整理する方針のもとに、さきに取り高税及び織物消費税を廃止し、物品税を軽減したのであります。が、今回さらに有価証券移動税及び三等乗客に対する通行税の課税を廃止し、酒税について若干税率の調整を行うにとどめたのであります。

第四に中央及び地方を通じて、恒久的かつ安定した税制の確立に目標を指向したのであります。今回の税制改正は、税制全般にわたる改正であります。一旦改正された税制は、今後相当な期間持続せしめる前提のもとに立案されたのであります。しかして、都道府県及び市町村相互間の税源の配分につきましては、極力同一の税種を比率により分配することを避け、税種目によつて配分することとし、あわせて重要でない税目は極力これを整理することとしたのであります。すなわち国におきましては、所得税、法人税、相続税、酒税、たばこ税、その他消費税を主要税源とし、都道府県におきましては附加価値税、入場税及び遊興飲食税を根幹とし、市町村におき

ましては市町村民税及び固定資産税を根幹として、それらに形成せしめることとしたのであります。特に市町村につきましては、右に述べた通り有力な直接税によつてまかなわれることになり、税したことは、住民の地方行政に対する関心を高揚することとなり、地方自治の発展に寄與するところをきわめて大なるものと存する次第であります。

第五に税制の合理化に対応して、税務行政の適切な執行をはかることに特に重点を置いたのであります。すなわちいかに税制が合理化されましても、その運用がこれに伴わなければ、国民租税負担の実際の公平化を期し得ないことは、多く強調するまでもないところであり、従いまして税務行政の改善をはかるとともに納税者の協力の向上に努め、負担の公平化と課税の適正化をはかることがきわめて重要なのであります。これがため今回新たに青色申告書の制度を設ける等、租税執行に関する制度につきまして相当の改善をはかつたのであります。

なお、相続税、資産再評価、地方税等につきましては、近くこれが関係法律案を提案することとしたておるものであります。

次に各税に関する改正の概要について申し上げます。

まず所得税について申し上げます。先ほども申し上げましたごとく、本税を租税収入の根幹として形成するとともに、所得税負担の軽減適正化と所得税制度の合理化をはかることとしたのであります。所得税負担の軽減適正化につきましては、今回基礎控除、扶養控除、勤労控除、税率等の改正を

行うこととし、負担の軽減適正化をはかつたのであります。

まず基礎控除につきましては、現行法では年額一万五千円であり、シャウプ勧告においては二万四千円であり、これを二万五千円に引き上げることとしたのであります。次に、扶養控除につきましては、現行法では千八百円の税額控除であり、これを税額控除から所得控除に改めることを適当と認め、扶養親族一人につき一万二千元を所得金額から控除することとしたのであります。なお、これに関連いたしまして、扶養親族の範囲を拡張し、納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族で、原則として所得金額が一万二千元以下である者を、扶養親族として認めることとしたのであります。これにより農業、中小工業において家業を助けている成年の親族や就学中の者等につきましても、扶養控除が認められることとなるのであります。

次に勤労控除につきましては、現行法では収入金額十五万円までの金額の百分の二十五、最高三千七百五十円の控除が認められており、シャウプ勧告では収入金額の百分の十、最高二万円の控除が提案されているのであります。が、勤労所得者と事業所得者との間の負担の均衡等を考慮いたしますときは、現行の百分の二十五の控除割合は、やや多きに過ぎると考えられます。そこで、今回収入金額二十万円までの金額についてその百分の十五、最高三万円の控除を認めることを適当と考えたのであります。なお退職所得につきましても、給与所得の場合に準じ、新たに収入金額の百分の十五の控除を行う

こととしたのであります。

次に税率につきましては、おおむねシャウプ勧告の線に沿い、五万円以下百分の二十、五万円を超える金額百分の二十五、八万円を超える金額百分の三十、十万円を超える金額百分の三十五、十二万円を超える金額百分の四十、十五万円を超える金額百分の四十五、二十万円を超える金額百分の五十とし、最高税率は、シャウプ勧告においては三十万円を超える金額に対して百分の五十五であることを、五十万円を超える金額に対して百分の五十五としたのであります。なおあとで御説明いたしますように、所得税の最高税率を百分の五十五にとめたことと関連して、高額所得者に対する所得税の補完税として、新たに富裕税を創設することとし、高額資産所得者に課税することにより、負担の適正化に資することとしたのであります。

以上により所得税の負担は、各種納税義務者を通じて、相当軽減適正化されるのであります。たとえ給與所得者について申し上げますれば、扶養親族三人で月収一万円を有する者の現行負担は月千九百五十円であるが、改正後は六百八十三円となり、差引五百十二円の軽減となり、軽減割合は四割二分八厘になるのであります。また扶養親族四人で月収一万五千円を有する者の現行負担は月二千六百九十一円であるが、改正後は千四百五十八円となり、差引千二百三十三円の軽減となり、軽減割合は四割五分八厘となるのであります。農業所得者について申し上げますれば、所得年額十万円程度が通常の場合であると考えられるのであります。が、その現行負担は、扶養親族四人

の場合には一万六千五百円であるが、改正後は五千四百円となり、差引一万六千五百円の軽減となり、軽減割合は六割六分三厘となるのであります。また営業所得者の場合には、所得年額二十万円程度が通常であると考えられるのであります。が、その者の現行負担は扶養親族四人の場合には、五万七千五百円であるが、改正後三万三千三百円となり、差引二万四千二百五十円の軽減となり、軽減割合は四割一分六厘となるのであります。これにより所得税の負担は、特に扶養親族の多い世帯の負担は、相当程度軽減合理化されることとなるのであります。

次に所得税制度の合理化をはかるべき方途としては、まず第一に特別控除を認めることとしたのであります。すなわち不具者である者については、基礎控除または扶養控除を認めず、かゝり、一万二千元の控除を認めることとしたのであります。また震災、風水害、火災その他これらに類する災害または盗難により受けた損失額が、納税義務者の所得金額の十分の一を超えるときは、この超過額を所得金額から控除することとしたのであります。さらに納税義務者またはその扶養親族の医療費につきましては、支出した医療費が所得金額の十分の一を超えるときは、その超過額は十万円を限度として、これを所得金額から控除することとしたのであります。

第二は、所得合算制の縮小であります。すなわち原則として同居親族の所得合算制はこれを廃止し、各所得者ごとに課税することとしたのであります。ただし例外として、納税義務者と生計を一にする配偶者、または未成年の子等が

資産所得を有する場合に、当該資産所得の全額を、また納税義務者の扶養親族として控除の申告をした場合には、その扶養親族の所得の金額を合算して、課税することとどめたのであります。これにより、たとえば独身者の場合等の負担は相当軽減されるものと考えられるのであります。なお納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族が、当該納税義務者の経営する事業から所得を受ける場合には、当該所得をその納税義務者の所得として課税することといたしました。

第三は損益通算及び損失の繰越しまたは繰りもどしに關してであります。損益通算につきましては、現行法では經常的所得と臨時的所得との間に境を設けて、兩者間の通算を認めないこととしておりますが、今回の改正により、所得の計算上一時所得以外の所得について損失があるときは、これを他の所得の金額から差し引いて計算することとしたしました。また青色申告書を提出した場合に、ある年において生じた純損失の繰越し控除を三年間認めることとし、また前一年に限って繰りもどし控除を認めることとしたしたのであります。

第四に漁獲から生ずる所得、著作権の使用料による所得、退職所得、山林所得または譲渡所得等、年々所得金額の変動することが予想される変動所得につきましては、ある年にこれが集中することが多いため、累進税率の關係等で著しく高い負担となるものと考へられますので、数年間にこれを均分して課税することとし、負担の調整をはかることとしたのであります。すなわち変動所得の金額が所得金額の百分の

二十五以上である場合におきましては、納税義務者は、平均課税を受けることを選択することができるとしたのであります。この場合、平均課税の期間は、原則として五年間でありますが、変動所得が漁獲から生ずる所得、著作権の使用料による所得等以外であつて、かつその金額が二十万円以下であるときは、その年限りの簡易な調整を行ひ得ることとしたのであります。

第五は譲渡所得及び山林所得の課税方法の改正であります。譲渡所得及び山林所得につきましては、現在はその十分の五に對し課税することになつておりますが、今回はその金額に對し課税することとしたいたしました。他面譲渡所得及び山林所得に對する課税を合理化するため、変動所得の平均課税を選択することができるといたしました。同時に、既往におけるインフレーションによる値上り所得を排除調整するため、資産再評価による再評価額を、譲渡所得または山林所得計算上の取得価額の基準といたすこととしたのであります。かように再評価額を取得価額といたします結果、譲渡所得は再評価額を越える部分だけについて生ずることとなり、再評価額の範囲はすべて六%の再評価額の課税を受けるにとどまることがなるのであります。負担は著しく緩和されるのであります。次に相続または贈與等により資産の譲渡があつた場合におきましては、少額な場合を除き、原則としてそのときにおいて、譲渡所得または山林所得が実現したものと考へまして、譲渡所得または山林所得を計算して課税することとしたのであります。なお今回生活に通常必要

な家具、什器、衣服その他一定の動産についての譲渡所得は、所得税を課さないこととしたいたしました。

第六は配当所得に對する課税方法の改正であります。個人及び法人の課税の調整につきまして、相当根本的な改正が行はれることとなつたのであります。その一環として、法人税の課税は、個人における所得税の源泉徴収に當るものであるという観点からいたしまして、配当所得に對する源泉徴収の制度はこれを廃止いたしますとともに、現在配当所得の百分の十五に相當する金額を、所得税額から控除することとしたのであります。これを、配当所得の百分の二十五を控除することとし、その控除割合を引上げることとしたのであります。なお清算分配金につきましては、清算所得に對する法人税の廃止に伴い、株主等個人の所得として所得税が課税されることとなるのであります。清算分配金が、株式または出資の取得価額を越える場合の超過金額のうち、法人の積立金に對する部分の金額につきましては、配当所得として課税し、右以外の金額につきましては、当該株式または出資の譲渡による収入金額として取扱ふこととしたのであります。

第七に申告及び納付の時期につきましては、一般の所得税の申告時期及び納期は、これを六月、十月及び翌年一月の三期に改めることとしたのであります。また農業所得につきましては、農家の実情に即するよう七月、十一月及び翌年二月の三期とすることとし、なお単作地域につきましては、十一月及び翌年二月の二期といたしました。その他所得税の控除、税率等の改正に伴

い、簡易税額表及び源泉徴収額表を、全面的に改正いたしますとともに、簡易税額表を適用する場合を、課税所得金額三十万円程度まで拡張することとしたいたしました。また予定申告書または確定申告書の提出を要しない者の範圍につきましても、相当拡張することとしたいたしました。

次に所得税の執行に關する制度の改正といたしましては、まず今回青色申告の制度を認めることとし、正確な帳簿の記載を奨励し、これに對し相當の優遇を與へることとしたのであります。すなわち一定の帳簿を記載してある納税者に對しましては、青色申告書の提出を認めることとし、この場合には、帳簿書類を調査した上でなければ、更正決定をなすことができないこととしたものと、損失の繰越し、繰りもどしを認めることとしたのであります。今後この青色申告の制度の実施に伴つて、課税關係の不合理は漸次解決を見るべきものと期待してゐるのであります。第二に予定申告に際しましては、原則として前年の所得金額を基準とする制度を設けることとし、政府の承認を受けた場合には、前年の所得金額に満たない金額で申告することができるよういたしました。

また法人税について申し上げます。今回の改正により、法人の課税制度には相當重要な改正が行はれることとなつたのであります。従来のわが國の法人税制度は、法人を個人から獨立した課税主体として、個人と別個に課税することとしたのであります。

が、今回法人が、事業遂行のための個人たる株主の集團である点を重視し、法人税と所得税とが實質的に二重課税となることを排除すること、及び法人の租税負担を軽減して、事業投資、資本蓄積の促進をはかることを改正の基本原則としたのであります。これに伴い、さきに御説明いたしましたように、配当所得に對する課税方法にも、必要な変更が加へられたのであります。法人の課税制度にも、次に申し上げますごとく、相當重要な改正が加へられることとなつた次第であります。

その一は超過所得に對する法人税及び清算所得に對する法人税の廃止であります。すなわち昭和二十五年四月一日以後終了する事業年度から、超過所得に對する法人税を廃止することとしたいたしました。また同日以後における解散または合併による分譲、清算所得に對する法人税を廃止し、さきに述べました通り清算分配金は、これを株主等の個人に對して課税することとしたのであります。

その二は、普通所得に對する法人税の税率百分の三十五は、すべし置くこととしたのであります。また、農業協同組合等の特別の法人に對する税率は、一般法人と同様百分の三十五としたのであります。

その三は、積立金に對する課税であります。本年四月一日以降終了する事業年度における積立金額の増加額に對し、新たに年百分の二の税率により、法人税を課することとしたいたしました。この積立金に對する課税は、さきに述べました個人、法人の課税の調整に關する措置の一環をなすものであります。法人が所得を社内にて増保した

場合におきましては、その株主は、その留保金に対して所得税の納付を延期する結果となることを考慮いたしまして、延期をした所得税額に対する利息分を徴収する意味から、創設されたものであります。ただ同族会社につきましては、積立金額のうち、年五十万円を越える金額に対しては、その税率を百分の七といたしますとともに、現行の同族会社に対する税額加算の制度は、これを廃止することとしたしました。なお同族会社の範囲を拡張し、株主一人中心主義を株主数人主義に改めたのであります。

その四は、法人が他の法人から受ける配当等につきましては、法人課税制度の改正の原則に従い、その配当等からその元本を取得するために要した負債利子を控除した金額を、益金に算入しないこととしたのであります。

その五は、公益法人に対する課税であります。すなわち民法第三十四條の規定により設立した法人等の収益事業から生じた所得に対しては、新たに課税することとしたのであります。すなわちもつとも当該法人が、所得のうちから本来の公益事業に支出した一定額につきましては、これを損金に算入することとしたのであります。

その他法人の課税標準の計算に關しまして、青色申告書を提出している法人につきましては、五年の損失繰越しを認めるとともに、前一年に限り損失の繰りもどしを認めることとしたしました。またたなほおし資産の評価方法及び固定資産の減価償却の方法につきましては、各種の方法のうちいずれか一つを選択することができることとし、一つの方法から他の方法に変更する

には、政府の許可を受けなければならぬこととしたのであります。なお額面超過金、減資益等の益金不算入、貸倒れ準備金の損金算入、その他法人所得の計算に關する規定を、実情に適應するよう改正することとしたしました。

法人税の執行に關する制度の改正といたしまして、青色申告書の制度を設けること、申告納税について前年実績の要素を取入れたこと等は、所得税の改正について御説明した通りであります。なお法人税の申告書に、法人の代表者または経理担当責任者が、自署押印しなければならぬ規定を設けることとしたのであります。

次に富裕税についてその大要を申し上げます。さきにも申し上げました通り、所得税におきましては、その最高税率を、五十万円を越える金額に対し百分の五としたのであります。が、これに對して、高所得者に対する税負担の適正合理化をはかりました。すなわち、新たに所得税の補完税として、富裕税を創設することとしたのであります。

富裕税の内容につき主要な点を申し上げますと、本税は、課税時期、すなわち毎年十二月三十一日において、本法施行地に住所を有し、または一年以上上居所を有する個人と、本法施行地に住所または一年以上上居所を有しない個人で、課税時期においてこの法律の施行地に財産を有しているものに対して、その財産の価額が五百万円を越える場合に課税するのであります。課税標準の計算にあたりましては、前者については、その者の有する財産の価額は、課税時期において現に存する公

租公課を含む債務の金額を控除した金額を、後者については、その者の有する本法施行地にある財産の価額から、その財産にかかる債務の金額を控除した金額を課税価額といたしております。なお富裕税の課税にあたりましては、

(1) 国または地方公共団体において公用地または公共の用に供する土地、家屋及び物件、

(2) 墓所、霊廟及び祭具並びにこれらに準ずるもの、

(3) 国宝、史蹟名勝天然記念物、重要美術品として認定されたものの価額の合計額のうち百万円までの金額、

(4) もつぱら學術の研究の用に供する書籍、標本及び機械器具、

(5) 生活に通常必要な家具、什器、衣類その他の動産

には、課税しないこととしたしております。

次に免税点及び税率であります。富裕税は先に申し上げた通り、課税価額が五百万円以下である者については、課税しないこととしたしております。またその税率は、最低五百万円を越える金額に対し百分の五から最高五千万円を越える金額に対し、百分の三十に至る超過累進税率によることとしたしました。これにより本税の課税を受けるものは、五百万円を越える高所得者に限られるわけでありまして、その課税人員も比較的少数であります。

本税は、通常の場合におきましては、所得税と合せて年々の所得から納め得る程度のもので考えられるのであります。が、高所得者所得者につきましては、たとえば収益率一割の場合には、所得税の負担と合せて最高百分の

八十五の税率となり、高所得者所得者は相当高率の課税を受ける結果と相なるのであります。なお同居親族の課税価格をこれを合算することとしたしております。その場合には所得税の資産所得の合算の場合と同様の範囲といたしております。

次に財産の評価であります。原則として、課税時期における価額によることとし、地上権及び永小作権の価額は、その残存期間に応じ課税時期の現況による土地の価額に、一定の割合を乗じた金額といたしました。また有価証券で取引所に上場されているものについては、その年十二月中の毎日の最終価額の平均額により、年金その他の定期金に対する権利の価額については、その受くべき金額に一定倍数を乗じた金額により、保険契約に關する権利の価額は、課税時期までに拂い込まれた保険料の合計額を基準として、一定の割合を乗じた額とすることとしたしました。

本税は、課税時期の翌年の二月一日から同月末日までに申告納税する建前をとることとしたしたので、最初本税を申告納税するのは、昭和二十五年十二月三十一日現在の財産価額につき、昭和二十六年二月末日までにすることとなるのであります。なお本税の更正決定、異議受理の方法並びに罰則につきましては、所得税の例に準じて規定を設けることとしたしました。

次に、有価証券移動税につきましては、従来から有価証券の流通を阻害するといふ非難が多かつたのであります。が、所得税の課税所得を補完する目的もあつて、今日まで存置して来たのであります。しかしながら今回取引高税

の廃止、不動産取得税の廃止等をも考慮いたしまして、有価証券の流通を円滑にする等のため、これを全廃することとした次第であります。

次に、通行税につきましては、奢侈的性質の少い三等の乗客に対する課税を全廃することとしたしました。他面一等及び二等の乗客に対しては、その消費の性質にかんがみ、普通運賃に對しても急行、寝台料金に對すると同様、百分の二十の税率をもつて課税することとしたしました。

次に酒税について申し上げます。酒税につきましては、最近における酒類の消費状況にかんがみまして、できるだけ多くの歳入を得ることを期しているものであります。が、酒類の価額はすでに相当高位にあり、また密造対策の見地からいたしまして、その大巾な引上げは困難と考えられるのであります。ただ現在の財政事情及び酒類の需給状態等から見まして、ある程度の價格の引上げはやむを得ないものと認められますので、今回地方税たる酒消費税を酒税に統合し、各種酒類間の権衡を考慮いたしまして、若干税率の調整をはかることとしたしたのであります。すなわち自由販売酒のうち、清酒につきましては、一升当り特級千四百十円を千七百四十円程度に、一級九百十円を九百六十円程度に、二級六百四十円を六百五十円程度に、合成清酒につきましては一升当り一級六百四十円を六百七十円程度に、しよちやちゆにつきましては一升当り四百二十五円を四百五十円程度に、またビールにつきましては大びん一木当り二百二十五円を百三十四円程度にすることとし、配給酒につきましては若干の引上げをするこ

にいたします。

○北澤委員長代理 税制改正関係法案

の質疑は後日に譲りまして、次に証券取引法の一部を改正する法律案を議題として、前日に引続き質疑を続行いたします。小峯柳多君。

○小峯委員 たいま本委員会に付託になつております証券法の一部を改正する法律案につきまして、さきに私は取引委員会の湯地事務局長にお尋ねいたしましたのでありますが、本日は大臣がお見えになつておりますので、最近における証券対策に關しまして重ねて大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

証券対策に關する大臣の談話がいろいろ新聞紙上に發表されるのでありますが、正式な發表でないものでありますから、それだけをつかまえてとやかく言うつもりはありませんが、發表されますごとくその模様のかかりつつあるのを、私も読みとつておるものであります。証券対策は一体どういふ進み方をしておるか。突に不安にたえないのであります。私も証券対策を取上げておりましたのは、一部の証券業者に対する対策ではなしに、国民経済的な観点から取上げておるのであります。最近大蔵大臣は通商産業大臣もお兼ねになつておりますから、その国民経済的な必要性につきましても、特に感慨深いものがあるだろうと存するのであります。

最近いろいろ新聞に發表されておりますが、その証券対策の推移、いきさつ等いろいろ変化しております。証券関係方面との折衝で大臣が非常に御努力なさつておられること、証左でもあらうと考へまして、実はその御努力に對しては非常に多量におおるものであります。しかし一ころ大臣のお考へになつておりましたものと、多少重点がず

れて来てはいないかというふうに感ずるのであります。その間のいきさつを率直簡明に伺いたいと存するのであります。

○池田國務大臣 証券対策らしいことが新聞にちよいと出ておるのでありますが、これは私の口から出たものではございません。ある程度想像記事がまざつておると考へておるのであります。私は昨年来証券対策についていろいろな手をつたつたのであります。まだ足りない点があるものであります。そこで民間では証券保有会社をつくるのはどうかという意見が相当有力であります。証券保有会社をつくるのは最後の手段であつて、それまでになお打つべき手が相当あると私は考へます。その途中の手を今打ちつつあるのであります。どういふ構想のもとにやつておるかとお申しますと、今後わが国の産業を復興いたしますためには、何と申しましても相當の長期資金が要するのであります。その長期資金は、先般も資金計画で發表いたしましたように、昭和二十五年度においては大体千七百億圓程度の長期資金を考へておるのであります。これはやはり相當の株式を發行しなければならぬのであります。しかし証券対策といつたしましては、今のある株式につきまして、金融その他の措置を付くまゝ同時に、今後發行されます場合の株式につきましても、相當の手を打たなければならぬのであります。私の考へておられますのは、主として今後發行される株式について、まず重点を置くという考へで行つておるのであります。しこうしてこれのために、今までのようないふわけの証券売買業者をもつては不十分

でありますので、アンダーライターと申しますか、下引受会社と申しますか、こういう制度を確立して行きたいと考へておるのであります。どこからどれだけ金が出るかという点については、ただいま申し上げられませんが、当面打つべき策といつたしましては、株式の引受機關を拡充強化する、こういうところに証券対策の重点を置いて行きたいと思つた。今後の市況によればならないと思つたのであります。さしむき今の証券保有会社に対して、政府がどういふことを考へておられますか。民間の方で保有会社をおつくりになりますれば、できるだけの援助はいたしたいと考へております。

○小峯委員 御答弁を承りますと、最初からの御構想があまりずれておられぬように承知いたしました。これは敬意を拂うのであります。

今お話のアンダーライターの問題であります。非常に業者の数の多い中で、特にその業者の中から選別してアンダーライターを考へられるのか、あるいはその場合に何か基準のようなものもお考へになつておられるか、伺つておきたいと思ひます。

○池田國務大臣 今の証券業者のうち、特にこれ／＼という選定をいたさないつもりであります。申出があまりない場合には、その人の信用状態、今までの営業規模等を考へまして、やつて行きたいと思つております。

○小峯委員 新聞紙の報道するところによりますと、そのアンダーライターを大体十三社くらい選定して、現在の資本金が約十一億くらいになつていて、その十一億の倍増増資を考へる。そのあとの三十九億をアンダーライターの運轉資金に補強して、都合五十億くらいで、今あなたのおつしやるアンダーライターを補強して行くのだというふうな記事があります。先ほどの御答弁の中で、資金の出場所を申し上げにくいということでありました。が、そういうふうなことを考へておられるのと大差ないことを考へておられるのか、伺つておきたいと思ひます。

○池田國務大臣 その記事と私の考へは大差があります。五十億とか何とかいう金額は考へておりません。

○小峯委員 五十億の金額をお考へにならないといふことは、さらに大きなものを考へておられることか、ともそんな大きなものは考へないといふ意味か、ひとつその辺のいきさつを伺いたいのであります。

○池田國務大臣 この株式の金融対策といつたしましては、五十億や六十億では足りないものであります。百億も二百億もあつてしかるべしだと思ひます。しかし私のところで使う金は、何もそうたくさんでなくてもいいのであります。元ができて、それが動いて百億、二百億になればいいのであります。従つて五十億より多いか少いかということになりますと、私の手で動かす金はそれよりも少いということになります。

○小峯委員 大體輪郭はわかりますので、これ以上伺うことはかえつて御無礼だと思ひますので、遠慮いたします。

次に保有機關の問題、大臣の御答弁の中で、民間で保有機關ができれば、それに対してはできるだけのことをしたいといふふうな意味に聞きたつたのであります。保有機關の問題は、実は経団連なども非常に熱心に動いておつたやうであります。ところが大臣の最近の構想が、むしろその方が強く出るものであります。保有機關の方が、少し影が薄くなつたといふように一般は承知しております。これは最後の手段であるといふことは私も同感であります。しかし純然たる民間の機關で保有機關をつくる場合にも、独占禁止法との關係はどうか。民間が保有機關をつくることは、法的に独占禁止法との關係はさしつかえないと考へておられるか。

あるいはその場合に何か單獨な特別の法律でも用意しなければならぬと考へておられるか。と申しますのは、保有機關の保有株式に關しましては、株主権を停止するといふようなことも必要じゃないかと思ひますが、その辺のことを伺つておきたいと思ひます。

○池田國務大臣 保有機關ができまして、その資本金の状況、あるいは株式取得の状況によりましては、お話をうたふ特別の立法をしなければならぬ場合も起ると考へております。

○小峯委員 アンダーライターの問題と保有機關の問題を伺つたのであります。私も、私も証券対策として考へて参ります筋には、実は証券金融会社をつくりつくるのが一つ、それから保有機關をつくるのが一つ、また取引仕法の合理化の問題であります。これはアメリカ流のレギュラウエーを日本でも確実に実施する。もう一つは、証券業者の責力充実の問題であります。大臣が当面もつぱら力を入れてお取上げになつておりますところは、

証券業者の實力充実と言いますか、ア
ンダーライターの確立というところに
あると承知してよろしいか、その辺の
ことを伺つておきたいと思ひます。

○池田國務大臣 アンダーライター制度の確立でございます。しかしてまたたき御承知の通りに、日本証券金融会社等ができました。大阪証券金融会社等ができました。貸株制度も確立いたしますと、アメリカ流のレギュラー・ウエーの方に移つて行きたい、こう考えております。

○小基委員　今の問題と関連いたしました。信用供與の問題、これは伝えられるところすでに古いのであります。が、しかも大臣の判こ一つでこれはできそうなきがするのであります。信用供與を実現する時期、並びに信用供與の率などについて、構想がまとまつておりますれば、伺つておきたいと思ひます。

○池田國務大臣　信用供與の問題につきましては、株価の状況によりましては切實な問題として考えておりましたが、ただいまのところでは今ただちに打たなければならぬとも考えておりません。信用供與をやります場合に、やはりアメリカ流に半分にするか、あるいは七割程度にするか、問題があると思いますが、これは一にその証券市場の状況によりまして、そのとき／＼にきめればよい問題だと考えております。なおこの問題につきましては、やはり關係方面との話もありますので、ただいまのところこういう案というのは持つておりません。

○小選挙区委員 民間保有機関の話なのでありますが、もしこれが自主的に民間ででき上るといたしますと、これに對

して政府で力を貸し与えるという方法について、具体的に何かお考えになつてゐることはありませんか、伺つておきたいと思ひます。

○池田國務大臣 具體的の手は考えておりません。しかし民間の有力な方々が保有機關をつくるべく奔走しておられますので、私としては一応賛成の意を表しております。またいよく具體的の問題になりますと、融資あつせんその他の方法をとつてもいいと考えております。

○小峯委員 関連してもう一つ伺つておきたいことは、これも新聞紙上で承知したのでありますが、重要産業のしかも重要な会社の増資に關しまして、実はその増資分の資金を見返り資金で引受ける。そうして大きい意味の長期金融政策の一環にするのだ。もともと見返り資金の使い方は、財政の基礎を固めることもあり、直接に

積極的な再建に寄與するという面もあると思います。従来の直接投資では大臣御承知のように、なか／＼はかが行かないのであります。そういうことに関連して、私は今朝の新聞記事を非常に興味深く拜見したのであります。これは政策委員会から非公式に云々という新聞記事であります。そういうことが進みつつあるか。またそれに対する大臣の御見解を伺っておきたいと思ひます。

○池田田務大臣　日銀の政策委員会の意見として新聞に出ましたのは、承知しております。しかしそういう考え方について私はいろいろなことを総合して申し上げますと、あまり賛成した案ではないと思つております。見返り資金が直接にいわゆる重要産業の株を持つ

か、あるいは今まで通りに投資で行くかという問題になりますと、やはり向うとの関係もあります。投資の方に行つて直接株を持つということは必ず

かしいのではないか。それよりもその見返り資金とか、あるいはほかの政府資金を使ひまして、そうしてアンダーライター制度を確立して、重要産業の増資に便宜を與えるという方が本筋ではないかと考えております。

○小坂委員　私は予算委員会でも大臣とお話合ひしたのでありますが、大臣

しますためには、金融を嚴格にやることも必要があります。そろ／＼金融に積極味を出さなければならぬ時期になつておる。そういう時期においてこう

いう金融基調の成果を見てとつておるのかどうか。大臣はその点をどう金融基調の改革をなしとげるお考えでありますか。総括的な問題でありますがお考えを承つておきたいと思ひます。

○池田國務大臣 お話の通りに私は資金の融通につきましては積極の方策をとつております。昨年末預金部資金の

るいはまた短期ではありませんが、政府の余剰資金の活用につきましても相当考慮をめぐらしまして、積極的にどんどん金をまわして行きたいという考

えでやつておるのであります。
○小澤委員 結論的にひとつ最後のだめ押しをいたしたいのでありますが、証券市場というものは、御承知のようにそのときの経済の集中的な表現でありますから、單に市場の問題だけを取上げてこの解決ができるはずはございません。そういう意味で証券対策は、

いわば経済政策に対する——特に今の段階では金融政策を推進することにあると考えておりますが、大臣のお考えがその線で私どもとまったく同感のようにならうに考えられますので、欣快にたえません。そこで結論といたしまして、大臣は証券政策としては証券金融の問題を疏通することも考える、保有機関もあるが、やはり最後にはこれも考えてもいい問題だ、特に民間が自発的にやる場合には、及ばずながらできるだけしようというふうにもとれますし、また証券取引所法の問題についてもその改善は忘れてはいない、証券会社の資力充実については当面大いに入力を入れる、こういうふうには大臣はお考えになつておるが、それにもまして総合的な金融政策を積極的に進めるのだ、そうして彼此相まつて今の証券問題を解決するのだというふうな、御答弁になつておると私は拜聴するのであります。が、そういう考え方で大臣の考えが現われるかどうか。最後のため押しを伺つておきたいと思ひます。

○池田田園蔭大臣　小峰君のおつしやつた通りに考えております。なおこの機

会に申し上げますが、今私がここで申し上げました事柄が四、五日のうちに大きくクローズ・アップすることここに申し上げておきます。

○北澤委員長代理 宮原喜助君。

○宮原委員 私は昨十一日に証券対策に関する緊急質問を本会議でやつたのでありますが、あいにく大臣がお留守で政務次官から御答弁を受けたのであります。私は昨年の春以来政府が証券民主化といふことをなえまして、盛んに全国に宣伝をやりました。その結果勤労者の婦人の階層もほとんど大多数の人が、株を引受けたという状態であつたのであります。昨年の暮れ以来株は暴落しまして、一般の大家や勤労者の方々は、政府の証券民主化政策並びに財政経済に関するところの一大失敗の結果であるといふことをなえまして、新聞紙上にある通りに、現政府を非常に非難しておるのではありません。ためにこの再建整備の問題にしても株価が下落した。従つて増資をはかつても額面価格を割るような状態であつたから、増資も不可能な状態になつて参りました。産業の再建といふことが非常に困難になつて来るのが、現在の状態において新聞や雑誌に現れてゐる事実であります。これが及んで一大金融恐慌が起るのではないかと、こゝういふ不安の念にかられて、中小工業、大企業方面も不安の念にかられておる状態でありまして、これに對しまして政府は昨年度預金部の預金の百億円をこの資金にまわしまして、市中銀行に預託したのであります。それに対して日銀の内面指導によりまして、この金融機関の買い出動をおつたのであります。この市中銀行は自分のお

得意先の金融に充てまして、このてこ入れ資金が實際はてこ入れ資金になつてゐない状態であつたといふことをお聞きします。従つて無盡会社にてこ入れをした資金は、よほど好転しておつたようなことを伺つて見ますが、この点については大蔵大臣の所見も、ただいま小委員の質問に對して答えたようでありまして、私は百億のてこ入れ資金が失敗に終つたのではないかと考えておるのではありません。これは私の考えからいへば、大蔵大臣はデイス・インフレだ、こゝういふことを言われまして、われわれはデフレ政策の結果こういふ事態を招来した、こう考へておるのではありません。この前年度のてこ入れ資金について、大臣は先ほど簡単に小委員に御答弁になつたやうであります。この点についてもう一度伺ひたいと思ふ。さらに証券保有会社の問題について、先ほど民主党の小委員さんが追究をしたやうであります。この点もわれわれはどうも民主党と大臣とは興味の關係上はつきりびんと頭に来ないのではありません。もう一度証券保有会社の今までの経過、それから司令部との交渉のてんまつを多少伺ひたいと思ひます。

それから昨日の新聞に見返資金五十億をてこ入れ資金に出すのだ、こゝういふことが出ておりました。無盡会社と市街地信用組合に三十九億出す。それから十一億を四大証券に交付する、こゝういふことが出ておりましたが、この十一億円を四大証券に交付するといふことになりまして、これは一般の小さい証券業者は除いてありますが、こゝういふような非民主的なことを政府で自由にできるかどうかといふことの質問

をしたいと思ひます。それからまた見返り資金によりまして、この増資株を引受けるということも出ておりましたが、この点も大臣の御答弁を願ひたいと思ひます。そのほかの証券取引の各條文についてはたくさん質問事項があれはありますが、この点についてちよつと御返答を願ひたいと思ひます。

○池田國務大臣 昨年末預金部の資金を金融機関に出したのには、株のてこ入れ資金として出したものではございません。年末金融緩和の意味で出しておるのではありません。なおまた昨日夕刊に載つておりました五十億円の――十一億四、三十九億円の問題は、私の全然関知しないところであります。

次に見返り資金から直接に重要産業の株を持つといふ問題につきましては、小委員にお答えした通りであります。

○宮原委員 この証券の証券対策の問題に部分的に對策を講じて、これはだめじゃないかと思ふのであります。これは一般の全般的な金融對策なり財政經濟の對策が根本になつて、株価の回復ができるのじゃないかと思ふので、この見返り資金の運用状態と、それからこの全般的の對策の大まかなところをお伺ひしたいと思ひます。

○池田國務大臣 見返り資金の使用状況につきましては、たび／＼いろいろ／＼な機会でも申し上げたのでありますが、当初予算は千七百五十億円、それから補正予算で減りまして千五百八億円になりました。最近の流入状況が予定通りでないの、千五百八億円はちよつと減つて来るのではないかと、千三百億円前後、あるいは十二月の流入の分を今年度に入れるか入れないかによりま

して、百億円ばかり違ひますが、大体千二百七十億円から千三百七十億円くらいで、見返り資金がとどまると考へておるのであります。ただいままで見返り資金で入つたのは千五百億円でございますが、このうち使ひました金は七百七、八十億になつておりました。どういふ方面に使つたかと申しますと、まず鉄道、通信の特別会計あるいは公社へ出します予定が二百七十億円であつたのが、国鉄には全部出まして、あと通信の方に十七、八億円残つております。従いまして二百五十五、六億円は鉄道と通信に出しました。そしてまた復金債の償還が大体三百七、八十億円で、この金を復金債の償還に使ひました。直接投資はただいまのところは、きのうまでが九十六億円あるいは百億円になつておるかもしれません。百億程度の使ひ方であるのであります。それから先ほど御質問にありました見返り資金を、直接に四大証券に出すといふことは非民主的ではないか。見返り資金を直接に四大証券に出すといふことは全然考へておりません。こゝういふことは全然考へておりません。これはいろいろ／＼な巷間伝うところでありまして、私は見返り資金を直接に出すといふことは、初めから一度も考へたことがないのであります。

○三宅(則)委員 私は過日湯地局長にお尋ねしたのでありますが、幸い大臣がおいでになりましたから二、三點だけお伺ひしたいと思ひます。私の考へるところによりまして、証券業者といふものは、一般民衆に對しまして非常に關心を持たせ、また信用を高めなければならぬと思つておりますが、本法案によりまして、五十万円が営業純資本である。これ以上であると言つて

おりますが、むしろ現今の經濟状態からいいますならば、五十万円はるか百万円以上でも純資本金はいのじやないかと思ふのであります。からして、ぜひこゝういふふうの改正せられよう、その用意があるかないかといふことを伺ひたい。

次の第二点は、この証券会社に對しまして、証券取引委員会において各株式に對する正確を期し、その利潤の正常化とまた一般の信用を享受するため、これらに對しましては十分に監督をいたし、また監査をいたして国民の信頼性を高める、こゝういふのが本旨であります。こゝういふわけで公認會計士にこれをやらせるといふのはまことにものともな話であります。必しも公認の會計士のみが専門家とはいひ得ません。計理士でも相當の経験がありまた実績を持つ者があつたのでありますから、むしろ私は公認會計士もしくは計理士でもやり得る。その信用の高いものにこれを依頼することが委員会の本旨である、かように考へておられますが、大臣はいかなる構想を持つておられますか、ひとつ承りたいと思ひます。

○池田國務大臣 証券業者の純資産を五十万円では少な過ぎるではないかという御意見であります。これは資本金ではございませんで、固定資産を引きまして純資産でありますから、まあ五十万円くらいで行つていいのじやないかと考へております。御承知の通り昔は取引員は免許制度であつた。嚴格な標準で政府がこれを免許しておつたのであります。昨年来行われま

かわつておるのであります。この届出制度の点から申しまして、ただいまのところやはりみんなが平等に証券業者になり得るという根本方針がきまつたので、まあただいまのところ五十万円の純資産でやつて行つて支障はないのじやないか。しかしこれは非常に信用を重んずる機関でありますので、これが検査監督には十分の力を入れて行きたいと考えております。従いましてその検査の方法といたしまして、公認会計士によることになつております。

○三宅則一委員 今大蔵大臣から公認会計士もしくは計理士でも、りつばな人ならよろしいというような構想に承つたと考えております。もちろん私もはそうした実質本位にわが証券業を守り、わが国の経済の安定を期したいと考えております。つきましてはひとつ根本的に申し上げたい点があるのがあります。これはだれでも株式の取引をやることであるという事になつておりますが、やはり免許制となさつた方が届出制よりもむしろよいじやないかと、かように考えておるものでございます。もう一つ第二点に申しま

することは、われ／＼国会議員でも四箇年が任期であります。が、ひとり証券取引委員会委員長もしくは委員のみが五箇年という事柄は、少し行き過ぎではないかと考えております。もちろんこの委員長は内閣総理大臣が両院の同意を得て任命することになつております。から、むしろこれを四箇年と、国会議員と同様な方法に切りかえられたならば正しくはないかと思ひますが、大臣の御構想を承りたいと思ひます。

○池田國務大臣 取引員は免許制か届出制か、議論があるのであります。が、敗戦後の法制といたしましては、やはり免許制よりも届出制の方が民主的であるというのが一般の輿論であります。で、それによつたのであります。次に証券事務局の任期の問題であります。これは何も国会議員の任期に合はす必要はないのであります。て、その仕事々々によりまして、かえて行くべきだと思つております。

○宮腰委員 閣下して……。今大臣の御答弁の中に、公認会計士の監査証明に關しまして、一般の計理士を排除しない、こういうことを伺つたのであります。が、そうすると、この條文の一部を修正しまして計理士にもこれを見させることができる、証明させることができるというお考えでありますしうかどうか。

○池田國務大臣 公認会計士の監査制度を原則といたしておるのであります。が、具体的の場合におきましてはいろいろなはず規定もあると聞いております。こまかい問題につきましては政府委員より答弁いたさせます。

○湯地政府委員 証券取引法改正前の

現在でも一応公認会計士の監査を受ける、こういう建前になつております。それから改正法律においてもその点は踏襲しておるわけでありまして、ただそのやり方については委員会規則で定めて、現在のように公認会計士の方々の数が非常に少いというように、何でもかんでも公認会計士の監査を受けたものでなければいけないということになりますと、非常に支障を来す点もありません。さしあたりとしては現在の公認会計士の数でやり得る程度、ただいまといたしましては資本金五億円以上ぐらゐの会社については、公認会計士の監査をしなければいけないというような規則を出そうかと思つて用意しております。そうしますと、現在五億円以上という会社の数は約四十九ばかりあつて、そのほかのものについては公認会計士でなければいけないというわけではないのであります。

○北澤委員長代理 暫時休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後零時二十四分開議

○北澤委員長代理 休憩前に引続き會議を再開いたします。

この際お諮りいたします。去る二月九日理事河田賢治君の委員辞任によりまして、本委員会におきましては理事が一名欠員になつておりますので、この際その補欠選任をいたしたいと存じます。委員長において指名するに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○北澤委員長代理 それでは今月十五日河田賢治君が本委員に選任せられま

したので、河田賢治君を再び理事に指名いたします。

それではほかに御発言もないようでありますから、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十五分散会